

# 福島町地域防災計画

## 資料編

福島町防災会議



# 福島町地域防災計画 資料編 目次

## 資料 1 防災関係条例

---

1	福島町防災会議条例	1-1
2	福島町防災会議運営規程	1-3
3	福島町災害対策本部条例	1-4
4	福島町災害対策本部設置運用規程	1-4

## 資料 2 協定に関する資料

---

1	福島町における協定など一覧	2-1
2	北海道における防災関係の協定締結一覧	2-7

## 資料 3 気象及び震度に関する資料

---

1	福島町の気象の概況	3-1
2	気象庁震度階級関連解説表	3-2

## 資料 4 災害危険個所に関する資料

---

1	水防危険区域	4-1
2	高波・高潮・津波等危険区域	4-5
3	地すべり危険区域	4-7
4	急傾斜地崩壊危険区域	4-10
5	土石流危険溪流	4-17
6	土砂災害警戒区域等の指定状況	4-20
7	雪崩危険個所	4-23

## 資料 5 消防・水防に関する資料

---

1	火災・災害等即報要領	5-1
2	消防施設及び消防体制	5-23
3	消防信号	5-24
4	北海道広域消防相互応援協定	5-25

## 資料 6 避難に関する資料

---

1	津波一時避難場所、指定緊急避難場所、指定避難所	6-1
2	避難情報の発令判断・伝達マニュアル	6-4
3	福島町津波避難計画	6-5

## 資料 7 医療救護に関する資料

---

1	医療機関	7-1
2	災害時備蓄医薬品等の供給フロー	7-3
3	災害医療救護隊の出動	7-4
4	災害時の医療救護に係るトリアージ	7-6

## 資料 8 輸送に関する資料

---

1	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	8-1
2	北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	8-7
3	ヘリコプター離発着可能場所	8-12
4	緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等	8-13

## 資料 9 通信に関する資料

---

1	福島町防災行政無線施設設置及び管理等に関する条例	9-1
2	福島町防災行政無線施設設置及び管理等に関する条例施行規則	9-3
3	福島町防災行政用無線局運用管理規程	9-4

## 資料 10 災害救助法に関する資料

---

1	災害救助法による救助の種類	10-1
2	災害情報等報告取扱要領	10-6

## 資料 11 林野火災に関する資料

---

1	福島町林野火災消防対策本部系統図	11-1
2	福島町火入れに関する条例	11-3



## **資料 1 2 自衛隊に関する資料**

---

- 1 自衛隊の災害派遣 …………… 12-1
- 2 大規模災害時等における連携に関する協定書 …………… 12-3

## **資料 1 3 防災組織に関する資料**

---

- 1 住民組織一覧 …………… 13-1
- 2 渡島沿岸排出油等防除協議会会則 …………… 13-3
- 3 関係機関連絡先一覧 …………… 13-5

## **資料 1 4 融資に関する資料**

---

- 1 応急金融の概要 …………… 14-1

## **資料 1 5 国庫補助に関する資料**

---

- 1 事業別国庫負担金補助率表 …………… 15-1

## **資料 1 6 危険度判定に関する資料**

---

- 1 北海道震災建築物応急危険度判定要綱 …………… 16-1
- 2 北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱 …………… 16-6

## **資料 1 7 町内に関する資料**

---

- 1 過去の主な災害による被害発生状況 …………… 17-1
- 2 福島町の文化財 …………… 17-2
- 3 福島町備蓄倉庫備蓄品 …………… 17-3



# 資料 1

## 防災関係条例



## 防災関係条例 1

# 福島町防災会議条例

昭和38年3月19日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、福島町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 福島町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防計画の推進に関すること。
- (3) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (5) 前4号に掲げるほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がそのサービスを代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員の内から町長が任命する者 5人
  - (2) 北海道知事の部内の職員の内から町長が任命する者 4人
  - (3) 北海道警察の警察官の内から町長が任命する者 1人
  - (4) 町長がその部内の内から指名する者 1人
  - (5) 町の教育委員会の教育長 1人
  - (6) 渡島西部広域事務組合の職員の内から町長が任命する者 1人
  - (7) 渡島西部広域事務組合の消防団長の内から町長が任命する者 1人
  - (8) 指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体の職員の内から町長が任命する者 5人
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 1名
- 6 前項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残存期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年10月2日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年6月19日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年6月23日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(平成2年9月19日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第15号)抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月30日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成27年9月15日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 防災関係条例 2

### 福島町防災会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、福島町防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(会長の職務代理)

第2条 防災会議の会長(以下「会長」という。)に事故ある時は、防災会議委員(以下「委員」という。)である福島町副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認める時は、会長に対し防災会議の招集を求めることができる。

(議事)

第4条 防災会議は、会長および委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

2 議事は、出席者の過半数で決める。

(会長への委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営等について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月5日規程第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

### 防災関係条例 3 福島町災害対策本部条例

昭和38年3月19日  
条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、福島町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年9月15日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

---

### 防災関係条例 4 福島町災害対策本部設置運用規程

町長は、緊急止むを得ないと認めた場合において、災害対策基本法第23条第1項の規定による防災会議の意見をきくことを省略して、福島町災害対策本部を設置することができるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。



## 資料 2

# 協定に関する資料



## 協定に関する資料 1

## 福島町における協定など一覧

## 1 行政間協定等の名称及び内容

	協定名	相手	締結日	内容
1	災害救助用米穀等引渡協定書	農林水産省北海道農政事務所、北海道	H18.10.3	①政府所有米穀、災害対策用乾パン及び乾燥米飯の緊急引渡
2	北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ	福島町、北海道開発局	H22.6.1	①土木施設等に被害が発生した場合に、緊急的な対応を実施
3	災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局、北海道、北海道市長会、北海道町村会	H26.3.28	①災害時に連携し、災害応急対策に関する事務及び作業の応援を実施
4	大規模災害時等における連携に関する協定	渡島西部4町、陸上自衛隊第11旅団第28普通科連隊	H26.7.2	①災害時に連携し迅速且つ円滑な災害応急対策活動を実施
5	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	北海道、北海道市長会、北海道町村会	H27.3.31	①災害応急対策に従事する職員の派遣 ②災害応急対策に必要な車両、機械器具、物資等の提供斡旋 ③防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供斡旋 ④広域一時滞在等による被災住民の受入れ

2 民間等との協定等名称及び内容

	協定名	相手	締結日	内容
6	災害救急医療に関する協定	渡島管内町村、 渡島医師会	S61. 4. 1	①傷病者に対する応急措置 ②後方医療施設への移送 ③死亡の確認
7	災害救急医療に関する協定	北海道、(一社) 北海道医師会	S62. 12. 22	①傷病者に対する応急措置 ②後方医療施設への移送 ③死亡の確認
8	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	北海道、(一社) 北海道歯科医師会	H9. 4. 14	①救護班の編成及び派遣
9	日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会北海道地方支部、北海道地区協議会	H10. 7. 1	①応急給水作業 ②応急復旧作業 ③応急復旧資材の提供 ④工事業者の斡旋
10	災害時における交通誘導業務等に関する協定	北海道、(社)北海道警備業協会	H10. 12. 18	①交通誘導業務 ②警戒活動業務 ③その他警備業務
11	災害時の医療救護活動に関する協定書	北海道、(一社)北海道薬剤師会	H10. 12. 18	①調剤・服薬指導 ②医薬品等の管理
12	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	北海道、北海道葬祭業協同組合	H14. 3. 29	①葬祭用品の供給等
13	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	北海道、(株)セイコーマート	H18. 12. 22	①食料品等の物資の供給 ②災害情報提供
14	災害対応型自動販売機により協働事業に関する協定	福島町、北海道コカ・コーラボトリング(株)	H19. 9. 11	①災害対応型自動販売機の電光掲示板による情報提供、自動販売機内の飲料無償提供 自販機設置箇所 役場、温泉、福島商業

	協定名	相手	締結日	内容
15	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	北海道、(株) ローソン	H20. 2. 21	①食料品等の物資の供給
16	災害発生時における福島郵便局と福島町の協力に関する協定	福島町、福島・吉岡郵便局	H20. 9. 1	①車両提供 ②避難者リスト、広報活動、災害特別事務取扱及び援護対策
17	災害時における隊友会の協力に関する協定書	北海道、(公社) 隊友会北海道隊友会連合会	H21. 6. 26	①本部等の運営に必要な情報の収集・整理業務の協力 ②災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助 ③給水、炊き出しその他の救援活動の補助 ④避難所の開設及び運営の補助 ⑤瓦礫の撤去、清掃及び防疫の補助 ⑥物資、資材の運送及び配分の補助
18	福島町所管公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定	福島町、福島町建設業協会	H22. 4. 1	①土木施設の被害調査及び災害応急対策等
19	災害時におけるエルピーガス供給等の協力に関する協定	福島町、北海道エルピーガス協会道南支部	H22. 7. 14	①エルピーガスの供給 ②エルピーガス燃料として使用する関連機器
20	災害等の発生時における福島町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動支援に関する協定	福島町、北海道エルピーガス災害対策協議会	H22. 7. 14	①LP ガスの被害状況、復旧状況の情報提供 ②応急措置、復旧工事 ③LP ガスの供給、関連機器の設置工事 ④供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配 ⑤大規模火災現場における安全対策

資料2 協定に関する資料

	協定名	相手	締結日	内容
21	福島町における高齢者の地域見守り活動に関する協定	福島町、コープさっぽろ	H24. 1. 24	①高齢者宅への訪問により、異変等を発見した時に連絡
22	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書	北海道、北海道地区レンタカー協会連合会	H25. 3. 25	①車両の提供（貸与）
23	災害時応援業務に関する協定	福島町、吉岡砕石工業（株）	H25. 10. 1	①土木施設等に被害が発生した場合に、緊急的な対応を実施
24	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	北海道、北海道行政書士会	H26. 1. 29	①災害時における被災者支援のための行政書士の派遣等
25	福島町における高齢者の地域見守り活動に関する協定	福島町、江差信用金庫	H26. 7. 4	①高齢者宅への訪問により、異変等を発見した時に連絡
26	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	福島町、（一社）函館地区トラック協会	H26. 10. 20	①災害発生時の物資等の緊急輸送
27	災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定	北海道、北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	H28. 1. 27	①被災者等への宿泊施設の提供
28	自然災害等の発生に関する無人航空機（ドローン）による情報収集等に係る協定	福島町、北海道渡島総合振興局、中塚建設（株）	H28. 8. 1	①災害時に、協力要請に応じてドローンによる情報の収集と提供

	協定名	相手	締結日	内容
29	災害時における飲料の提供等に関する協定	福島町、サントリービバレッジソリューション（株）	H28. 8. 1	①緊急時飲料提供自動販売機の設置による飲料の無償提供
30	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	北海道、東日本段ボール工業組合	H29. 3. 10	①段ボール製物資の提供
31	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	福島町、函館地方石油業協同組合	H30. 11. 8	①緊急車両等への石油類の優先給油 ②災害対策上重要な施設等への石油類の優先給油 ③物資の供給及び要員の動員 ④給油所での帰宅困難者等への施設の提供 ⑤給油所での帰宅困難者等への情報の提供 ⑥給油所での帰宅困難者等への救急要請等
32	事故・災害発生時の協力に関する協定	福島町、北海道旅客鉄道株式会社	R1. 12. 18	①青函トンネル内で事故・災害が発生した場合の北海道新幹線利用者に対する避難場所等の提供
33	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	福島町、合同容器（株）	R2. 2. 20	①段ボール製物資の提供

資料2 協定に関する資料

	協定名	相手	締結日	内容
34	災害時における復旧作業等の支援に関する協定	東日本電信電話株式会社北海道南支店	R3.9.1	ドローン使用（映像）による早期の災害復旧
35	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社	R3.12.1	災害時、復旧作業に必要な施設・敷地・資機材等の提供などの相互協力
36	福島町と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定	明治安田生命保険相互会社	R4.3.3	町の防災事業のPR、被災者の安否確認
37	福島町とヤマト運輸株式会社との包括的連携に関する協定	ヤマト運輸株式会社	R4.4.18	災害時における支援物資の輸送、物資拠点の運営支援



## 協定に関する資料 2

北海道における防災関係の協定締結一覧

令和4年3月31日

民間との協定101件延べ194企業・団体等(内訳:報道・放送=3件32社・団体、医療・物資・役務提供等=98件延べ162企業・団体・独法)、行政機関等7件

資料	分野別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	担当部	備考
1	新聞	災害時における報道要請に関する協定	新聞各社(22社)	S36~		
2-1	放送	災害時における放送要請に関する協定	道内放送各社(9社)	S40.5.20~	総務部	
2-2	放送	災害時における放送要請に関する協定	(一社)日本コミュニケーション放送協会北海道地区協議会	H28.12.8	総務部	
3-1	医療・福祉・医薬	医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く)委託協定	日本赤十字社北海道支部	S34.9.1	保健福祉部	
3-2		災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)北海道医師会	S62.12.22	保健福祉部	
3-3		災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(一社)北海道歯科医師会	H9.4.14	保健福祉部	
3-4		災害時医薬品備蓄供給業務(委託)	㈱スグケン愛生館営業部	H13.4~	保健福祉部	
3-5		災害時医薬品備蓄供給業務(委託)	㈱ほくやく	H13.4~	保健福祉部	
3-6		災害時医薬品備蓄供給業務(委託)	㈱モロオ	H13.4~	保健福祉部	
3-7		災害時医薬品備蓄供給業務(委託)	㈱竹山	H13.4~	保健福祉部	
3-8		災害時医薬品備蓄供給業務(委託)	㈱ムトウ	H13.4~	保健福祉部	
3-9		災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)北海道薬剤師会	H14.2.28	保健福祉部	
3-10		北海道DMATの派遣に関する協定	北海道DMAT指定医療機関(34機関)	H19.9.12~	保健福祉部	
3-11		北海道災害派遣ケアチームの派遣に関する協定	(福)北海道社会福祉協議会	H23.9.5	保健福祉部	
3-12		災害時における医療用ガス等の供給に関する協定	(一社)日本産業・医療ガス協会	H24.9.7	保健福祉部	
3-13		災害時の看護職医療救護活動に関する協定	(公社)北海道看護協会	H24.12.28	保健福祉部	
3-14		災害時における医薬品等の供給に関する協定	(一社)北海道医薬品卸売業協会	H25.3.29	保健福祉部	
3-15		災害時における医療機器等の供給に関する協定	北海道医療機器販売業協会	H25.3.29	保健福祉部	
3-16		災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	(公社)北海道柔道整復師会	H26.5.16	保健福祉部	
3-17	災害時における社会福祉施設等の相互支援協定	北海道老人福祉施設協議会、(一社)北海道老人保健施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、(一社)北海道知的障がい福祉協会 北海道救護施設協議会、北海道児童施設協議会、北海道精神障害者社会福祉事業協議会、(公社)日本認知症グループホーム協会北海道支部、(一社)北海道認知症グループホーム協会、北海道母子生活支援施設協議会	H26.11.5 H27.3.31	保健福祉部		
3-18	災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	H29.1.27	総務部		
3-19	航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定	旭川市 航空自衛隊千歳基地 帯広市 釧路空港ビル㈱	H31.3.28 H31.3.29 R1.5.13 R1.6.20	保健福祉部		
4-1	食料・飲料・生活物資の供給等	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	北海道生活協同組合連合会	H17.11.22	環境生活部	
4-2		災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	北海道コ・コアホトリング㈱	H18.12.22	総務部	
4-3		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	㈱セコマ	H18.12.22	総務部	帰宅者支援含む
4-4		災害時における物資の供給に関する協定	㈱ローソン	H20.2.21	総務部	別掲(帰宅支援)
4-5		災害時における物資の供給に関する協定	㈱セブン・イレブン・ジャパン	H20.7.24	総務部	別掲(帰宅支援)
4-6		災害時における物資の供給に関する協定	㈱イトーヨーカ堂	H20.7.24	総務部	
4-8		災害時における飲料の供給等防災に関する協定	サントリーフーズ㈱	H20.12.18	総務部	
4-9		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道㈱	H22.1.20	総務部	帰宅者支援含む
4-10		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	DCMホームマック㈱	H23.3.23	総務部	帰宅者支援含む
4-11		災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定	日糧製パン㈱	H24.3.27	総務部	帰宅者支援含む
4-12		災害時における物資の供給に関する協定	㈱北海道ファミリーマート、㈱ファミリーマート	H25.11.22	総務部	
4-13		災害時における物資の供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H26.11.21	総務部	
4-14		災害時における物資の供給に関する協定	コストコホールセールジャパン㈱	H28.6.20	総務部	
4-15		災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	H29.3.10	総務部	
4-16	災害時等における各種コンテナ製品等の供給に関する協定	ウオレットジャパン㈱	R2.1.22	総務部	R3.1.19改正	
4-17	災害時等における段ボール製品の調達等に関する協定	合同容器㈱	R2.4.6	総務部		
4-18	災害時における物資の供給等に関する協力協定	(株)ファーストリテイリング	R4.3.31	総務部		

資料2 協定に関する資料

資料	分類別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	担当部	備考
5-1	救助・救援等の支援	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NPO法人日本レスキュー協会	H20.4.16	総務部	
5-2		災害時における隊友会の協力に関する協定	(公社)隊友会北海道隊友会連合会	H21.6.26	総務部	
5-3		災害時における動物救護等に関する協定	動物救護関係の団体:(公社)北海道獣医師会、(公社)日本愛玩動物協会	H24.12.21	環境生活部	地方自治体:道、札幌市、旭川市、函館市
5-4		災害時及び災害活動に関する協力協定	(公社)日本青年会議所北海道地区協議会	H25.1.23	総務部	
5-5		災害時における交通誘導業務等に関する協定	(一社)北海道警備業協会	H10.12.18	総務部	
5-6		災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)北海道建設業協会	H25.3.25	総務部	
5-7		建設管理部所管公共土木施設の災害時等における協力体制に関する協定	(一社)北海道道路標示・標識業協会	H25.4.1	建設部	
5-8		災害時等の緊急時における業務連携に関する協定	(地独)北海道立総合研究機構	H22.4.1	総務部	
5-9		大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定	(公社)北海道産業資源循環協会	H23.4.19	環境生活部	
5-10		災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)北海道測量設計業協会	H24.10.31	建設部	
5-11		災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)北海道地質調査業協会	H27.1.28	建設部	
5-12		土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定	ヤマト運輸(各主管支店)	H27.9	水産林務部	各(総合振興局)において締結
5-13		災害時における協力体制に関する協定	(一社)北海道土木コンクリートブロック協会	H29.1.27	総務部	
5-14		災害時における相互協力に関する協定	北海道公立大学法人札幌医科大学	H29.12.20	総務部	
5-15		災害時における協力体制に関する基本協定	北海道維持管理業務連絡協議会	H30.3.22	建設部	
5-16		災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業協会	H30.3.23	建設部	
5-17		災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	(一社)全国下水道コンサルタント協会北海道支部	H30.3.23	建設部	
5-18		災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)日本砕石協会、(一社)日本砂利協会	H31.1.25	建設部	
5-19		災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会北海道支部	H31.3.26	建設部	
5-20		公共土木施設災害復旧事業支援に関する協定	(一財)北海道建設技術センター	H28.9.7	建設部	
5-21		北海道とAUTHENTIC JAPAN株式会社との消防活動等の協力に関する協定	AUTHENTIC JAPAN(株)	R2.4.9	総務部	
5-22	循環型地域社会の形成に関する協定書について	太平洋セメント(株)	R2.12.24	環境生活部		
5-23	災害時等における解体・撤去等に関する協定	(一社)北海道解体工事業協会	R3.3.29	総務部		
6-1	葬祭の支援	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	北海道葬祭業協同組合	H14.3.29	総務部	
6-2		災害時における葬祭用品の供給に関する協定	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	H17.11.1	総務部	
6-3		災害時の遺体搬送等に関する協定	(一社)全国霊柩自動車協会	H18.6.23	総務部	
7-1	住宅の支援	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(社)プレハブ建築協会	H8.11.1	建設部	
7-2		災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(公社)北海道宅地建物取引業協会	H23.5.2	総務部	
7-3		災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	H24.3.27	総務部	
7-4		災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	(独法)住宅金融支援機構	H27.2.23	建設部	
7-5		災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書	(一社)全国木造建設事業協会	H29.10.20	建設部	
8-1	帰宅支援	災害時における帰宅者支援に関する協定	㈱吉番屋	H20.12.17	総務部	
8-3		災害時における帰宅者支援に関する協定	㈱セブン-イレブン・ジャパン	H20.12.17	総務部	
8-4		災害時における帰宅者支援に関する協定	㈱北海道ファミリーマート	H20.12.17	総務部	
8-5		災害時における帰宅者支援に関する協定	㈱モスフードサービス	H20.12.17	総務部	
8-6		災害時における帰宅者支援に関する協定	㈱ローソン	H20.12.17	総務部	
8-7		災害時における帰宅者支援に関する協定	㈱ダスキン(ミスタードーナツ店)	H24.11.1	総務部	
-		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	㈱セコマ	H18.12.22	総務部	(再掲)
-		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	H22.1.20	総務部	(再掲)
-		災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	ホームマック(株)	H23.3.23	総務部	(再掲)
-		災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23.12.26	経済部	(再掲)
-	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定(帰宅者支援)	日糧製パン(株)	H24.3.27	総務部	(再掲)	

資料	分類別	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	担当部	備考
9-1	輸送・保管	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定	(公社)北海道トラック協会	H23.10.17	総務部	
9-2		災害時における緊急・救援輸送等に関する協定	北海道旅客船協会	H24.3.27	総務部	
9-3		災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	北海道地区レンタカー協会連合会	H25.3.25	総務部	
9-4		災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	全日本空輸(株)	H25.3.29	総務部	
9-5		災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	日本航空(株)・(株)ソニーエア	H25.3.29	総務部	
9-6		災害時等における船舶による輸送等に関する協定	日本内航海運組合総連合会	H25.9.27	総務部	
9-7		災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	(株)AIRDO	H26.1.29	総務部	
9-8		災害時における物資の保管等に関する協定	苫小牧地区倉庫協会	H29.7.24	総務部	
9-9		災害時における物資の保管等に関する協定	小樽倉庫協会	H30.3.19	総務部	
9-10		災害時における物資の保管等に関する協定	札幌倉庫協会	H30.3.28	総務部	
9-11		災害時における物資の保管等に関する協定	道北倉庫協会	H30.3.28	総務部	
9-12		災害時における物資の保管等に関する協定	室蘭地区倉庫協会	H30.3.28	総務部	
9-13		災害時における港湾荷役の支援等に関する協定	北海道港運協会	H30.5.2	総務部	
9-14		災害時における物資の保管等に関する協定	函館倉庫協会	H30.5.10	総務部	
9-15		災害時等における緊急輸送等に関する協定	(一社)北海道ハイヤー協会	H30.12.18	総務部	
9-16		災害時における物資の保管等に関する協定	道東倉庫協会	H31.3.29	総務部	
9-17		災害時における物資の保管等に関する協定	北見地区倉庫協会	H31.3.29	総務部	
9-18		災害時における電動車両等の支援に関する協定	道内三菱自動車販売会社11社、三菱自動車工業(株)	R2.10.28	総務部	
10-1	その他	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23.12.26	経済部	燃料、帰宅者支援含む
10-2		災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	北海道行政書士会	H26.1.29	総務部	相談
10-3		災害等による水道施設被害に係る相互応援に関する覚書	(公社)日本水道協会北海道地方支部	H17.4.8	環境生活部	
10-4		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	H27.3.13	総務部	
10-5	災害時における相談業務の応援に関する協定	士業7団体(弁護士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、税理士、行政書士)	H29.6.2	総務部	相談	
10-6	災害時における物資の供給に関する協定	丸玉産業(株)	H29.8.23	水産林務部	合板	
10-7	大規模災害発生時における相互協力に関する協定	北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク	R3.8.31	総務部		
10-8	大規模災害発生時における相互協力に関する協定	東日本電信電話(株)北海道事業部	R3.8.31	総務部		
11-1	行政機関	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国都道府県	H8.7.18	総務部	H30.11.9改正(最新)
11-2		大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	北海道、東北8道県	H7.10.31	総務部	H26.10.21改正(最新)
11-3		災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	道及び全道179市町村	H9.11.5	総務部	H27.3.31改正(最新)
11-4		大規模災害時の連携に係る協定	陸上自衛隊北部方面隊	H24.6.7	総務部	
11-5		災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局、全道179市町村	H26.3.28	総務部	
11-7		北海道における災害時等の相互協力に関する協定	北海道開発局、札幌市	H28.12.9	建設部	
11-8		大規模災害に備えた北海道と陸上自衛隊北部方面隊との連携・協力に関する覚書	陸上自衛隊北部方面隊	H28.3.17	総務部	
11-9		災害派遣活動拠点としての道立公園の使用等に関する覚書	陸上自衛隊北部方面隊	R4.3.10	総務部	

※本資料の協定先の名称は基準日時点のもの



## **資料 3**

# **気象及び震度に関する資料**



## 気象及び震度に関する資料 1

## 福島町の気象の概況

(資料：福島消防署)

年次	気温 (°C)			降雨量 (mm)		風速 (m/s)		平均湿度 (%)	降雪量 (cm)				
	平均	最高	最低	1日最大	総量	瞬間最大風速	平均		最深降雪量	最深月日	総量	降雪期間	
												初日	終日
S 48年	10.3	27.5	-4.7	108	1307	6.6	2.8	72	45	S48. 1. 2	272.0	S48.11.18	S49. 3.24
S 49年	11.8	28.3	-3.9	83	1295	22	3.8	76	82	49. 1.10	362.0	49.11.10	50. 3.27
S 50年	13	35	-7.5	133	1531	16.5	4	70	70	50. 1.19	432.0	50.12. 7	51. 3.27
S 51年	13	34	-7	70	902	18.6	4.5	69	25	51. 1. 6	214.0	51.11.14	52. 2.11
S 52年	12.3	33.3	-11	129	1279	22.5	4.5	67	79	52. 2.14	456.0	52.12. 2	53. 3.24
S 53年	10.3	34	-13	87	1127	16	3.9	71	24	53. 3.11	379.0	53.12. 2	54. 3.31
S 54年	11.4	34.3	-9.5	127	1725	27.5	3.9	73	18	54. 1.30	230.0	54.11.13	55. 4. 3
S 55年	10.4	31	-11	225	1662	25.5	4.2	65	35	55. 1. 2	388.0	55.11.13	56. 3.19
S 56年	9	32	-8.8	140.5	1943	27	4.3	71	40	56. 1.19	430.0	56.11. 7	57. 3.16
S 57年	9.1	31	-13	105	1468	24	4.3	76	17	57. 1.27	281.0	57.11.24	58. 3.25
S 58年	8.1	31.3	-12	105	1290.5	28	5.3	80.3	20	58. 1. 9	330.5	58.11.21	59. 4. 6
S 59年	7.6	32.5	-19.5	144	918	26	5.2	77.3	30	59. 3.20	516.0	59.11.12	60. 3. 4
S 60年	8.1	32.5	-12.5	73	972.5	34	5	69.6	27	60. 1.17	322.0	60.11.26	61. 3.16
S 61年	7.9	33	-12.5	99.5	1178.5	22.5	4	78.5	35	61. 2. 9	297.5	61.11.15	62. 4.12
S 62年	8.4	31	-12	115.5	1328	31	3.3	77.5	30	62. 2.19	327.0	62.11.19	63. 3.24
S 63年	8.2	32.5	-12.5	103	1149	23.5	4.1	77.2	30	63. 2.17	362.5	63.11.11	H 1. 3. 9
H 元年	9.4	33.5	-9.5	76.0	1520.0	24.0	3.4	74.0	29.0	H 2. 2. 3	181.5	H 1.11.14	H 2. 2. 3
H 2年	10.1	32.5	-12.5	85.0	1843.0	26.0	3.4	72.5	55.0	3. 1.26	240.0	2.11.10	3. 4. 1
H 3年	10.7	31.0	-13.5	94.0	1456.0	23.0	3.4	75.0	23.0	4. 1.29	326.0	3.11. 4	4. 3.22
H 4年	11.3	31.5	-8.5	88.0	1702.0	21.0	3.7	74.2	23.0	5. 1.24	307.0	4.11. 1	5. 3.28
H 5年	11.1	33.0	-8.5	165.5	1539.0	25.0	3.5	73.4	24.0	6. 2.17	326.0	5.11.22	6. 3.14
H 6年	12.7	36.5	-12.7	127.0	1551.0	25.0	2.9	73.4	45.0	7. 2. 1	583.0	6.11.13	7. 3.27
H 7年	12.2	33.5	-12.5	100.5	1813.0	23.5	2.7	74.1	33.0	8. 1. 5	388.5	7.12. 8	8. 4.12
H 8年	9.9	31.0	-12.0	61.0	1364.0	不良		72.9	27.5	9. 1. 9	448.5	8.11.12	9. 3.24
H 9年	9.2	31.6	-11.4	101.5	1755.0	25.7	2.7	75.7	25.0	10. 3.10	297.0	9.12. 1	10. 3.23
H10年	9.1	28.6	-14.2	121.5	1771.0	24.3	2.8	77.6	20.0	11. 1.21	377.0	10.11.11	11. 4. 7
H11年	9.3	33.9	-12.8	101.0	1117.0	33.8	2.7	77.6	35.0	11. 3.21	542.0	11.11.16	12. 3.26
H12年	9.2	31.7	-13.2	114.5	1157.0	25.0	2.8	79.6	40.0	12.12.25	390.5	12.11.18	13. 3.16
H13年	8.4	28.7	-13.9	123.0	1205.0	23.7	2.7	78.7	27.0	14. 1.21	426.0	13.11.11	14. 3.24
H14年	8.9	29.7	-11.5	69.5	1082.0	27.0	2.7	79.2	15.0	14.12.27	224.0	14.11. 2	15. 3.19
H15年	8.6	28.4	-10.5	68.0	997.0	24.0	2.7	81.3	40.0	16. 2.20	279.0	15.11.22	16. 4. 9
H16年	9.7	33.9	-10.0	98.5	1774.0	29.6	2.8	81.2	23.0	16.12.30	334.0	16.11.16	17. 4. 5
H17年	8.7	30.7	-10.0	71.0	1350.0	27.9	2.7	84.2	30.0	17.12.17	600.0	17.11. 9	18. 3.29
H18年	8.7	30.7	-12.6	53.5	967.0	24.8	2.8	85.0	15.0	18.12.30	179.5	18.11.12	19. 3.17
H19年	9.4	32.7	-7.6	88.0	919.0	25.6	2.7	82.6	15.0	19.12.31	202.0	19.11.18	20. 3. 6
H20年	9.1	29.2	-11.7	71.5	743.0	23.1	2.7	84.0	25.0	20.12.26	318.5	20.11.19	21. 2.27
H21年	9.0	27.8	-9.7	67.0	1469.0	26.1	2.6	86.0	30.0	21.12.20	279.0	21.12. 2	22. 4.15
H22年	9.5	31.8	-10.8	72.5	1465.0	26.1	2.8	86.3	25.0	22. 1. 1	301.0	22.11.15	23. 4. 3
H23年	8.9	32.6	-11.7	73.5	1418.0	21.5	2.7	85.8	38.0	23. 1.20	299.5	23.11.20	24. 4. 7
H24年	8.9	32.8	-12.2	45.0	1075.0	25.3	2.7	86.7	37.0	24. 2. 1	575.0	24.11.27	25. 3.30
H25年	9.0	31.1	-10.6	96.5	1276.0	27.7	2.7	85.0	56.0	25. 2.16	598.0	25.11.11	26. 3.20
H26年	9.1	31.3	-13.2	144.5	1374.5	29.0	2.7	77.1	50.0	26. 2.15	473.0	26.12. 5	27. 3.23
H27年	10.1	30.1	-9.8	121.0	1853.0	27.5	2.6	73.9	50.0	28. 1.28	328.0	27.12. 4	28. 3.10
H28年	9.6	31.1	-8.1	164.0	1885.5	27.4	2.6	73.9	40.0	29. 1.14	280.0	28.11. 9	29. 3.17
H29年	9.5	不明	-9.9	116.0	1804.5	25.3	2.5	74.7	120.0	30. 2.18	331.0	29.11. 3	30. 3. 6
H30年	10.6	32.0	-12.0	99.5	1741.5	29.6	2.6	76.4	50.0	31. 2.18	279.0	30.12. 6	31. 3.31
R元年	9.9	32.0	-10.6	234.5	1191.0	28.4	2.7	74.4	23.0	2. 2.25	146.0	1.11.14	2. 3. 6
R 2年	11.6	34.1	-12.5	362.5	1446.0	27.5	2.6	77.4	86.0	3. 3.11	365.0	2.12.14	3. 2.27

## 気象及び震度に関する資料 2

### 気象庁震度階級関連解説表

(平成21年3月31日)

#### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区分しています。



## ● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する 施設の天井等の破損、 脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 資料 4

# 災害危険個所に関する資料



## 災害危険個所に関する資料 1

## 水防危険区域

(平成19年11月現在)

番号	危険区域の現況						予想される被害			
	地区名	水系名	河川名	流心距離 (Km)	危険区域 延長(m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道 路	その他
1	松浦	松浦川	普通 松浦川	河口から 1・6	両岸1,000	溢水	28		国道228号線・町道 松浦1.2号線	
2	吉野	吉野川	普通 吉野川	河口から 1・6	両岸1,000	〃	25	1	国道228号線・町道 吉野1.2号線	
3	吉岡	吉岡川	2級 吉岡川	河口から 4.5	両岸3,000	〃	150	4	国道228号線・ 道道渡島吉岡停車 場線	田 1 h a
4	〃	〃	普通 戸谷の沢川	合流点から 0.8	両岸 800	〃	30	4	道道渡島吉岡停車 場線	田 2 h a
5	〃	〃	普通 美山川	合流点から 2.5	両岸 700	〃	5		町道美山線	田 1 h a
6	豊浜	豊浜川	普通 豊浜川	河口から 1・5	両岸 800	〃	30		町道豊浜1.2号線	
7	宮歌	宮歌川	普通 宮歌川	河口から 3.0	両岸2,000	〃	25		町道宮歌1.2号線	
8	白符	白符川	普通 白符川	河口から 6.5	両岸6,000	〃	56	3	国道228号線・町道 白符小学校線外	田 2 h a
9	〃	坊主沢川	普通 坊主沢川	河口から 1.0	両岸 500	〃	24		国道228号線 町道坊主沢線	
10	〃	澗内川	普通 澗内川	河口から 5.5	両岸 1,500	〃	1		国道228号線 町道澗内3号線	田 2 h a
11	日向	滝の下川	普通 滝の下川	河口から 0.5	両岸 300	〃	32		国道228号線	田 1 h a
12	福島	福島川	2級 福島川	河口から 10.8	両岸 6,000	〃	395		国道228号線 道道岩部福島 停車場線	田 30 h a
13	〃	寺の沢川	普通 寺の沢川	河口から 0.8	両岸 350	〃	45		町道本町大通線 道道岩部福島 停車場線	畑 1 h a
14	〃	福島川	2級 檜倉川	合流点から 9.9	両岸 5,000	〃	3		町道檜倉線	田 5 h a
15	〃	〃	普通 三枚橋川	合流点から 1.7	両岸 350	〃	50		道道岩部福島 停車場線	畑 2 h a

資料4 災害危険個所に関する資料

番号	危険区域の現況						予想される被害			
	地区名	水系名	河川名	流心距離 (Km)	危険区域 延長(m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他
16	〃	〃	普通 政治川	合流点から 0.9	両岸 500	〃	5		町道檜倉線 町道火葬場線	
17	〃	〃	普通 小檜倉川	合流点から 4.5	両岸 3,000	〃			町道小檜倉3号線	田 15ha
18	月崎	〃	普通 みどり川	合流点から 2.0	両岸 450	〃	80		町道緑町線	
19	〃	〃	普通 観音橋川	合流点から 1.3	両岸 800	〃	100	1	町道公営住宅線 町道月崎1号線	畑 5ha
20	塩釜	月見川	普通 月見川	河口から 1.2	両岸 300	〃	9		道道岩部福島 停車場線 町道月見橋線	
21	〃	中の沢川	普通 中の沢川	河口から 3.3	両岸 300	〃	17	1	道道岩部福島停車 場線、町道中の沢 1.2号線	
22	〃	釜谷川	普通 釜谷川	河口から 2.0	両岸 1,000	〃	35		道道岩部福島 停車場線 町道塩釜1.2号線	
23	〃	〃	普通 城内川	合流点から 0.5	両岸 500	〃	20		町道城内線	
24	浦和	板橋川	普通 板橋川	河口から 3.5	両岸 1,000	〃	19		道道岩部福島停車 場線、町道浦和小学 校線	
25	〃	鳥沢川	普通 鳥沢川	河口から 2.0	両岸 500	〃	14		道道岩部福島 停車場線	
26	〃	浜沢川	普通 浜沢川	河口から 1.5	両岸 300	〃	7		道道岩部福島 停車場線	
27	日の出	日の出川	普通 日の出川	河口から 2.0	両岸 1,000	〃	10		道道岩部福島停車 場線、町道日の出 1.2号線	
28	岩部	岩部川	普通 岩部川	河口から 4.0	両岸 1,000	〃	35	1	道道岩部福島停車 場線、町道岩部 1.2号線	
29	三岳	福島川	普通 館の沢川	合流点から 4.5	両岸 2,000	〃	25		国道228号線 町道館の沢線	田 5ha
30	〃	〃	普通 ノツベ川	合流点から 6.9	両岸 1,000	〃			町道小檜倉2号線	田 20ha



## 資料4 災害危険個所に関する資料

番号	危険区域の現況						予想される被害			
	地区名	水系名	河川名	流心距離 (Km)	危険区域 延長(m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他
31	"	"	普通 呑兵衛川	合流点から 1.0	両岸 500	"			町道館の沢線	田 2ha
32	"	"	普通 池の岱川	合流点から 1.3	両岸 500	"			町道館の沢線 町道池の岱線	田 3ha
33	"	"	普通 半兵衛川	合流点から 1.0	両岸 500	"	9		国道228号線 町道権四郎線	田 2ha
34	"	"	普通 権四郎川	合流点から 2.3	両岸 800	"	5		国道228号線	田 5ha
35	"	"	普通 山崎川	合流点から 1.0	両岸 700	"	13			田 2ha
36	"	"	普通 茂山川	合流点から 6.0	両岸 3,000	"	9		町道三岳6号線	畑1ha 田1ha
37	"	"	普通 峠下川	合流点から 3.0	両岸 1,000	"	2		国道228号線 町道福島峠下1号線	
38	三岳	福島川	普通 兵舞川	合流点から 4.5	両岸 1,000	"			国道228号線	田 2ha
39	千軒	知内川	普通 小川	合流点から 1.0	両岸 500	"	1		町道開拓2号線	
40	"	"	普通 住川	合流点から 9.5	両岸 5,500	"			町道住川2号線	田 2ha
41	"	"	2級 知内川	河口から 34.7	両岸 10,000	"	1		国道228号線 町道住川2号線	田 13ha
42	"	"	普通 網配川	合流点から 7.5	両岸 1,000	"	1		国道228号線 町道網配線	田 2ha
43	"	"	普通 宿辺川	合流点から 7.0	両岸 4,000	"			町道宿辺1.2号線 町道開拓2号線	田 4ha

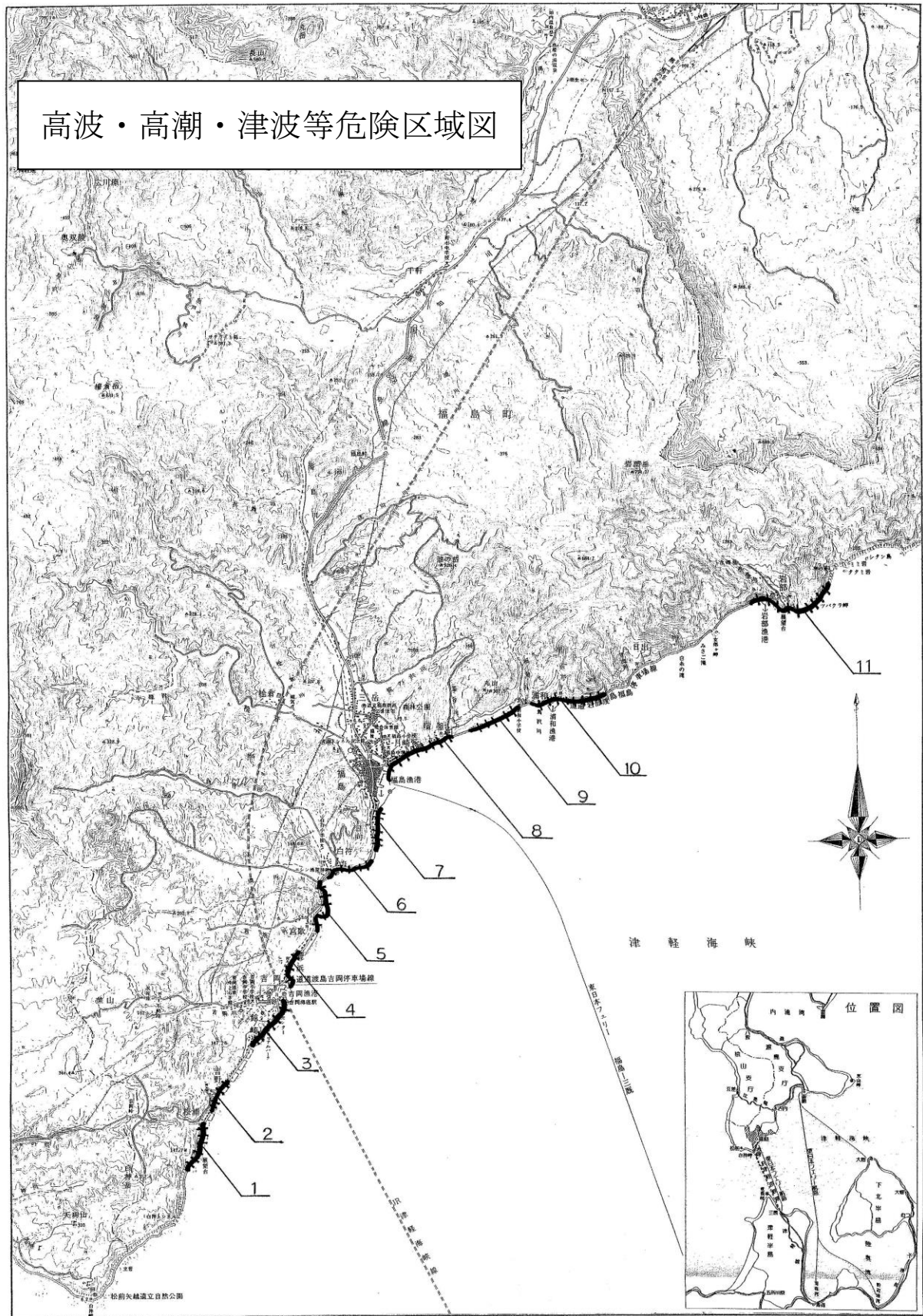


## 災害危険個所に関する資料 2

## 高波・高潮・津波等危険区域

(平成19年11月現在)

番号	危険区域の現況					予想される被害			
	海岸名	海岸線危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
1	松浦	3,354	0	0	津波	20	1		
2	吉野	1,695	1,095	0	〃	14			
3	吉岡	850	250	0	〃	5			
4	豊浜	467	467	0	高波	8	1		
5	宮歌	1,140	140	1,176	津波	12			
6	白符	1,900	700	831	高波	13			
7	日向 福島 月崎	2,500	810	577	〃	75			
8	月崎海岸	671	671	240	〃	15			
9	塩釜	1,900	680	0	〃	14			
10	浦和	1,998	847	340	〃	5			
11	岩部	9,337	0	0	津波	12			



## 災害危険個所に関する資料 3

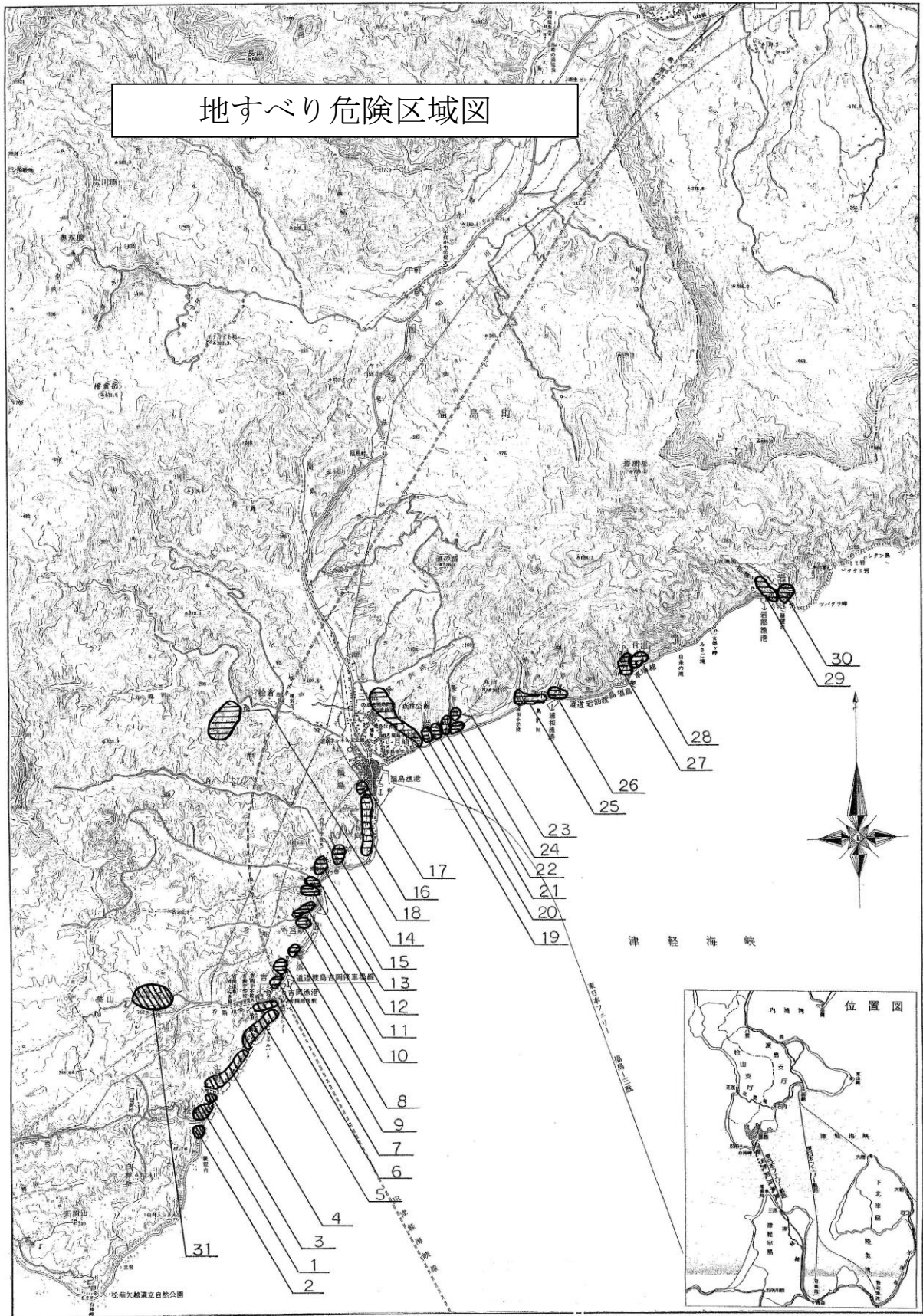
## 地すべり危険区域

(平成19年11月現在)

番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
1	松浦	今井宅～渡辺宅	1.3	33	1	国道228号 町道松浦2号線	
2	松浦	沢田宅～本間宅	0.3	10		国道228号 町道松浦1号線	
3	吉野	山口宅～ 遠藤宅	0.1	3		国道228号	
4	吉野	小笠原宅 ～阿部宅	2.1	85		国道228号 町道吉野館崎線	寺1 神社1
5	館崎	藤田宅 ～鈴木宅	2.0	58	1	国道228号 町道吉野館崎線	
6	〃	佐藤宅 ～佐藤宅	0.8	32		国道228号 町道平和橋1号線	
7	吉岡	諏訪宅 ～中山宅	0.6	16		国道228号	神社1
8	豊浜	山田宅 ～北島宅	0.4	5		国道228号 町道豊浜1号線	
9	〃	新山宅 ～北島宅	0.7	30		国道228号 町道豊浜2号線	
10	宮歌	対馬宅 ～深山宅	0.4	15		国道228号 町道宮歌1号線	神社1
11	〃	石岡宅 ～地藏堂	0.6	16		国道228号	寺1
12	〃	新谷宅 ～前田宅	0.1	10		〃	
13	白符	岩崎宅 ～小川宅	0.1	2		〃	
14	〃	中村宅 ～岩崎宅	0.3	14	1	〃	
15	〃	小鹿宅 ～小鹿宅	0.5	13	1	国道228号 町道白符小学校	

資料4 災害危険個所に関する資料

番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
16	日向	鳴海宅 ～西川宅	3.4	73	1	国道228号	
17	福島	福島	3.3748	4			神社1
18	〃	福島	10.0	100		町道檜倉線	
19	月崎	月崎	10.0	100			
20	塩釜	鳴海宅 ～宮崎宅	0.2	11		道道岩部福島停車場線	
21	〃	鳴海宅 生活館	0.3	13		町道中の沢1号線	
22	〃	西村宅 ～秋元宅	0.5	14	1	町道塩釜1号線	
23	〃	高森宅 ～吉岡宅	0.4	12		町道塩釜1号線	
24	〃	要田宅 ～増川宅	0.3	10		町道塩釜2号線	
25	浦和	佐藤宅 ～佐藤宅	0.4	17		道道岩部福島停車場線	
26	〃	土門宅 ～金谷宅	1.9	20		〃	
27	日の出	日の出	0.3			〃	
28	〃	〃	1.1			〃	
29	岩部	近藤宅 ～角谷宅	0.8	6	1	〃	
30	〃	花田宅 ～花田宅	0.4	9	1	〃	
31	美山	美山	10.0			神社公園	





## 災害危険個所に関する資料 4

## 急傾斜地崩壊危険区域

## (1) 急傾斜地崩壊危険個所

(平成26年3月現在)

	図面番号	箇所番号	箇所名		図面番号	箇所番号	箇所名
1	急146	I-2-222-1260	福島岩部1	35	急180	I-2-256-1294	福島宮歌4
2	急147	I-2-223-1261	福島岩部2	36	急181	I-2-257-1295	福島宮歌6
3	急148	I-2-224-1262	福島岩部4	37	急182	I-2-258-1296	福島豊浜
4	急149	I-2-225-1263	福島岩部5	38	急183	I-2-259-1297	福島豊浜1
5	急150	I-2-226-1264	福島浦和2	39	急184	I-2-260-1298	福島豊浜2
6	急151	I-2-227-1265	福島浦和3	40	急185	I-2-261-1299	福島吉岡1
7	急152	I-2-228-1266	福島浦和5	41	急186	I-2-262-1300	福島吉岡2
8	急153	I-2-229-1267	福島塩釜1	42	急187	I-2-263-1301	福島館崎1
9	急154	I-2-230-1268	福島塩釜2	43	急188	I-2-264-1302	福島館崎3
10	急155	I-2-231-1269	福島塩釜3	44	急189	I-2-265-1303	福島館崎4
11	急156	I-2-232-1270	福島塩釜4	45	急190	I-2-266-1304	福島吉野1
12	急157	I-2-233-1271	福島塩釜5	46	急191	I-2-267-1305	福島松浦1
13	急158	I-2-234-1272	福島塩釜6	47	急192	I-2-268-1306	福島松浦2
14	急159	I-2-235-1273	福島塩釜7	48	急193	II-2-156-939	福島岩部3
15	急160	I-2-236-1274	福島塩釜8	49	急194	II-2-157-940	福島岩部6
16	急161	I-2-237-1275	福島月崎1	50	急195	II-2-158-941	福島日出1
17	急162	I-2-238-1276	福島月崎2	51	急196	II-2-159-942	福島日出2
18	急163	I-2-239-1277	福島月崎3	52	急197	II-2-160-943	福島浦和1
19	急164	I-2-240-1278	福島三岳1	53	急198	II-2-161-944	福島浦和4
20	急165	I-2-241-1279	福島三岳4	54	急199	II-2-162-945	福島三岳2
21	急166	I-2-242-1280	福島福島2	55	急200	II-2-163-946	福島三岳5
22	急167	I-2-243-1281	福島福島5	56	急201	II-2-164-947	福島三岳6
23	急168	I-2-244-1282	福島福島6	57	急202	II-2-165-948	福島千軒1
24	急169	I-2-245-1283	福島福島7	58	急203	II-2-166-949	福島千軒2
25	急170	I-2-246-1284	福島福島	59	急204	II-2-167-950	福島福島1
26	急171	I-2-247-1285	福島日向1	60	急205	II-2-168-951	福島白符3
27	急172	I-2-248-1286	福島日向2	61	急206	II-2-169-952	福島白符6
28	急173	I-2-249-1287	福島白符2	62	急207	II-2-170-953	福島白符7
29	急174	I-2-250-1288	福島白符1	63	急208	II-2-171-954	福島宮歌5
30	急175	I-2-251-1289	福島白符4	64	急209	II-2-172-955	福島館崎2
31	急176	I-2-252-1290	福島白符5	65	急210	III-2-42-423	福島三岳3
32	急177	I-2-253-1291	福島宮歌1	66	急211	III-2-43-424	福島福島3
33	急178	I-2-254-1292	福島宮歌2	67	急212	III-2-44-425	福島福島4
34	急179	I-2-255-1293	福島宮歌3				

※位置図については、別冊「避難情報の発令判断・伝達マニュアル 土砂災害編」を参照



## (2) 災害危険区域現地調査による急傾斜地崩壊危険区域

(平成19年11月現在)

番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
1	松浦	松浦		42	1	国道228号 町道	
2	〃	〃		18		国道228号 町道	
3	吉野	吉野	1.2443	26	1	国道228号 町道	
4	館崎	館崎		0	1		
5	〃	〃		0	1		
6	〃	〃		36		国道228号 町道・橋梁2	
7	〃	〃		145	2	国道228号 町道・橋梁4	
8	吉岡	吉岡		9		道道吉岡停車 場線	
9	〃	〃		0	1	道道吉岡停車 場線	
10	豊浜	豊浜	0.44	25		国道228号 町道・橋梁2	
	〃	〃	0.39	13			
11	〃	〃		14		町道・橋梁1	
12	〃	〃		56		国道228号 町道	
13	宮歌	宮歌		10		国道228号 町道	
14	〃	〃		14		国道228号 町道	
15	〃	〃		5		国道228号 町道	
16	〃	〃		34		町道	
17	〃	〃		4		町道	

資料4 災害危険個所に関する資料

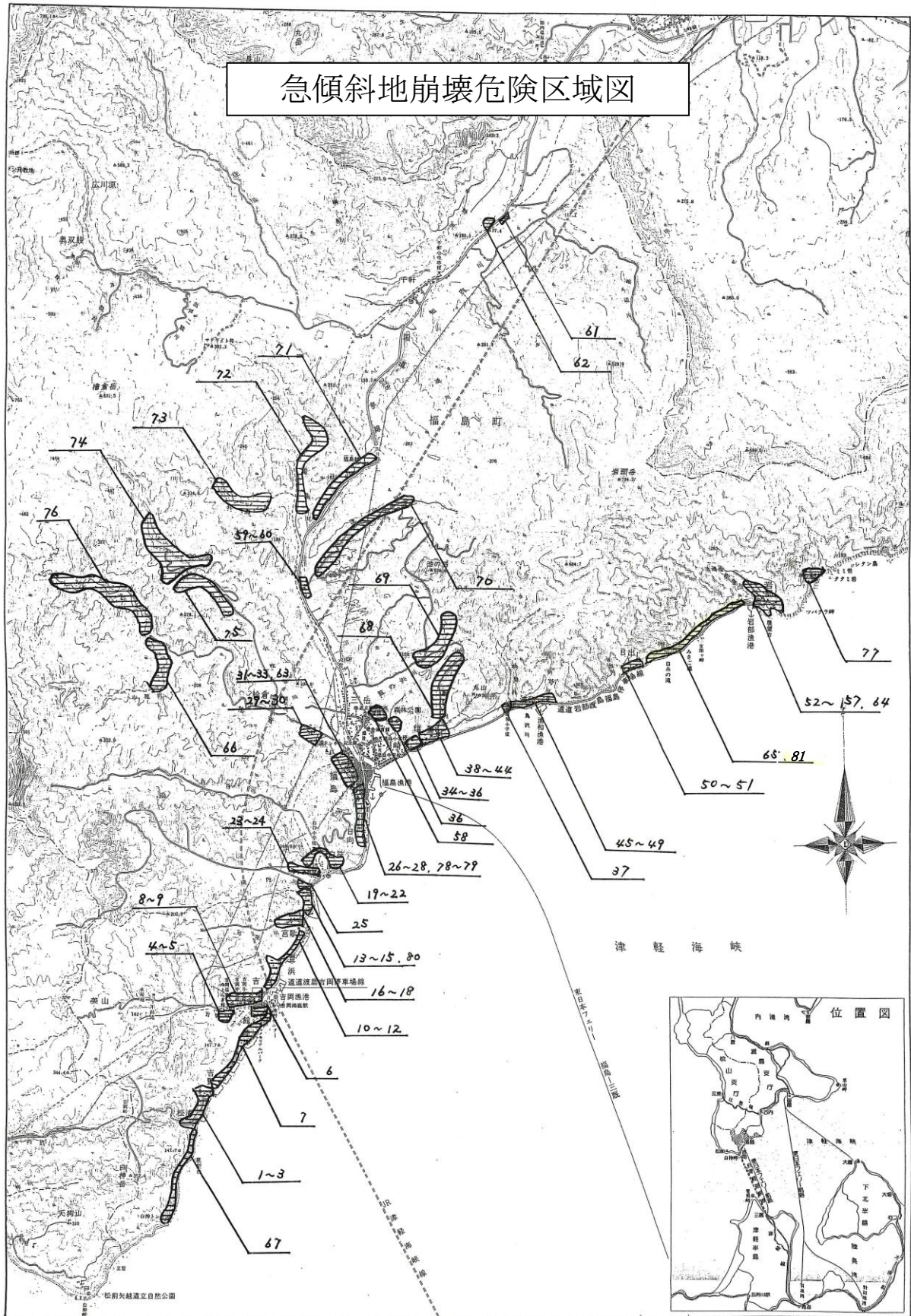
番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
18	宮歌	宮歌		19		町道	
19	白符	白符		27		町道、橋梁1	
20	〃	〃	0.6	15		国道228号 町道	寺1
21	〃	〃		1		町道	
22	〃	〃		0	1	町道	
23	〃	〃		12		国道228号 町道	
24	〃	〃		2			
25	〃	〃		3		国道228号 町道	
26	日向	日向		47		国道228号	
27	〃	〃		78		国道228号 町道	
28	福島	高田宅 ～ 敦沢宅	0.2	19		国道228号線	神社1
29	〃	福島		1			
30	〃	福島			1	町道	
31	〃	館古		18		町道	
32	〃	法界寺・専徳寺		14		町道	
33	〃	法界寺		1		町道	
34	月崎	月崎		22		道道岩部線 町道	

番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域 面積(ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他
35	月崎	月崎		6		町道	
36	〃	丸山団地		41		町道	
37	塩釜	佐藤福道宅 ～ 板橋		5		道道岩部線 町道	
38	〃	増川宅 ～ 要田宅		10		道道岩部線 町道	
39	〃	増川宅 ～ 鳴海宅		13		町道	
40	〃	西村宅 ～ 増川宅		16		道道岩部線 町道	
41	〃	生活館 ～ 西村宅		10	1	道道岩部線 町道	
42	〃	鳴海宅 ～ 生活館		6		町道	
43	〃	鳴海清宅 ～ 鳴海ミツエ宅		8		道道岩部線 町道・橋梁1	
44	〃	鳴海清宅 ～ 鳴海ムラ宅		8		道道岩部線 町道・橋梁1	
45	浦和	奈良宅 ～ 金谷宅		4		道道岩部線	
46	〃	村田宅 ～ 横内宅		21		道道岩部線 橋梁1	
47	〃	村田宅 ～ 土門宅		6		道道岩部線 橋梁1	
48	〃	横内宅 ～ 佐藤宅		4		道道岩部線	
49	〃	佐藤宅 ～ 飯田宅		8		道道岩部線 橋梁1	
50	日出	日出		1		道道岩部線 町道	
51	〃	〃		2		道道岩部線 町道・橋梁1	

資料4 災害危険個所に関する資料

番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
52	岩部	岩部		12		町道	
53	〃	〃		0		町道	旧小学校
54	〃	花田宅 ～ 石川宅	0.9	25		町道岩部 1号線	神社1
55	〃	岩部		4	1	道道岩部線	
56	〃	〃		8		町道 道道岩部線	
57	〃	〃		2		道道岩部線	
58	三岳	陽光園		9		町道	
59	〃	三岳		1			
60	〃	〃		4		町道	
61	千軒	千軒		2		国道228号	
62	〃	小笠原宅 ～ 小池宅		4		国道228号	
63	福島	法界寺 ～ 公団宿舎	4.0	30	1	町道館古団地 4～8号線	寺2
64	岩部	岩部	1.5	5		道道100m	
65	日の出	日の出	36.0			道道 2000m	
66	桧倉	桧倉	8.0			林道400m	
67	松浦	松浦	30.0			道道 1800m	
68	釜谷川	塩釜	32.0	10		林道 1000m	

番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
69	館の沢	塩釜	36.0			町道 1500m	畑 5 ha
70	茂山川	〃	66.0			町道 2500m	畑 3 ha
71	福島峠	桧倉	45.0			国道 1800m	
72	福島川	〃	53.0			林道 1200m	畑 8 ha
73	兵舞川	〃	48.0			林道 800m	畑 5 ha
74	ノソベ川	〃	61.0			林道 1200m	
75	小桧倉川	桧倉	28.0			林道 800m	
76	桧倉川	〃	82.0			林道 2400m	
77	海の家	岩部	12.0		1棟 海の家		
78	日向1	字日向27 林班一1	1.0	50		国道500m	
79	日向2	字日向27 林班一2	1.0	50		国道500m	
80	宮歌1	字宮歌27 林班一3	0.7	13		国道300m	
81	岩部	岩部	1.5	5		道道100m	



## 災害危険個所に関する資料 5

## 土石流危険渓流

## (1) 土石流危険渓流

(平成26年3月現在)

	図面番号	渓流番号	渓流名		図面番号	渓流番号	渓流名
1	土 019	I 22-0190	松浦川	17	土 035	I 22-0350	西川の沢川
2	土 020	II 22-0200	与平沢川	18	土 036	II 22-0360	吉川裏の沢川
3	土 021	II 22-0210	神社の沢川	19	土 037	I 22-0370	発電所の沢
4	土 022	II 22-0220	吉野教会裏の沢川	20	土 038	I 22-0390	塩釜川1の沢
5	土 023	II 22-0230	新山の沢川	21	土 039	I 22-0400	板橋川
6	土 024	I 22-0240	菊池の沢川	22	土 040	II 22-0410	ベコ川
7	土 025	I 22-0250	工藤の沢川	23	土 041	I 22-0420	鳥沢川
8	土 026	I 22-0260	中山裏の沢川	24	土 042	II 22-0430	鳥沢の沢川
9	土 027	I 22-0270	駅裏沢川	25	土 043	II 22-0440	日の出川
10	土 028	II 22-0280	貝取澗川	26	土 044	I 22-0450	岩部川
11	土 029	I 22-0290	宮歌左2沢川	27	土 045	II 22-0460	石川の沢
12	土 030	I 22-0300	宮歌左1沢川	28	土 046	準 22-0001	福島二の沢川
13	土 031	I 22-0310	トンネル上の沢	29	土 047	準 22-0002	福島三の沢川
14	土 032	II 22-0320	中村の沢川	30	土 048	準 22-0003	福島一の沢川
15	土 033	I 22-0330	藤原の沢川	31	土 049	準 22-0004	福島二の沢川
16	土 034	I 22-0340	滝ノ下川				

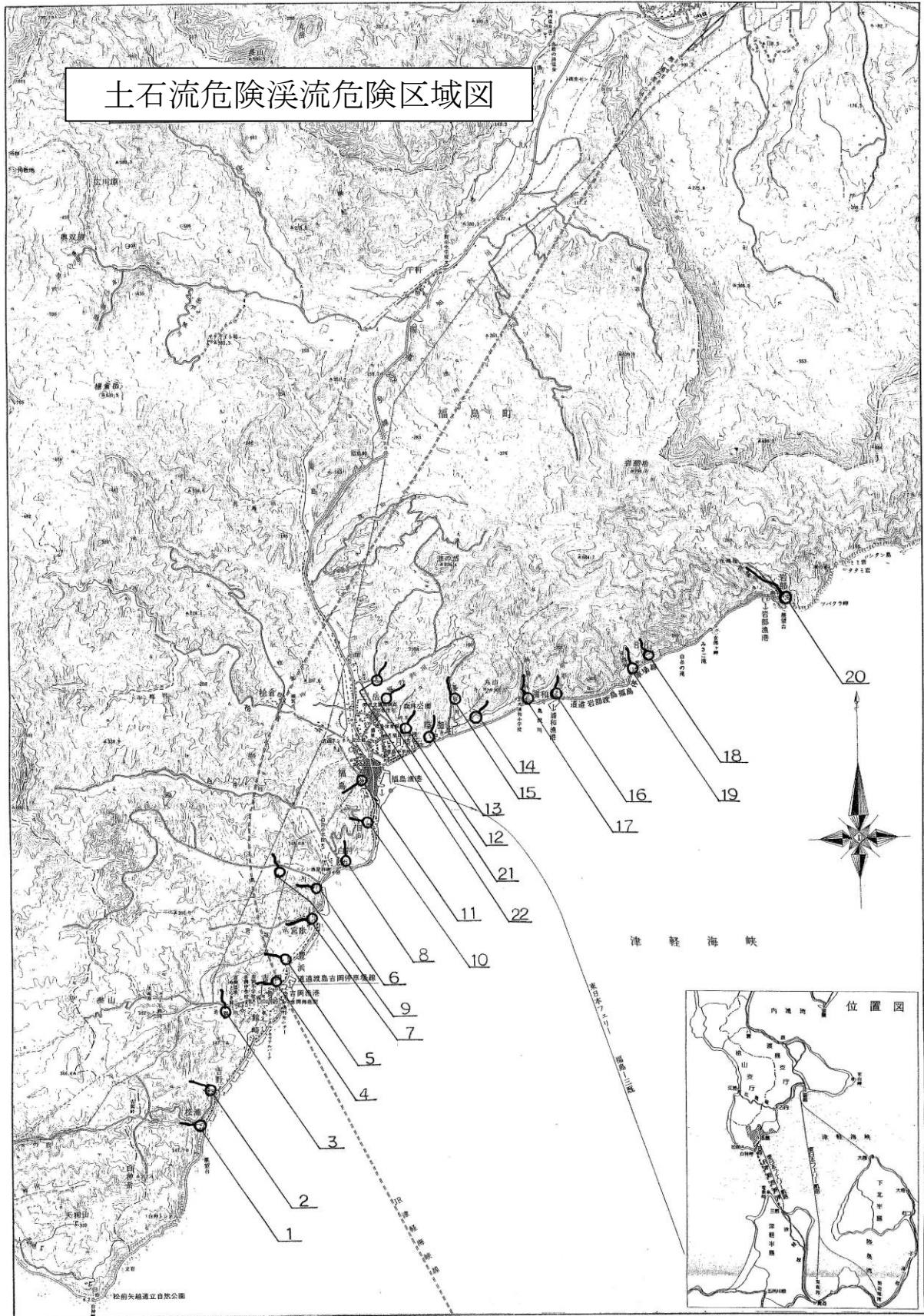
※位置図については、別冊「避難情報の発令判断・伝達マニュアル 土砂災害編」を参照

## (2) 災害危険区域現地調査による土石流危険溪流

(平成19年11月現在)

番号	危険区域の現況							予想される被害				
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		砂防指定地指定番号・年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
						溪流長(km)	面積(ha)					
1	松浦	松浦川	松浦川	松浦川	687	0.2	1.6		12			
2	吉岡	吉野川	吉野川	吉野川	686	0.26	1.95		21			
3	吉岡	吉岡川	吉岡川	旧駅裏沢川	685	0.14	0.7		12			
4	豊浜	豊浜川	豊浜川	豊浜川2号	683	0.2	1.8		20			
5	〃	〃	〃	豊浜川1号線	684	0.2	1.4		21			
6	宮歌	宮歌川	宮歌川	宮歌左1沢川	682	0.15	0.375		23			
7	〃	〃	〃	宮歌左2沢川	681	0.13	0.715		8			
8	白符	白符台右の沢	白符台右の沢	白符台右の沢	679	0.21	1.05		19			
9	〃	トンネル上の沢	トンネル上の沢	トンネル上の沢	680	0.14	0.63		21			
10	日向	滝の沢川	滝の沢川	滝の沢川	678	0.15	0.525		5			
11	福島	寺裏の沢	寺裏の沢	寺裏の沢	677	0.2	1.4		15			
12	月崎	月崎ノ沢	月崎ノ沢	月崎ノ沢	673	0.1	0.2		11			
13	月崎	月崎2の沢	月崎2の沢	月崎2の沢	674	0.08	0.16		6			
14	塩釜	釜谷川	釜谷川	釜谷川	671	0.28	1.4		15			
15	〃	塩釜の沢	塩釜の沢	塩釜の沢	672	0.18	1.08		10			
16	浦和	浜沢川	浜沢川	浜沢川	669	0.11	0.77		6			
17	〃	板橋川	板橋川	板橋川	670	0.22	1.32		8			
18	日の出	旧学校裏の沢	旧学校裏の沢	旧学校裏の沢	667	0.13	0.52					
19	日の出	日出川	日出川	日出川	668	0.16	0.96		10			
20	岩部	岩部川	岩部川	岩部川	666	0.56	4.48		17			
21	新栄町	新栄の沢	新栄の沢	新栄の沢	675	0.15	0.75		8			
22	三岳	福島川	福島川	福島川	676	0.1	0.4		3			





## 災害危険個所に関する資料 6

## 土砂災害警戒区域等の指定状況

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
土石流	福島町字三岳	池の袋一の沢川	111-22-004	令和3年2月9日	○	-
土石流	福島町字福島	福島一の沢川	111-22-003	令和3年2月9日	○	-
土石流	福島町字福島	福島三の沢川	111-22-002	令和3年2月9日	○	-
急傾斜地の崩壊	福島町字三岳	福島三岳3	111-2-42-423	令和3年2月9日	○	○
土石流	福島町字福島	福島二の沢川	111-22-001	令和3年2月9日	○	-
急傾斜地の崩壊	福島町字福島	福島福島3	111-2-43-424	令和3年2月9日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字福島	福島福島4	111-2-44-425	令和3年2月9日	○	○
土石流	福島町字宮歌	トソ礼上の沢	1-22-0310	令和3年2月9日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字塩釜	福島塩釜5	1-2-233-1271	令和2年7月3日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字塩釜	福島塩釜6	1-2-234-1272	令和2年7月3日	○	○
土石流	福島町字岩部	岩部川	1-22-0450	令和2年6月30日	○	-
土石流	福島町字館崎	中山裏の沢川	1-22-0260	令和2年3月13日	○	○
土石流	福島町字吉野	吉野教会裏の沢川	11-22-0220	令和2年3月13日	○	-
土石流	福島町字館崎, 吉野	工藤の沢川	1-22-0250	令和2年3月13日	○	○
土石流	福島町字吉野	新山の沢川	11-22-0230	令和2年3月13日	○	-
土石流	福島町字岩部	石川の沢	11-22-0460	令和2年3月13日	○	-
土石流	福島町字吉野, 松浦	神社の沢川	11-22-0210	令和2年3月13日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町吉岡	福島吉岡1	1-2-261-1299	令和2年3月13日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字吉野	福島吉野1	1-2-266-1304	令和2年3月13日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字宮歌	福島宮歌6	1-2-257-1295	令和2年3月13日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字岩部	福島岩部1	1-2-222-1260	令和2年3月13日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字岩部	福島岩部5	1-2-225-1263	令和2年3月13日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字岩部	福島岩部6	11-2-157-940	令和2年3月13日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字松浦	福島松浦1	1-2-267-1305	令和2年3月13日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字松浦	福島松浦2	1-2-268-1306	令和2年3月13日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字豊浜, 字宮歌	福島豊浜	1-2-258-1296	令和2年3月13日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町館崎	福島館崎3	1-2-264-1302	令和2年3月13日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字館崎, 吉野	福島館崎4	1-2-265-1303	令和2年3月13日	○	○
土石流	福島町字吉野	菊池の沢川	1-22-0240	令和2年3月13日	○	-
土石流	福島町字塩釜, 字三岳	吉川裏の沢川	11-22-0360	令和2年1月28日	○	-

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
土石流	福島町字日出	日の出川	11-22-0440	令和2年1月28日	○	○
土石流	福島町字日向	滝/下川	1-22-0340	令和2年1月28日	○	-
土石流	福島町字三岳	発電所の沢	1-22-0370	令和2年1月28日	○	-
急傾斜地の崩壊	福島町字三岳	福島三岳2	11-2-162-945	令和2年1月28日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字三岳	福島三岳4	1-2-241-1279	令和2年1月28日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字三岳	福島三岳5	11-2-163-946	令和2年1月28日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字三岳	福島三岳6	11-2-164-947	令和2年1月28日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字千軒	福島千軒1	11-2-165-948	令和2年1月28日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字千軒	福島千軒2	11-2-166-949	令和2年1月28日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字日出	福島日出1	11-2-158-941	令和2年1月28日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字日出	福島日出2	11-2-159-942	令和2年1月28日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字日向, 字福島	福島日向1	1-2-247-1285	令和2年1月28日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字日向	福島日向2	1-2-248-1286	令和2年1月28日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字福島	福島福島	1-2-246-1284	令和2年1月28日	○	-
急傾斜地の崩壊	福島町字福島	福島福島2	1-2-242-1280	令和2年1月28日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字福島	福島福島5	1-2-243-1281	令和2年1月28日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字福島	福島福島6	1-2-244-1282	令和2年1月28日	○	-
急傾斜地の崩壊	福島町字福島	福島福島7	1-2-245-1283	令和2年1月28日	○	○
土石流	福島町字日向	藤原の沢川	1-22-0330	令和2年1月28日	○	-
土石流	福島町字福島, 字日向	西川の沢川	1-22-0350	令和2年1月28日	○	○
土石流	福島町字塩釜	塩釜川1の沢川	1-22-0390	平成31年3月29日	○	-
急傾斜地の崩壊	福島町字塩釜	福島塩釜1	1-2-229-1267	平成31年3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字塩釜	福島塩釜2	1-2-230-1268	平成31年3月29日	○	-
急傾斜地の崩壊	福島町字塩釜	福島塩釜3	1-2-231-1269	平成31年3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字塩釜	福島塩釜4	1-2-232-1270	平成31年3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字浦和	福島浦和1	11-2-160-943	平成31年3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字浦和	福島浦和2	1-2-226-1264	平成31年3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字浦和	福島浦和3	1-2-227-1265	平成31年3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字浦和	福島浦和4	11-2-161-944	平成31年3月29日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字浦和	福島浦和5	1-2-228-1266	平成31年3月29日	○	○
土石流	福島町字浦和	鳥沢の沢川	11-22-0430	平成31年3月29日	○	○
土石流	福島町字浦和	鳥沢川	1-22-0420	平成31年3月29日	○	○
土石流	福島町字浦和	へこ川	11-22-0410	平成31年3月29日	○	○
土石流	福島町字宮歌	宮歌左1沢川	1-22-0300	平成31年3月26日	○	-
土石流	福島町字宮歌	宮歌左2沢川	1-22-0290	平成31年3月26日	○	-

資料4 災害危険個所に関する資料

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	福島町字宮歌	福島宮歌1	I-2-253-1291	平成31年3月26日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字宮歌	福島宮歌2	I-2-254-1292	平成31年3月26日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字宮歌	福島宮歌3	I-2-255-1293	平成31年3月26日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字宮歌	福島宮歌4	I-2-256-1294	平成31年3月26日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字宮歌	福島宮歌5	II-2-171-954	平成31年3月26日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字白符	福島白符2	I-2-249-1287	平成31年3月26日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字豊浜	福島豊浜1	I-2-259-1297	平成31年3月26日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字豊浜、字吉岡	福島豊浜2	I-2-260-1298	平成31年3月26日	○	○
土石流	福島町字豊浜	貝取澗川	II-22-0280	平成31年3月26日	○	-
急傾斜地の崩壊	福島町字岩部	福島岩部2	I-2-223-1261	平成29年6月16日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字岩部	福島岩部3	II-2-156-939	平成29年6月16日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字岩部	福島岩部4	I-2-224-1262	平成29年6月16日	○	○
土石流	福島町字松浦	与平沢川	II-22-0200	平成25年2月26日	○	-
土石流	福島町字松浦	松浦川	I-22-0190	平成25年2月26日	○	-
急傾斜地の崩壊	福島町字吉岡	福島吉岡2	I-2-262-1300	平成24年11月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字館崎	福島館崎1	I-2-263-1301	平成24年11月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字館崎	福島館崎2	II-2-172-955	平成24年11月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字塩釜	福島塩釜7	I-2-235-1273	平成24年9月11日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字塩釜	福島塩釜8	I-2-236-1274	平成24年9月11日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字白符	福島白符1	I-2-250-1288	平成24年6月12日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字白符	福島白符4	I-2-251-1289	平成24年6月12日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字白符	福島白符5	I-2-252-1290	平成24年6月12日	○	○
土石流	福島町字白符	中村の沢川	II-22-0320	平成23年4月15日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町月崎	福島月崎1	I-2-237-1275	平成23年4月15日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町月崎	福島月崎2	I-2-238-1276	平成23年4月15日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字白符	福島白符3	II-2-168-951	平成23年4月15日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字白符	福島白符6	II-2-169-952	平成23年4月15日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字白符	福島白符7	II-2-170-953	平成23年4月15日	○	○
土石流	福島町浦和	板橋川	I-22-0400	平成21年1月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町三岳	福島三岳1	I-2-240-1278	平成21年1月27日	○	○
急傾斜地の崩壊	福島町字月崎	福島月崎3	I-2-239-1277	平成21年1月27日	○	○
土石流	福島町字吉岡	駅裏沢川	I-22-0270	平成21年1月27日	○	-

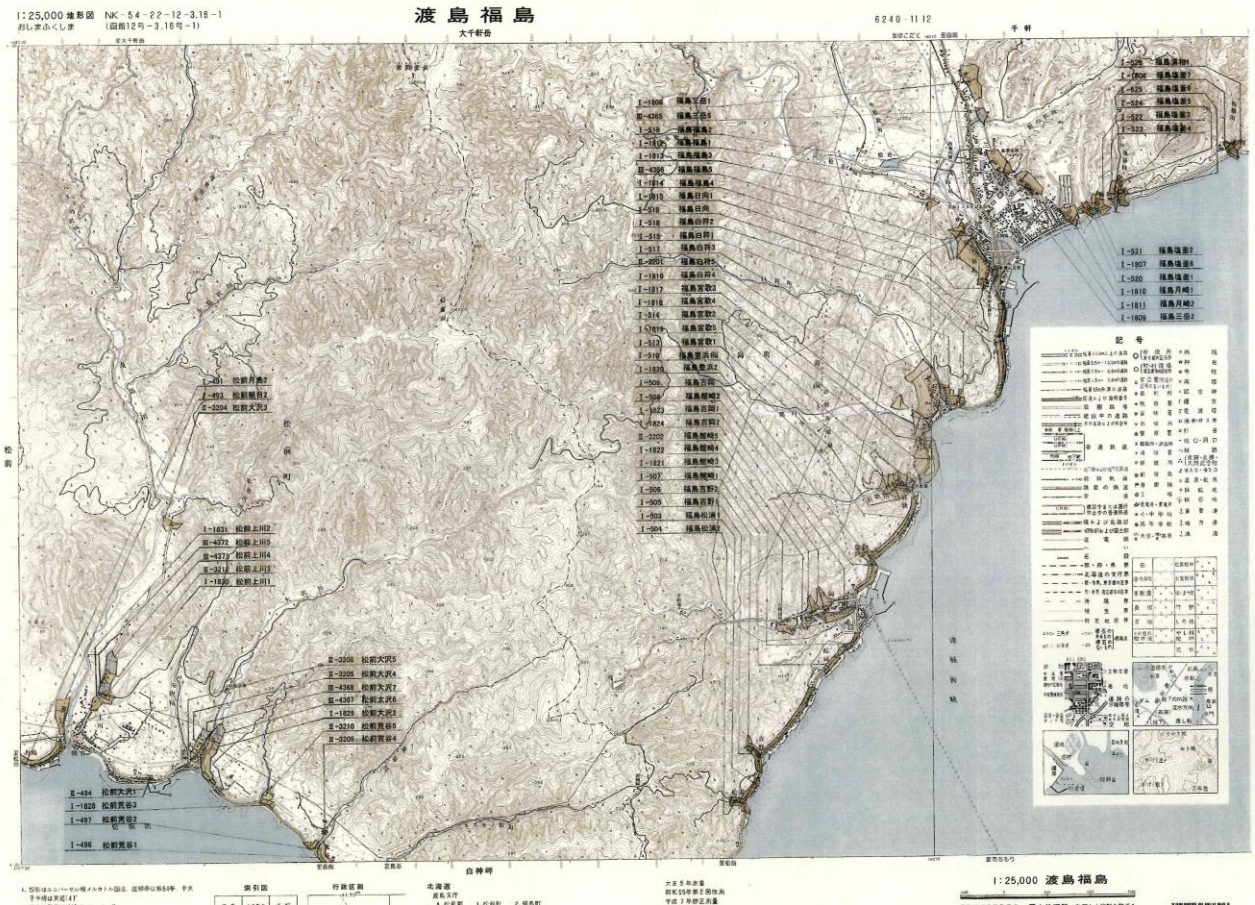
災害危険箇所に関する資料 7

雪崩危険箇所

(平成24年2月現在)

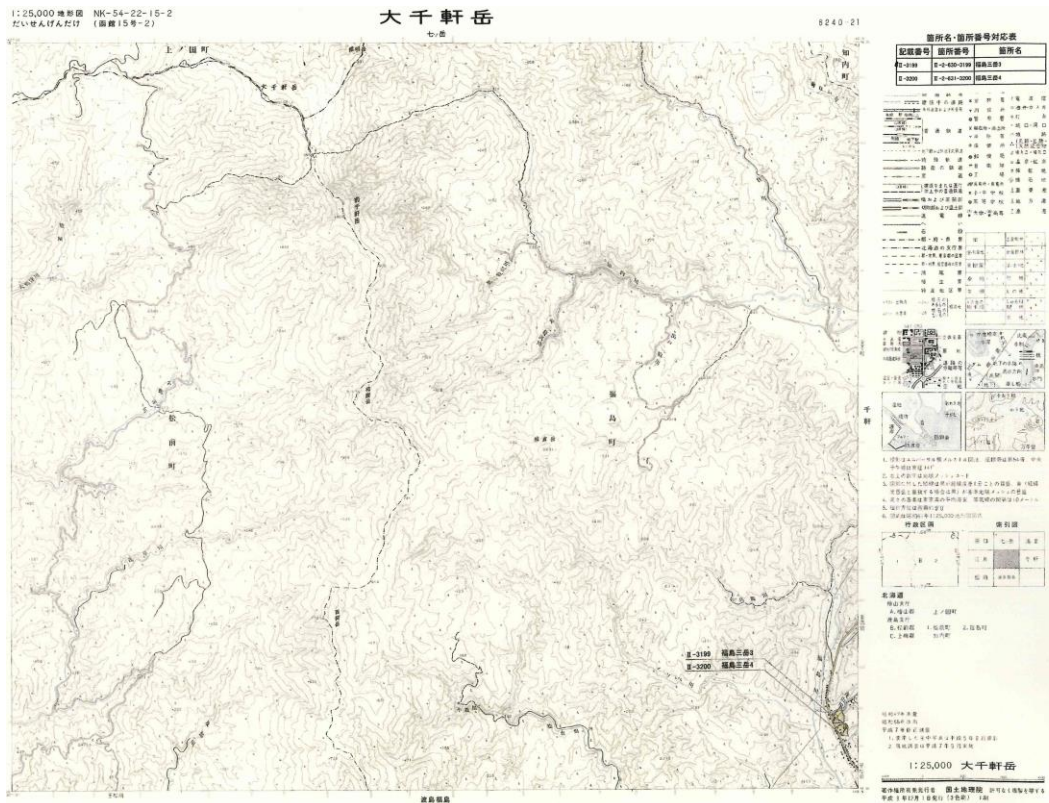
(図面は、函館建設管理部より)

①渡島福島

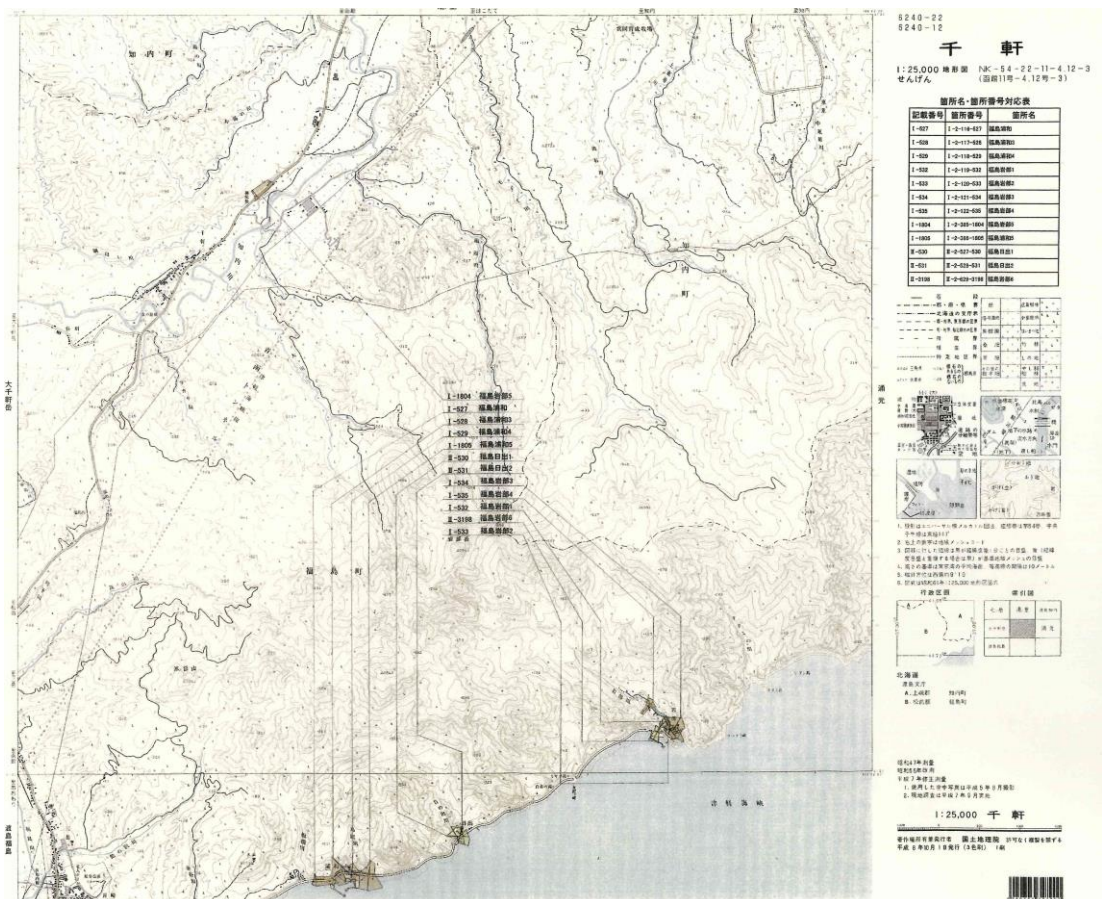




②大千軒岳



③千軒



## **資料 5**

# **消防・水防に関する資料**





## 消防・水防に関する資料 1

### 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日  
消防災第267号消防庁長官

改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月消防応第166号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応29号

#### 第1 総則

##### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

##### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

### 3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）によ

る報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な

火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- ア 火災
  - (ア) 建物火災
    - a 特定防火対象物で死者の発生した火災
    - b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利

用者等が避難したもの

- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災
- (イ) 林野火災
  - a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
  - b 空中消火を要請又は実施したもの
  - c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
- (ウ) 交通機関の火災
  - a 航空機火災
  - b タンカー火災
  - c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
  - d トンネル内車両火災
  - e 列車火災
- (エ) その他
 

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等  
(例示)

  - ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に

被害を及ぼしたもの

- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点

での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第17条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

#### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

#### 1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内



又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの  
 ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

- (イ) 林野の植生
- (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- エ 交通機関の火災
  - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
  - (イ) 焼損状況、焼損程度

## 2 第2号様式（特定の事故）

### (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

### (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

### (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

### (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

### (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
  - 不審物（爆発物）の有無
  - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

## 第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人					
建物の概要	構造階層		建築面積		m <sup>2</sup>	
			延べ面積		m <sup>2</sup>	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	棟 棟 棟 棟	計 棟	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> ha
り災世帯数			世帯		気象状況	
消防活動状況	消防本部(署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注)第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)



## 第2号様式 (特定の事故)

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年	月	日	時	分	
		都道府県						
		市町村 (消防本部名)						
		報告者名						

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )						
発生場所							
事業所名	特別防災区域			〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分 )	発見日時		月	日	時	分
		鎮圧日時 (処理完了時)		( 月 日 時 分 )	月	日	時
消防覚知方法	気象状況						
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )				物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ( )						
施設の概要	危険物施設の区分						
事故の概要							
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等				人 ( 人 )
			重傷				人 ( 人 )
		中等症				人 ( 人 )	
		軽症				人 ( 人 )	
消防防災活動状況 及び 救急・救助活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材		
	事業所			自衛防災組織	人		
				共同防災組織	人		
				その他	人		
			消防本部(署)		台	人	
			消防団		台	人	
			消防防災ヘリコプター		機	人	
			海上保安庁		人		
			自衛隊		人		
		その他		人			
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

## 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人)
	計 人	{ 重症 人 ( 人) 中等症 人 ( 人) 軽症 人 ( 人)	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

## 第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			半壊			棟	床下浸水		棟	
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

**第4号様式（その1）別紙**  
 （避難指示等の発令状況）

都道府県名 （ ）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

## 第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県				区 分		被 害		
災 害 名	災 害 名 第 報	報 告 番 号	( 月 日 時現在)	田	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
報 告 番 号	( 月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
報 告 者 名				学 校		箇所		
				病 院		箇所		
区 分		被 害		そ の 他	道 路		箇所	
人 的 被 害	死 者		人		橋 り ょ う		箇所	
	うち災害関連死者		人		河 川		箇所	
	行方不明者		人		港 湾		箇所	
	負 傷 者	重 傷			人	砂 防		箇所
		軽 傷			人	清 掃 施 設		箇所
住 家 被 害	全 壊		棟		崖 く ず れ		箇所	
			世帯		鉄 道 不 通		箇所	
			人		被 害 船 舶		隻	
	半 壊		棟		水 道		戸	
			世帯	電 話		回線		
			人	電 気		戸		
	一 部 損 壊		棟	ガ ス		戸		
			世帯	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		
			人					
	床 上 浸 水		棟	り 災 世 帯 数		世帯		
		世帯	り 災 者 数		人			
		人	火 災 発 生					
非 住 家	公 共 建 物		棟	建 物		件		
	そ の 他		棟	危 険 物		件		
				そ の 他		件		

資料5 消防・水防に関する資料

区 分		被 害		災等 害の 対設 策置 本状 部況	都 道 府 県	市 町 村
公立文教施設	千円					
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 害 救 助 法  適 用 市 町 村 名	計	団 体
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
そ の 他	千円					
被 害 総 額	千円			1 1 9 番通報件数		件
災 害 の 概 況						
応 急 対 策 の 状 況	消防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)				
	自衛隊の災害派遣	その他				

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入

## 消防・水防に関する資料 2

## 消防施設及び消防体制

## 1 消防庁舎

施設名	所在地	電話番号	F A X
渡島西部広域事務組合消防本部	松前郡福島町字三岳45-1	0139-47-4018	0139-47-2496
渡島西部広域事務組合福島消防署	松前郡福島町字三岳45-1	0139-47-2119	0139-47-2496
渡島西部広域事務組合福島消防団	松前郡福島町字三岳45-1	0139-47-2119	0139-47-2496

## 2 消防水利

令和5年1月1日現在

区分	消火栓	防火水槽	合計
公設	70基	60基	130基
私設	0基		0基

## 3 消防施設整備計画

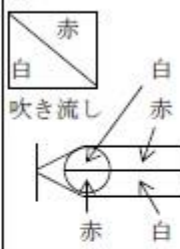
単位：台、基

区分	現有数	今後の計画	年次別計画数															
			4年度		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度	
			増強	更新	増強	更新	増強	更新	増強	更新	増強	更新	増強	更新	増強	更新	増強	更新
ポンプ車	2	1		1														
タンク車	2																	
計	4	1		1														
小型ポンプ	6	1											1					
積載車	3	1		1														
計	9	2		1									1					
救助工作車	0																	
ハシゴ車	0																	
計	0																	
指令車	0	1				1												
救急車	2	1				1												
作業車	1																	
広報車	1	1													1			
消防無線電話	固定系	2	10						2	2	2	2	2	2	2			
	移動系	17	18			1								10		7		
	受令機	3	3														3	
消火栓	公設	70	9						3	3	3							
	私設																	
防火水槽	公設	60																
	私設																	

消防・水防に関する資料 3

消防信号

[消防法施行規則 (昭和36.4.1自治省令第6号)]

種 別	打 鐘 信 号	余韻防止付きサイレン信号	その他の信号
火災信号	近火信号 ●—●—●—●—● (連点)	●—V ●—V 約3秒、2秒休み (連打)	
	出場信号・団出場区域内 ●—●—● ●—●—● (3点)	●—V ●—V 約5秒、約6秒	
	応援信号・団特命応援 出場 ●—● ●—● ●—● (2点)		
	鎮火信号 ● ●—● ● ●—● (1点と2点の斑打)		
山林火災信号	出場信号・団出場区域内 ●—●—● ●—● (3点と2点の斑打)	●—V ●—V 約10秒 約2秒	
	応援信号出動区域外 に指令応援出場 同 上	同 上	
火災警報信号	火災警報発令信号 ● ●—●—●—● ● ●—●—●—● (1点と4点の斑打)	●—V ●—V 約30秒、約6秒	掲 示 版 火災警報発令中 旗 
	火災警報解除信号 ● ● ●—● ● ● ●—● (1点2個と2点との斑打)	●—V ●— 約10秒、約3秒、約1分	
演集 習信 召号	演習召集信号 ● ●—●—● ● ●—●—● (1点と3点の斑打)	●—V ●—V 約15秒、約6秒	
備考	1信号時間は適宜とする。		



## 消防・水防に関する資料 4

### 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第21条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合(以下「市町等」という。)相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊(情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。)による応援。
- (2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊(以下「航空隊」という。)による応援。

(応援隊等の登録)

第6条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊(以下「応援隊」という。)並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等(以下「要請側」という。)の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請(第1要請を除く。)

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請(第1要請を除く。)

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等(以下「応援側」という。)の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

る。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費(現地で調達したものを除く。)

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当、回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

附 則(平成6年7月25日)

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

資料5 消防・水防に関する資料

別表 道西地域の構成市町等

函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、  
檜山広域行政組合

(道南地域、道央地域、道北地域、道東地域の構成市長等は省略)

# 資料 6

## 避難に関する資料



## 避難に関する資料 1

## 津波一時避難場所、指定緊急避難場所、指定避難所

○津波一時避難場所

番号	場所	住所	海拔 (m)	備考
1	旧山口宅裏高台	福島町字吉野	14	
2	新山水産裏町道高台	福島町字吉野	16	
3	吉野八幡宮境内	福島町字吉野	6	
4	吉野墓地高台	福島町字吉野	20	
5	三鹿宅横高台	福島町字吉野	10	
6	菊池宅裏町道高台	福島町字吉野	20	
7	福土宅前町道高台	福島町字館崎	16	
8	旧酒井宅前町道高台	福島町字館崎	17	
9	柳谷宅前町道高台	福島町字館崎	12	
10	トンネルメモリアルパーク	福島町字館崎	18	
11	佐藤宅横高台	福島町字吉岡	18	
12	吉岡小学校グラウンド	福島町字吉岡	5	
13	木村宅裏高台	福島町字豊浜	18	
14	中山宅横林道高台	福島町字宮歌	9	
15	白符大神宮境内	福島町字白符	18	
16	旧富山宅裏高台	福島町字白符	26	
17	三関宅国道向高台	福島町字白符	16	
18	旧金谷宅横高台	福島町字日向	14	
19	旧角谷宅横裏高台	福島町字日向	18	
20	小鹿宅裏高台	福島町字日向	18	
21	旧福土宅裏高台	福島町字日向	9	
22	福島大神宮境内(高台)	福島町字福島	25	
23	福島町生活改善センター駐車場	福島町字福島	7	
24	福島町役場駐車場	福島町字福島	7	
25	ファミリースポーツ公園	福島町字福島	32	
26	月崎ニュータウン広場	福島町字月崎	35	
27	古谷宅裏高台	福島町字塩釜	25	
28	丸山神社登山入口高台	福島町字塩釜	12	
29	旧浦和小学校グラウンド	福島町字浦和	35	
30	浦和稲荷神社高台	福島町字浦和	14	
31	旧岩部小中学校グラウンド	福島町字岩部	28	
32	公営住宅三岳団地広場	福島町字三岳	7	
33	青函トンネル記念館駐車場	福島町字三岳	5	
34	福島商業高校グラウンド	福島町字三岳	11	
35	三岳2町内会館前広場	福島町字三岳	22	

## ○指定緊急避難場所

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							想定収容人数 (2㎡あたり1人)	
			洪水	崖崩れ、 土石流及び 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫		火山現象
1	松浦・吉野町内会館	北海道松前郡福島町字松浦389-1	○								100 (2㎡あたり1人)
2	館崎2・3町内会館	北海道松前郡福島町字館崎675-1	○			○					30 (2㎡あたり1人)
3	トンネルメモリアルパーク	北海道松前郡福島町字館崎332-3	○		○	○	○	○			1,720 (2㎡あたり1人)
4	吉岡総合センター	北海道松前郡福島町字吉岡204-1				○		○		○	380 (2㎡あたり1人)
5	吉岡小学校	北海道松前郡福島町字吉岡252			○	○	○	○		○	1,610 (2㎡あたり1人)
6	宮歌・豊浜町内会館	北海道松前郡福島町字宮歌637-29	○			○					40 (2㎡あたり1人)
7	白符ふれあいセンター	北海道松前郡福島町字白符565-1		○							270 (2㎡あたり1人)
8	旧白符小学校	北海道松前郡福島町字白符442						○			790 (2㎡あたり1人)
9	日向町内会館	北海道松前郡福島町字日向460	○	○							110 (2㎡あたり1人)
10	福島大神宮境内	北海道松前郡福島町字福島239			○	○	○				560 (2㎡あたり1人)
11	福島町健康づくりセンター	北海道松前郡福島町字福島820		○	○	○	○	○		○	350 (2㎡あたり1人)
12	福島漁村環境改善総合センター	北海道松前郡福島町字福島地先	○	○							190 (2㎡あたり1人)
13	福島町ファミリースポーツ公園	北海道松前郡福島町字福島717-1			○	○	○	○			610 (2㎡あたり1人)
14	福島町総合体育館	北海道松前郡福島町字三岳25-5		○	○	○	○			○	1,580 (2㎡あたり1人)
15	福島町福祉センター	北海道松前郡福島町字三岳32-3		○	○		○			○	1,570 (2㎡あたり1人)
16	月崎1町内会館	北海道松前郡福島町字月崎265-19		○							120 (2㎡あたり1人)
17	月崎2町内会館	北海道松前郡福島町字月崎363-47		○							120 (2㎡あたり1人)
18	福島小学校	北海道松前郡福島町字月崎357		○		○		○		○	2,210 (2㎡あたり1人)
19	福島中学校	北海道松前郡福島町字月崎322		○		○		○		○	2,150 (2㎡あたり1人)
20	塩釜町内会館	北海道松前郡福島町字塩釜49-5	○		○	○	○				30 (2㎡あたり1人)
21	浦和町内会館	北海道松前郡福島町字浦和286	○	○	○	○	○				100 (2㎡あたり1人)
22	岩部地区交流センター	北海道松前郡福島町字岩部65-1	○		○	○	○				20 (2㎡あたり1人)
23	新緑公園グラウンド	北海道松前郡福島町字三岳19-1		○		○		○			3,200 (2㎡あたり1人)
24	福島商業高校グラウンド	北海道松前郡福島町字三岳161	○	○	○	○	○	○			5,000 (2㎡あたり1人)
25	町立青函トンネル記念館駐車場	北海道松前郡福島町字三岳32-1		○	○	○	○				1,230 (2㎡あたり1人)
26	三岳1町内会館	北海道松前郡福島町字三岳200-2	○	○	○		○				90 (2㎡あたり1人)
27	三岳2町内会館	北海道松前郡福島町字三岳503-1	○	○	○	○	○				40 (2㎡あたり1人)
28	福島町活性化センター	北海道松前郡福島町字千軒288-1	○	○	○	○	○	○		○	160 (2㎡あたり1人)



## ○指定避難所

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	指定一般避難所	指定福祉避難所	指定福祉避難所 受入対象者	想定収容人数
1	吉岡総合センター	北海道松前郡福島町字吉岡204-1	○	○	○	要配慮者（災害 時要援護者）	380 (2㎡あたり1人)
2	吉岡小学校	北海道松前郡福島町字吉岡252	○	○			1,610 (2㎡あたり1人)
3	福島町健康づくりセンター	北海道松前郡福島町字福島820	○	○	○	要配慮者（災害 時要援護者）	350 (2㎡あたり1人)
4	福島町総合体育館	北海道松前郡福島町字三岳25-5	○	○			1,580 (2㎡あたり1人)
5	福島町福祉センター	北海道松前郡福島町字三岳32-3	○	○			1,570 (2㎡あたり1人)
6	福島小学校	北海道松前郡福島町字月崎357	○	○			2,210 (2㎡あたり1人)
7	福島中学校	北海道松前郡福島町字月崎322	○	○			2,150 (2㎡あたり1人)
8	浦和町内会館	北海道松前郡福島町字浦和286	○	○			100 (2㎡あたり1人)
9	福島町活性化センター	北海道松前郡福島町字千軒288-1	○	○			160 (2㎡あたり1人)

## 避難に関する資料 2

### 避難情報の発令判断・伝達マニュアル

#### ① 土砂災害編

別冊「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」によるものとする。

#### ② 津波災害編

別冊「避難指示の発令判断・伝達マニュアル（津波災害編）」によるものとする。

#### ③ 洪水編

別冊「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）」によるものとする。

#### ④ 高潮災害編

別冊「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（高潮災害編）」によるものとする。

## 避難に関する資料 3

### 福島町津波避難計画

#### 第1章 総則

##### 1 目的

この計画は、東日本大震災における大規模な津波による被害を教訓に、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2、3日の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

##### 2 計画の修正

この計画は随時検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

##### 3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

###### (1) 津波浸水予想地域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

###### (2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、町が指定するものをいう。

###### (3) 避難目標地点

津波の危険から、とりあえずの生命の安全を確保するために津波浸水予想地域外に定める地点で、住民等が設定する避難の目標地点をいう。

###### (4) 避難路

避難するための経路で、町や住民等が指定・設定するものをいう。

###### (5) 避難場所

津波の危険から避難するために、津波浸水予想地域外に町が指定するものをいう。

## 第2章 避難計画

### 1 津波到達予想時間の設定

北海道が令和3年7月に公表した北海道太平洋沿岸における津波浸水想定にて、福島町への津波の影響は次のとおり。

代表地点	最大津波高	影響開始時間		(参考)	
		±20cm	+20cm	第1波	最大波
岩部漁港	4.9m	8分	15分	26分	26分
浦和	5.2m	10分	17分	22分	22分
月崎	4.7m	8分	8分	22分	28分
福島漁港(白符)	8.6m	9分	9分	20分	28分
吉岡	5.3m	5分	5分	19分	19分
吉野	8.8m	5分	9分	17分	22分

なお、北海道として「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」による津波の経験等を踏まえた視点を加えた上で津波断層モデルを設定し、平成28年度に日本海沿岸の津波浸水予測図を見直したが、当町は太平洋側との位置づけであり公表された津波浸水予測図には入っていないが、見直し時に行われた調査では函館市までの浸水予想も含まれており、該当データを参考とし津波浸水予測図の見直しを行い、防災マップに反映する。

### 2 津波避難計画

#### (1) 津波浸水予想地域

北海道が作成した津波浸水想定区域図により、予想浸水地域等を定めるものとする。

#### (2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域図に基づき、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、町内会単位を基本に別表のとおり指定する。

#### (3) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、津波浸水予想地域外に定める地点で、住民等と協議し設定する。

#### (4) 避難方法

避難行動は、徒歩を基本とするが、津波到達までの時間や避難目標地点までの距離、避難者の状態等を考慮した上での自動車の使用は制限しないこととする。

#### (5) 避難路

安全性・機能性の確保を優先に、次のような考えに基づき指定する。また、迅速かつ安全な避難を誘導するため、主要な避難路に標識を設置する。

- ・山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。
- ・避難者数などに考慮し幅員が広いこと。
- ・海岸・河川沿いの道路の危険性を考慮すること。

### 第3章 初動体制

#### 1 職員非常配備基準

大津波警報、津波警報及び津波注意報（以下「津波警報等」）が発表された場合の町の防災体制及び職員の連絡・参集体制は次による。

なお、地震発生時は、職員自らが各報道手段により情報を覚知して「緊急時職員初動マニュアル」の災害時の職員配置基準により自主参集することを基本とする。

＜地震及び津波に対する配備体制＞

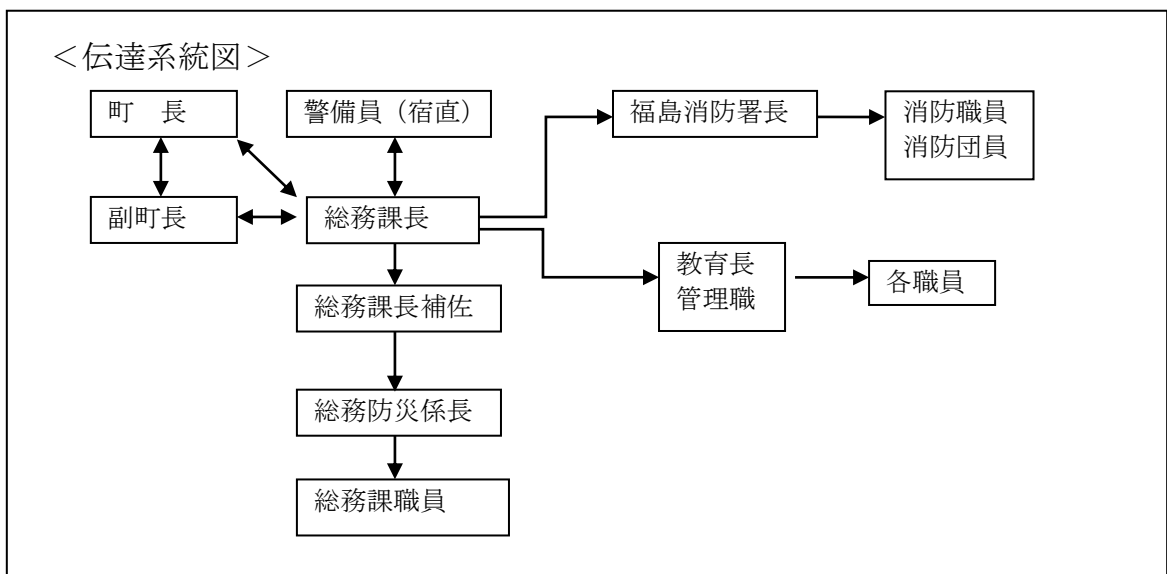
配備	配備基準	参集範囲
第1 非常配備 (注意配備体制)	① 震度4 観測 ② 津波注意報発令	・ 総務課 (全員) ・ 建設課 (全員) ・ 産業課 (主査以上の職員)
第2 非常配備 (警戒配備体制)	① 震度5弱・強観測 ② 津波警報発令	・ 全職員
第3 非常配備 (特別警戒配備体制) (災害対策本部設置)	① 震度6弱以上観測 ② 大津波警報発令	

#### 2 職員の連絡・参集体制

各配備対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する津波警報等の発表を覚知したときは直ちに参集する。

また、参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し適切な処置をとる。

非常時の動員配備伝達系統は、次のとおりとする。



### 3 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導等に従事する者は、あらかじめ活動可能時間を定め、活動可能時間が経過した場合は、躊躇することなく活動を中止し安全な場所へ退避する。

### 4 津波情報等の収集・伝達

#### (1) 情報の種類と発令基準

気象庁が発表する津波警報等は、次表のとおりとなっている。なお当町の津波予報区は、北海道太平洋沿岸西部となっている。

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の 発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)

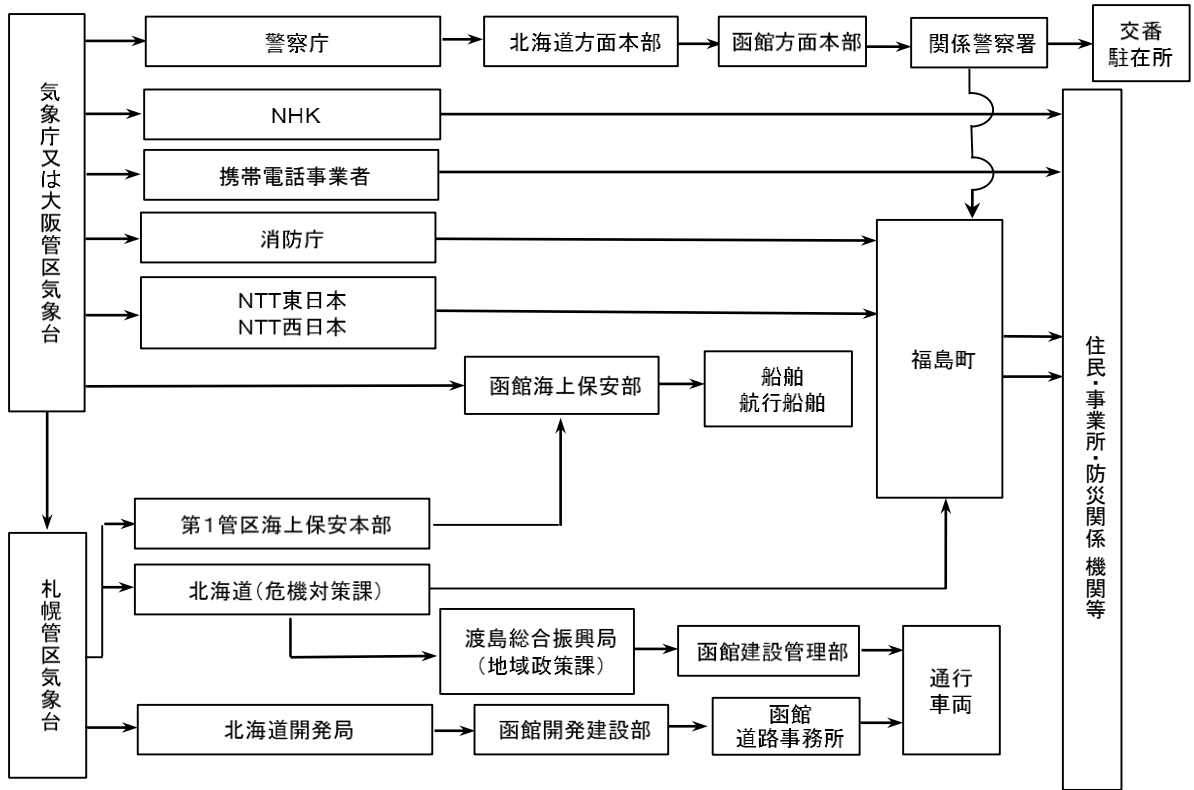
#### (2) 津波情報等の収集・分析・伝達等

次の情報を迅速に収集し、津波予想に関する情報は防災行政無線により町内全域に伝達する。

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

イ 各地の満潮時刻に関する情報

また、津波予報、津波情報の伝達系統及び伝達方法は次のとおりとする。



- ・北海道から町への伝達は、北海道総合行政情報ネットワークシステムによる。

## (3) 海面監視

津波に関する警報等が発表された場合、町及び消防署は監視にあたる職員の安全を十分確保のもと、原則として津波浸水想定区域外の高台から海面監視を行う。

ただし、目視による監視体制であるため、函館地方気象台が発表する函館港の潮位観測データをあわせて収集する。

	監視場所	担当部署
海面監視	福島漁港を眺望する高台	産業課・福島消防署
	吉岡漁港を眺望する高台	

## (4) 避難者の安否情報の収集

避難所配置の職員は、避難所に避難した住民から家族等の安否を確認し、災害対策本部に報告する。

## 5 伝達方法

住民等への「避難指示」の発令及び解除の伝達方法は、次のとおりとする。

## (1) 発令時期、避難指示の発令手順

町は発令基準に基づき「大津波警報」または、「津波警報」の発表後、直ちに「避難指示」を発令する。

## (2) 住民等への伝達

- ① J-ALERT による警報等の放送
- ② 防災行政無線による避難指示の発令放送
- ③ 広報車による避難指示の発令広報
- ④ 自主防災組織（町内会）への補完連絡
- ⑤ 各種携帯電話会社が提供している緊急速報エリアメールの配信

## (3) 関係機関への伝達

伝達先	担当課
各小中学校及び高等学校	教育委員会事務局
社会福祉協議会及び陽光園	福祉課
福島吉岡漁業協同組合	産業課



## 第4章 津波対策の教育・啓発

津波防災啓発において最も大切なことは、「自らの命は自らが守る」という観点に立って、住民等に対して津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の危険性、津波避難計画等について啓発、教育を実施する。

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで近くの高台など、安全な場所に避難することを徹底する。
- (2) 家庭、地域社会（自主防災組織、町内会）、事業所等を対象とした普及啓発を行い、地域防災力の向上に努める。
- (3) 平常時における津波災害に対する防災意識の向上を図るため、海拔表示標識や避難経路標識を計画的に設置する。

## 第5章 津波避難訓練の実施

津波避難訓練は、地区の実情に応じた訓練実施体制、参加者、訓練の内容等を検討し、多くの町民が参加できる地域単位の訓練を基本に毎年1回以上実施するように努めるものとする。

特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施に配慮する。

また、避難訓練は地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に関する啓発についても実施する。

なお、避難訓練実施に当たっては、別途訓練要領を作成し実施する。

## 第6章 積雪・寒冷地対策

### 1 冬期道路交通の確保

関係機関等が所管する緊急輸送道路や避難所のアクセス道路について除雪体制を確認する。また、道路の流雪溝の状況についても把握する。

### 2 避難対策、避難生活環境の確保

積雪等による避難困難集落の把握、避難所の暖房設備及び暖房用燃料など最低限の備蓄や、避難生活環境の確保に努める。

### 3 電力の確保

機能が停止した場合の早期復旧対策を関係機関と事前確認する。

### 4 緊急通信ネットワークの確保

通信機器が停止した場合の住民への緊急情報の伝達手段を確保する。

### 5 雪崩対策

雪崩危険個所の把握、緊急点検体制、応急対策の実施、避難場所への適切な誘導先を確認する

6 救助・救出体制の強化

積雪時は、自力脱出困難者の救助、救出が困難になることが想定されることから、救助、救出技術の高度化や体制の強化に努める。

第7章 その他の留意点

1 避難行動要支援者等の要配慮者の避難対策

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、地域と共同して避難行動の援助について定める。

2 地域コミュニティにおける防災活動の推進

大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。

そのために自助の徹底とともに地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため啓発活動を推進する。

(別表) 避難対象地域及び避難目標地点

避難対象地域 (町内会) 名	対象人口	津波一時避難目標地点	避難場所
松浦町内会	28 世帯 67 人	下記の目標地点で近い高台等へ避難することを目標とする。 旧山口宅裏高台 新山水産裏町道高台 吉野八幡宮境内 吉野墓地高台 三鹿宅横高台 菊池宅裏町道高台 福士宅前町道高台 旧酒井宅前町道高台 柳谷宅前町道高台 トンネルメモリアルパーク 佐藤宅横高台 吉岡小学校グラウンド 木村宅裏高台 中山宅横林道高台 白符大神宮境内 旧富山宅裏高台 三関宅国道向高台 旧金谷宅横高台 旧角谷宅横裏高台 小鹿宅裏高台 旧福士宅裏高台 福島大神宮境内(高台) 福島町生活改善センター駐車場 福島町役場駐車場 ファミリースポーツ公園 月崎ニュータウン広場 古谷宅裏高台 丸山神社登山入口高台 旧浦和小学校グラウンド 浦和稲荷神社高台 旧岩部小中学校グラウンド 新緑公園グラウンド 公営住宅三岳団地広場 青函トンネル記念館駐車場 福島商業高校グラウンド 三岳 2 町内会館前広場	吉岡小学校 福島町役場 福祉センター 総合体育館 塩釜町内会館 浦和町内会館 岩部地区交流センター 三岳 1 町内会館 三岳 2 町内会館
吉野町内会	76 世帯 151 人		
館崎 2・3 町内会 館崎 1 町内会	114 世帯 212 人		
吉岡 3 町内会 吉岡 1・2 町内会	118 世帯 221 人		
豊浜町内会	42 世帯 76 人		
宮歌町内会	80 世帯 136 人		
白符町内会	140 世帯 240 人		
日向 2 町内会 日向 1 町内会	91 世帯 164 人		
日向 3 町内会 上町町内会	128 世帯 240 人		
本町町内会 館古町内会 吉田町町内会 川原町町内会	203 世帯 364 人		
月崎 1 町内会 月崎 2 町内会	252 世帯 504 人		
丸山町内会	101 世帯 207 人		
塩釜町内会	33 世帯 61 人		
浦和町内会	18 世帯 41 人		
岩部町内会	2 世帯 4 人		
緑町町内会	63 世帯 117 人		
新栄町町内会	166 世帯 293 人		
三岳 1 町内会	199 世帯 305 人		

(世帯数及び人口は、令和 4 年 12 月末現在の住民基本台帳による)



# 資料 7

## 医療救護に関する資料



## 医療救護に関する資料 1

## 医療機関

## 町内の医療機関等

医療機関名	所在地	診療科目	病棟数	電話
小笠原内科消化器科クリニック	福島町字館崎350-27	内・消・小・循	無	0139-48-5231
富山歯科医院	福島町字三岳45-13	歯	—	0139-47-3200
ふくしま歯科診療室	福島町字福島278-2	歯	—	0139-47-2000
やまゆりクリニック	福島町字福島139-1	内・消・小	—	0139-47-3101

## 町外の国立、道立医療機関等

医療機関名	所在地	診療科目	病棟数	電話
独立行政法人 国立病院機構 函館病院	函館市川原町18-16	内・呼・小・消・循・外・皮・ 産婦・眼放・耳・整・心外・麻	350	0138-51-6281
函館赤十字病院	函館市堀川町6-21	内・小・外・皮・ひ・放・整・ リハ・脳・麻	180	0138-51-5315
渡島総合振興局保健環境 部保健行政室	函館市美原町4-6-16	内	無	0138-47-9000

## 災害拠点病院

医療圏名	指定病院名	住 所	病棟数	電 話	備 考
全道域	札幌医科大学附属病院	札幌市中央区南1条西 16丁目	944	011-611-2111	

## 地域災害医療センター

医療圏名	指定病院名	住 所	病棟数	電 話	備 考
渡島西部	市立函館病院	函館市港町1-10-1	844	0138-43-2000	

診療科目については、次のような略号を用いました。

内……………内科 心内……………心療内科 精……………精神科 神……………神経科  
 神内……………神経内科 呼……………呼吸器科 消……………消化器科 胃……………胃腸科  
 循……………循環器科 アレ……………アレルギー科 リウ……………リウマチ科 小……………小児科  
 外……………外科 整……………整形外科 形……………形成外科 美……………美容外科  
 脳……………脳神経外科 呼外……………呼吸器外科 心外……………心臓血管外科 小外……………小児外科  
 皮ひ……………皮膚泌尿器科 皮……………皮膚科 ひ……………泌尿器科 性……………性病科  
 肛……………肛門科 産婦……………産婦人科 産……………産科 婦……………婦人科  
 眼……………眼科 耳……………耳鼻いんこう科 気……………気管食道科 リハ……………リハビリテーション科  
 放……………放射線科 歯……………歯科 矯歯……………矯正歯科 小歯……………小児歯科  
 口外……………歯科口腔外科 麻……………麻酔科 人……………人口透析科

病棟数については、平成21年4月1日現在のものである。

医師会

医師会名	住 所	電 話	備 考
渡島医師会	函館市大森町21-12	0138-27-1246	
函館歯科医師会	函館大手町3-3	0138-23-3650	

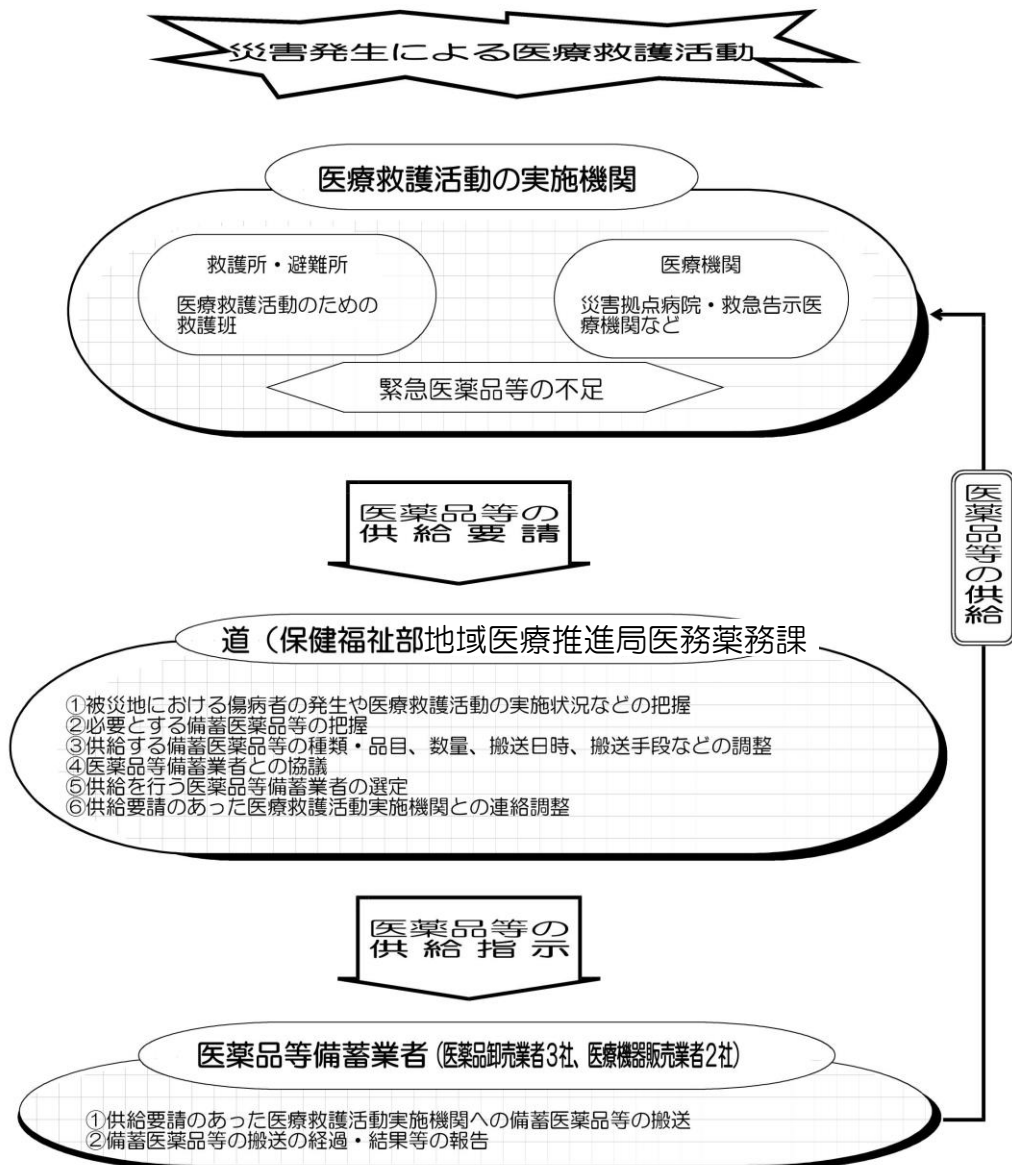


## 医療救護に関する資料 2

### 災害時備蓄医薬品等の供給フロー

北海道保健福祉部作成 平成25年4月改訂版「災害時備蓄医薬品等の供給マニュアル」より

# 災害時備蓄医薬品等の供給フロー



### 医療救護に関する資料 3

#### 災害医療救護隊の出動

様式1 (災害医療救護活動出動要請の様式)

第 年 月 日 号

災害医療救護活動実施機関の長 様

福 島 町 長 印

災害医療救護活動隊(班)の出動要請について

標記について、災害発生のため、福島町医療救護対策本部を設置しましたので、下記により災害医療救護活動隊(班)の出動を要請いたします。

記

1. 災害発生の日時	
2. 災害発生場所	
3. 災害発生原因	
4. 災害発生状況	
5. 出動の時期	
6. 出動の場所	
7. 出動を要する人員	
8. 必要な資機材	
9. その他必要な事項	

## 様式2 (災害医療救護活動報告の様式)

第 年 月 日 号

福島町医療救護対策本部長

福 島 町 長 様

災害医療救護活動実施機関の長 印

## 災害医療救護隊（班）の活動報告について

標記について、年 月 日発生の災害のため、福島町医療救護対策本部長の要請により出動しました、災害医療救護活動隊（班）の活動を、下記のとおり報告いたします。

## 記

1. 出 動 の 場 所		
2. 出 動 の 期 間 及 び 時 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分	
3. 出 動 者 の 種 別 及 び 人 員	医師 人 看護師 人	
4. 受 診 者 数	死亡 人 重傷 人 中等傷 人 軽傷 人	
5. 使用医薬材料、治療材料 及び医療器具等の消耗、 破 損 等 の 内 容	医 薬 材 料 金 額	金額 円
	治 療 材 料 消 耗 破 損 料	金額 円
	医 療 器 具 等 消 耗 、 破 損 料	金額 円
6. 医 療 救 護 活 動 の 概 要		
7. そ の 他 必 要 な 事 項		

## 医療救護に関する資料 4

### 災害時の医療救護に係るトリアージ

#### 【トリアージとは】

災害発生時などに多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定すること。フランス語で「選別」を意味する「trier」に語源を發し、ナポレオン戦争の時に傷病兵をその重傷度に応じて選別したことから始まったと言われている。トリアージは救急の原則と言われている3つのT、選別（Triage：トリアージ）、治療（Treatment：トリートメント）、搬送（Transport：トランスポート）の3Tの一つです。

#### 【トリアージの必要性】

災害時の混乱している中で、トリアージを行わず通常と同じように受付け順で治療を行った場合、重症者が長時間放置されたり、最重症者から治療を始めた場合には、その治療だけで貴重な医療スタッフ、医薬品等が使われてしまい、確実に救命可能なほかの重症者の治療ができなくなるといったことも考えられる。

こうした問題を解決するためには、救命の可能性が非常に低い者よりも、治療によって救命できる可能性の高い者から順に救護・搬送・治療にあたることが必要となり、その優先順位決定作業であるトリアージが必要となる。

#### 【トリアージの原則】

大量の傷病者が発生する大規模災害等の現場においては、簡単な処置で対応の出来る軽傷者と既に死亡している傷病者を除外し、緊急搬送治療が直ちに必要な傷病者と、様態は落ちついているが注意の必要な中等症患者を選別し、その搬送順位や搬送医療機関を決定する。

また、災害現場でのトリアージは1回だけでは不十分で、傷病者の様態はもとより、現場での医療スタッフ、医療器具、医薬品の状態、搬送先の医療機関の状態も、刻々と変化するため、そういった変化に対応するためにも、何度もトリアージを行うことが必要である。

トリアージの実施に際しては、原則として一人の人物（トリアージ・オフィサーと呼びます）が一人で行うことが必要である。そうすることで、現場での混乱を避け、より効率的に治療・搬送することが可能となる。この時、トリアージ・オフィサーは必ずしも医師である必要はなく、トリアージの意味を性格に理解していれば、救急隊長・救急救命士・看護師長・主任看護師等などでも可能である。

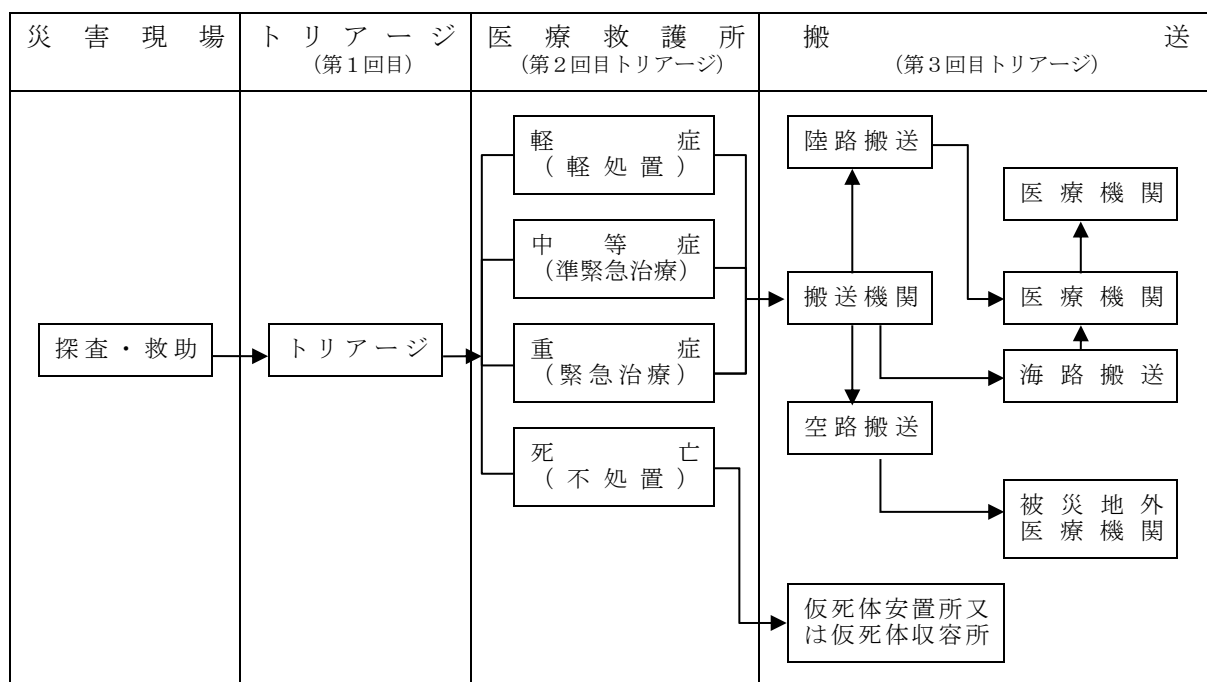
ただし、トリアージオフィサーはトリアージ作業に専念し、原則として治療にはあたらないことが必要である。

### 【トリアージの実施基準】

傷病の緊急度や重傷度に応じ、次の4段階に区別します。

優先順位	分類	識別色	傷病状況及び病態	診断
第1順位	最優先治療群 (重症群)	赤 (I)	生命、四肢の危機的状態で、直ちに処置の必要なもの	気道閉鎖又は呼吸困難、重症熱傷、心外傷、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
第2順位	待機的治療群 (中等症群)	黄 (II)	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度のもの	熱傷、多発又は大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
第3順位	保留群 (軽症群)	緑 (III)	軽度外傷、通院加療が可能程度のもの	小骨折、外傷、小範囲熱傷(体表面積の10%以内)で気道熱傷を含まないもの、精神症状を呈するもの
第4順位	死亡群	黒 (0)	生命徴候のないもの	死亡又は明らかに生存の可能性のないもの

### 【トリアージの流れ】



### 【災害現場でのトリアージ】

災害現場では、救急隊員(救急救命士)が最初に到着するケースが多く、初動段階でのトリアージは、彼らが行うケースが多くなる。その後、医師が現場に到着すればその医師にリーダーシップを委ね、看護師が、医師の指示によってトリアージに協力し、救急隊員は搬送に専念することが求められる。

災害現場で重症患者に対して行われる医療行為は、呼吸管理・圧迫止血など非常に限られている事が多く、応急救命処置の必要な患者の選別と、どの患者の搬送を最優先するのかを判断

することがトリアージの目標である。

また、現場でトリアージを実施するトリアージオフィサーは、その地域の病院数、所在地、病床数、外科的能力、各病院の特殊性、災害現場の地理、地形、各病院までの距離等を熟知しておくことが重要である。

通常、消防機関では傷病別の受入可能な地域医療施設の情報を持っており、これを基準にして、どの施設に搬送するかを決定することになる。

### 【トリアージ後の対応】

トリアージが終わり、トリアージタグが付けられた傷病者は、災害の及ばない、搬送に便利な地点に同じ色のタグのグループに分けて集める。

その際、タグと同色のトリアージ用シートを併用するなどして、混乱した災害現場での傷病者の待機場所をも分別しておくなどの処置をとり、傷病者の重症度・治療優先度が一見して識別できるようにしておく。

応急処置、症状等をタグに記入し、トリアージオフィサーは、「赤はヘリコプター、救急車等」、「黄は救急車等の搬送車」、「緑はバス、徒歩等」で、医療救護所、病院等に搬送を指示する。

注意すべき点として、子供は出来るだけ両親と一緒にすることや傷病者はパニックに陥りやすいので、出来る限りの情報を与えて落ち着かせるなどが重要である。

### 【トリアージを成功させるためのポイント】

- ・トリアージオフィサーは、治療に参加しない。
- ・トリアージ部門では、気道確保、外出血の止血以外の治療は行わない。
- ・患者の動線は、一方向で、逆行させない。
- ・トリアージを行わない限り、患者を移動させない。
- ・医療救護所、病院等の入口では、能力以上の患者を入院させない。
- ・トリアージタグ、カルテ、検査結果等は、すべて患者に付けて移動させる。
- ・トリアージ責任者の命令は絶対である。私見をはさんではならない。
- ・地域で発生が予想される災害に対応し、あらかじめ計画されたトリアージプランによって繰り返し訓練を実施しておくことが必要である。

# 資料 8

## 輸送に関する資料





## 輸送に関する資料 1

### 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第18条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第17条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村(消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。)の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他防災ヘリによる活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

(ア) 現場救急

a 「現場救急」とは、防災ヘリが救急現場等に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

傷病者の生命に危険が及んでいる場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽

減など機能予後の改善が期待できる場合で、かつ、防災ヘリによる搬送が最も有効と認められる場合。なお、医師の搭乗については、要請元の市町村等の判断によるものとする。

(イ) 転院搬送

a 「転院搬送」とは、医療機関において治療中の患者を、緊急に高次・専門医療機関に搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

医師が当該傷病者について、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶと認める場合、又は緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できると認める場合で、防災ヘリによる搬送が最も有効であり、かつ、医師が搭乗できる場合。

c 搭乗する医師は、原則として搬送元医療機関の医師とする。ただし、当該医師の搭乗により搬送元医療機関の診療体制の維持が困難となる場合、又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の医療機関の医師が搭乗する場合において、他の移動手段では当該医師を搬送元医療機関に移動させることが困難であると認められる場合は、当該医師を防災ヘリにより搬送することができるものとする。

(ウ) 感染症患者等の搬送

a 「感染症患者の搬送」とは、北海道感染症対策マニュアルに基づき、指定された区間において所定の感染症患者（疑似症患者を含む。）を搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

北海道感染症対策マニュアルに基づき、北海道保健福祉部から依頼があった場合。

(エ) 事後検証

現場救急及び転院搬送の全ての事案について、防災ヘリ使用の適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等に、医師等の医療従事者や医療用資機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難であると認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難であると認められる場合

エ その他

救助活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、防災ヘリによる偵察・情報収集を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に防災ヘリの活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航を行う時間帯)

第 4 条 緊急運航は、原則として、災害現場における活動可能時間(日の出から日没まで)を考慮して行うことができる。ただし、次に掲げる場合は、この時間帯にかかわらず行うことができる。

(1) 転院搬送を行う場合

(2) その他、運航責任者が必要と認める場合

(緊急運航の要請)

第 5 条 市町村等の長は、緊急運航(感染症患者の搬送及び広域航空消防防災応援活動を除く。)の要請を行うときは、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により連絡するとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、転院搬送に係る要請手続きについては、別に定める「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」によるものとする。

(出動の決定等)

第 6 条 運航責任者は、前条の要請を受けたときは、要綱第13条の規定により速やかに出動の可否を判断するものとする。

2 運航責任者は、出勤の可否を判断したときは、直ちに要請を行った市町村等の長に通知するとともに、速やかに総括管理者及び関係総合振興局長又は関係振興局長に報告するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村等の長は、運航責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航(転院搬送を除く。)を要請した市町村等の長は、災害が収束したときは、災害等状況報告書(様式第2号)により、総括管理者に報告するものとする。

附則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（第 報）

## 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連絡先	TEL						FAX
災害の状況	覚 知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災 害 名								
災害発生状況・派遣理由									
派遣を必要とする区域				希望する活動内容					
気象の状況									
離着陸場の状況	離着陸場名								
	特記事項	(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物等)ほか)							
必要とする資機材				現地での資機材確保状況					
				特記事項					
傷病者の搬送先				救急自動車等の手配状況					
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者	(機関名)		(職・氏名)						
無線連絡方法			(周波数)					Hz	
その他参考となる事項									
搭乗者	所 属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

様式第2号（第8条関係）

第

号

年 月 日

## 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時									
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	【地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）】								
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】								
災害発生状況 ・措置状況									
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

## 輸送に関する資料 2

### 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

#### (1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

#### (2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出勤要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出勤を要請し、その後関係総合振興局及び関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出勤要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

#### (3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出勤準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出勤の要請を受けた場合は、出勤の可否につい

て判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局及び関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

（他の機関への要請等）

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式1号によりファクシミリを使用し行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

（付添人の搭乗）

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。



(様式第1号)

## 救急患者の緊急搬送情報伝達票 第 報

要請日時	令和 年 月 日 時 分				
1 要請市町村名		電話		F A X	
担当課・職・氏名		職名		氏名	
2 依頼病院名				電話	
所在地				F A X	
担当医師名・科名		科	担当課	氏名	
3 受入病院名				電話	
所在地				F A X	
担当医師名・科名		科	直通内線番号		
受入病院の了承： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
4 患者氏名 <small>ふりがな</small>	生年月日	年	月	日	歳
	体 重	kg	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	職業
住 所					感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
病 名					<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来： 月 日
経 過					血圧： <small>mmHg</small> 脈拍： <small>回/分</small>
					呼吸： <small>回/分</small> 体温： <small>℃</small>
	意識レベル(JCS)：				
航空機による搬送が 必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他 ( 主な理由： )				
気圧変化 <input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り ( )					
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)					
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容： )					
<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由： )					
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	その他
医 師			歳	kg	<input type="checkbox"/> 研修医(理由： )
看護師			歳	kg	
付添人			歳	kg	続柄：
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名					
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等					
資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり 80以上サイズ × (cm)
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
③酸素ボンベ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ W × L × H (cm)
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
⑧その他	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院： 受入病院：				メモ

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

様式第2号

令和 年 月 日

北海道総務部危機管理監 様

住所

氏名

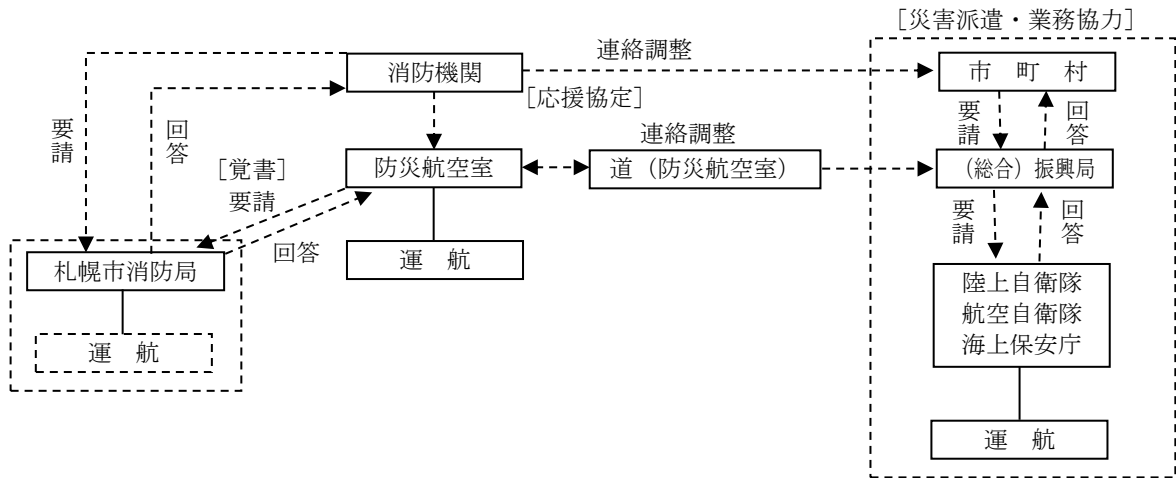
誓 約 書

私は、このたびあなたの管理する航空機に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。

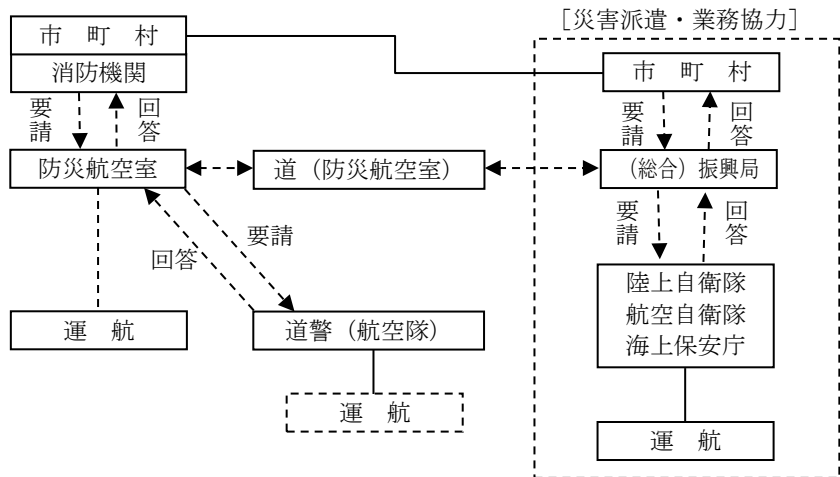
- 1 使用目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償要求の訴訟等はいたしません。
- 3 その他搭乗に際しては、すべてあなたの指示に従います。

○消防防災ヘリコプターの運航系統

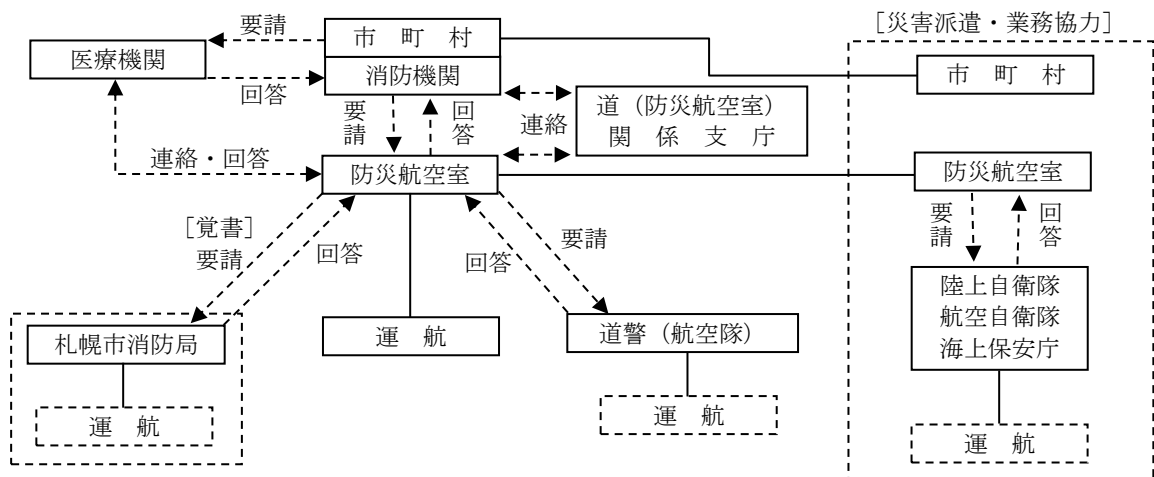
◇消防関係業務



◇防災関係業務



◇救急患者の搬送



## 輸送に関する資料 3

## ヘリコプター離発着可能場所

番号	離着陸場名	所在地	座標(北緯)			座標(東経)			土地状況						冬期 使用 可否	管理者		給油		備考
			度	分	秒	度	分	秒	長さ (m)	幅 (m)	規模	避難所 指定	表面	散水 要否		連絡先	電話番号	可否	手段	
1	福島小中学校グラウンド	福島町字月崎357	41	29	78	140	15	29	180	100	B	有	砂質	要	否	福島町 教育委員会	0139-47-3675	否		
2	吉岡小学校グラウンド	福島町字吉岡204	41	26	33	140	14	7	80	70	C	有	砂質	要	否	福島町 教育委員会	0139-47-3675	否		
3	旧白符小学校グラウンド	福島町字白符442	41	28	4	140	14	46	116	67	C	有	砂質	要	否	福島町総務課	0139-47-3001	否		
4	旧千軒小学校グラウンド	福島町字千軒284	41	33	33	140	16	19	70	60	C	有	砂質	要	否	福島町総務課	0139-47-3001	否		
5	北海道立福島商業 高等学校グラウンド	福島町字三岳161	41	29	19	140	15	11	100	100	B	有	砂質	要	否	福島商業 高等学校	0139-47-2131	否		
6	海峡横綱ビーチ駐車場	福島町字月崎23-1	41	28	44	140	15	51	90	43	C	無	舗装	否	可	福島町 産業課	0139-47-3004	否		
7	新緑公園グラウンド	福島町字三岳19-1	41	29	0	140	15	36	80	80	C	無	砂質	要	否	福島町建設課	0139-47-3675	否		
8	青函トンネル記念館駐車場	福島町字三岳32-1	41	28	59	140	15	28	67	37	C	無	舗装	否	否	福島町 産業課	0139-47-3004	否		

\* 「土地状況」「規模」～

A : 20,000 m<sup>2</sup>以上 … 中型機5機(大型機2機)B : 10,500 m<sup>2</sup>以上 … 中型機3機(大型機1機)

C … 中型機2機以下

## 輸送に関する資料 4

### 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等

#### 1 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等に関する要綱（抜粋）の要旨

災害対策基本法第76条第1項（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定により、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合又は大規模地震対策特別土地法第9条（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）の規定により東海地震に係る警戒宣言が発令された場合（以下「災害発生時」という。）において、公安委員会は、災対法第76条第1項の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができるとされ、また、地震法第24条の規定により避難路又は緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車輛の通行を禁止し、又は制限することができることとされている。

この場合、災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）及び地震法第24条に規定する緊急通行車両（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年第385号。以下「地震法施行令」という。）第12条第1項の規定により、知事又は公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることになる。

しかしながら、阪神・淡路大震災等の経験に鑑みると、災害時には確認のための膨大な事務手続き等に対する処理能力が十分に確保されない状態が予想され、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動（以下「災害時応急対策等」という。）を迅速かつ円滑に行なうためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、かつ、そのための事務の迅速化を図ることが必要であることから本要綱を制定し、災害応急対策の適正を図ることとした。

#### 2 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

##### ① 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数を予め把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行なうものとする。

##### (1) 事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれかにも該当する車両であること。

ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、

常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 申請に係る車両を使用して行なう事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

(ア) 災対法に基づく災害応急対策

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 地震法に基づく地震防災応急対策

- a 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- f 緊急輸送の確保に関する事項
- g 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

### 3 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。

(ウ) 申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第1号様式）2通に、当該車両を使用して行なう業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行なうものとする。

イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行なうものとし、前記(1)のア及びイについて審査するものとする。

ウ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第1号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは損失した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に「再」と朱書し、交付するものとする。

オ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

② 発災時の緊急通行車両の確認

災対法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表1・2のものが行ない、その確認方法については、次のとおり行なうものとする。

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

- (ア) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行ない、確認のための必要な審査は、省略するものとする。
- (イ) 他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。

(2) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

イ 対象車両

原則として前記第2の1の(1)のア及びイの(ア)の対象車両と同様とする。

ウ 申請書類

(ア) 緊急通行車両等確認申請書（別記第3号様式）（以下「確認申請書」という。）

(イ) 災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する書類（協定書等）

エ 確認

前記第2の1の(1)のイの(ア)に掲げる要件について審査するものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び第2項に規定する標章（別記第4号様式）及び緊急通行車両確認証明書（別記第5号様式）に自動車登録番号有効期限及び通行日時通行経路等を記載し、交付するものとする。

③ 警戒宣言発令時の緊急通行車両の確認事務等

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記2の(1)と同等に行なうものとする。

(2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記2の(2)のアからウまでと同様に行ない、前記第2の1の(1)のイの(イ)に掲げる要件について審査を行なうものとする。

(3) 地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、地震法施行令第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第6条に規定する緊急通行車両確認証明書（別記第6号様式）及び標章の交付の措置をとるものとする。

(4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記(3)の緊急通行車両確認証明書の交付の措置をとるものとする。

④ 自衛隊用車両の事前届出の特例

災害応急対策に使用する自衛隊用車両については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 事前届出の申請

事前届出の申請については、自衛隊の部隊等の長が、交通規制課を經由して公安委員会に申請するものとする。

(2) 審査及び標章の交付

申請車両が、自衛隊の行なう災害応急対策に使用されるものであると認められる場合は、あらかじめ標章及び緊急通行車両確認証明書を部隊等の長に対して交付しておくものとする。

(3) 災害発災時の確認

災害発災時において、部隊等の長は、前記(2)の標章を受けた車両のうち当該災害応急対策に使用する車両の自動登録番号を、交通規制課長を經由し公安委員会に通知するものとし、その際公安委員会の指示を受け標章及び緊急通行車両確認証明書の記載



事項欄に有効期限、通行日時、通行経路等必要な事項を書き込むものとする。

- (4) 部隊等の長は、災害対策終了後、標章及び緊急通行車両確認証明書を速やかに公安委員会に対し返納するものとする。

※別記様式省略



# 資料 9

## 通信に関する資料



## 通信に関する資料 1

### 福島町防災行政無線施設設置及び管理等に関する条例

平成10年3月23日  
条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、町の防災広報活動、行政一般並びに緊急を要する情報等を町民に速やかに伝達し、災害の未然防止、災害時の応急対策、災害復旧等通信の確保によつて町民福祉の増進に資するため設置する防災行政無線施設(以下「無線局」という。)の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 無線局の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 福島町防災行政無線局

位置 (1) 親局 松前郡福島町字福島820番地  
福島町役場

(2) 遠隔制御局(副局) 松前郡福島町字三岳45番地1  
渡島西部広域事務組合福島消防署

(3) 中継局 松前郡福島町字千軒288番地1  
松前郡福島町字館崎337番地9  
松前郡福島町字月崎10番地1

(4) 屋外拡声子局 別表のとおり

(5) 戸別受信機 第3条の規定により町長が指定する場所

(戸別受信機の設置する場所)

第3条 前条の規定により、町長が指定することができる戸別受信機(以下「受信機」という。)の設置場所は次のとおりとする。

- (1) 町の区域内に住所を有する者の世帯主の住宅
- (2) 国・道・町その他公共的団体の事務所及び施設
- (3) 学校・保育所・医療機関
- (4) その他町長が必要と認めた場所

(放送区域)

第4条 無線局が通信を行う区域は福島町全域とする。

(貸与及び使用料)

第5条 受信機は貸与し、その使用料は無料とする。

(利用者の義務)

第6条 受信機は利用者の責任において維持管理しなければならない。

- 2 利用者は、受信機に異常を発見したとき又は転出等の事由により受信機を移動しなければならないときは、速やかにその旨を町長に報告しなければならない。
- 3 利用者の責により発生した受信機の修復に要する経費は、利用者の負担とする。
- 4 受信機の修復等は、町長の指定する者以外は行うことができない。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

資料9 通信に関する資料

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月22日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月13日条例第12号)

この条例は、平成25年2月16日から施行する。

附 則(平成27年3月9日条例第8号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表

屋外拡声子局設置場所

番号	設置場所
1	松前郡福島町字千軒283番地5
2	松前郡福島町字千軒799番地
3	松前郡福島町字三岳606番地2
4	松前郡福島町字三岳503番地2
5	松前郡福島町字三岳301番地12
6	松前郡福島町字三岳200番地2
7	松前郡福島町字三岳84番地
8	松前郡福島町字月崎322番地2
9	松前郡福島町字月崎363番地47
10	松前郡福島町字塩釜85番地2
11	松前郡福島町字塩釜326番地
12	松前郡福島町字浦和111番地1地先
13	松前郡福島町字日出162番地
14	松前郡福島町字岩部65番地1
15	松前郡福島町字福島148番地1
16	松前郡福島町字日向24番地2地先
17	松前郡福島町字日向460番地1
18	松前郡福島町字日向121番地1
19	松前郡福島町字白符154番地2
20	松前郡福島町字白符593番地1
21	松前郡福島町字宮歌57番地
22	松前郡福島町字宮歌637番地29
23	松前郡福島町字豊浜54番地地先
24	松前郡福島町字吉岡106番地地先
25	松前郡福島町字吉岡300番地3
26	館崎682番地2地先
27	松前郡福島町字吉野523番地
28	松前郡福島町字吉野123番地地先
29	松前郡福島町字松浦389番地1
30	松前郡福島町字館崎350番地15
31	松前郡福島町字月崎10番地1

## 通信に関する資料 2

### 福島町防災行政無線施設設置及び管理等に関する条例施行規則

平成10年3月23日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島町防災行政無線施設設置及び管理等に関する条例(平成10年福島町条例第6号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、防災行政無線施設(以下「無線局」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送の範囲)

第2条 この無線局で放送できる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 非常災害、その他緊急事項の通知及び連絡。
- (2) 行政事務に関すること。
- (3) 住民に役立つ地域情報に関すること。
- (4) その他、町長が必要と認める事項に関すること。

(放送中断の通報)

第3条 町は無線局の故障、その他により前条の放送ができない場合は、速やかにその理由、期間その他必要と認められる事項を住民に通報するものとする。

(放送の種別及び放送時間)

第4条 この無線局の放送は緊急放送及び一般放送とする。

- (1) 緊急放送は、常時必要の都度行うものとする。
- (2) 一般放送は、次の定時に行うものとする。  
午前10時00分、午後3時00分の2回とする。

(放送日)

第5条 放送日は通常、毎日放送するものとする。ただし、放送すべき情報がない時はこの限りでない。

(維持管理経費等の負担)

第6条 戸別受信機の利用者は、受信機の維持管理のための電源に係る電気料を負担するものとする。

(管理台帳の備え付け)

第7条 町は戸別受信機管理台帳を備え、その目的達成に利用されるよう努めるものとする。

(戸別受信機の返還等)

第8条 利用者が転出する場合等は、戸別受信機を町に返還するものとする。

2 転居する場合は、届出をするものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

### 通信に関する資料 3

#### 福島町防災行政用無線局運用管理規程

平成10年3月23日

訓令第1号

改正 平成16年3月24日規程第1号

平成17年3月14日規程第1号

平成19年3月5日規程第1号

平成24年3月2日規程第1号

平成28年5月18日訓令第12号

福島町防災行政用無線局運用管理規程(昭和59年福島町訓令第3号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、電波法(昭和25年法律第131号)及び関係法令に定めるもののほか、防災行政無線局の適正かつ能率的な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 福島町防災行政無線施設の親局をいう。
- (2) 総括責任者 無線局の管理及び運用上の責任者をいう。
- (3) 無線局管理責任者 総括責任者の命を受け、直接無線局の管理及び運営にあたる責任者をいう。
- (4) 無線従事者 無線局管理責任者を補佐するとともに、法及びこれに基づく命令の規定を遵守して、無線局の円滑な運用を図る者をいう。
- (5) 通信取扱者 無線局の通信を取り扱う者であつて、無線従事者以外の者をいう。
- (6) 通信統制 災害が発生し、または発生する恐れのある場合、その他特に必要と認められる場合において、情報の迅速かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を中止し、割り込み通信順序の指定等を行うこと又はこれらの措置を取り得る状態にすることをいう。

(無線局の責務)

第3条 この無線局は、平常時においては一般行政事務に関する通信を取り扱い、災害時等においては、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく防災、応急救助、災害復旧に関する通信を取り扱うことを任務とする。

(無線局の管理課)

第4条 無線局の管理課は、総務課とする。

(総括責任者)

第5条 総括責任者は、総務課長とする。

- 2 総括責任者は、無線局の管理及び運用業務について無線局管理責任者、無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する。

(無線局管理責任者)

第6条 無線局管理責任者は、課長補佐とする。

- 2 無線局管理責任者は、無線局の管理及び運用に関する業務について、無線従事者及



び通信取扱者を直接指揮監督する。

(無線従事者)

第7条 無線従事者は、無線局管理責任者を補佐するとともに、電波法及びこれに基づく命令の規定を遵守して無線局の円滑な運用を図る。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、無線従事者の指揮のもとに無線局の通信業務を行う。

(無線従事者の配属)

第9条 総括責任者は、無線局の運用状態に応じ、適正な資格、員数の無線従事者を配置しなければならない。

(通信系統)

第10条 通信系統は、別図のとおりとする。

(通信の種類)

第11条 通信は、防災通信(災害発生時において、防災、応急救助、災害復旧等のために行う通信をいう。以下同じ。)平常通信(一般行政事務及び地域情報伝達のために行う通信をいう。)及び訓練通信(非常災害時における通信の円滑な実施を確保するのに必要な訓練のために行う通信をいう。)とする。

(通信システム運営委員会)

第12条 防災行政無線施設の広範な利用を図るため、町職員で構成する通信システム運営委員会を設置し、年1回以上の運営会議を開催する。

(通信統制)

第13条 通信統制は、次の各号に定めるところにより実施する。

(1) 実施責任者は総括責任者とする。

(2) 総括責任者が職務を行うことが出来ないときは、無線局管理責任者がこれを代行する。

(3) 総括責任者は、通信統制を行う必要がなくなつたときは、これを解除する。

(非常災害時等における通信体制)

第14条 総括責任者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに無線局管理責任者に対し、通信確保に必要な措置をとらせるものとする。

(1) 災害その他緊急の事態が発生するおそれがあると認められるとき。

(2) 無線局管理責任者が特に必要と認めるとき。

2 無線局管理責任者は、無線従事者及び通信取扱者を指揮し、防災通信の円滑な疎通を図るものとする。

3 無線局管理責任者は第1項各号の場合、防災通信の円滑な疎通を図るため、車載可搬無線機等を必要と認める場所へ配置することができるものとする。

(通信訓練)

第15条 無線局管理責任者は、少なくとも毎年1回以上定期的に通信訓練を行わなければならない。

2 訓練は、特に次の各号に重点を置くものとする。

(1) 通信統制訓練

(2) 移動系による集落からの情報伝達訓練

(職員の研修)

第16条 無線局管理責任者は、通信技能、機器の保守技術等の向上を図るため、必要に応じて関係職員の研修を行わなければならない。

(無線業務日誌備え付け)

第17条 無線局管理責任者は、電波法施行規則(昭和25年電波法監理委員会規則第14号)第41条の規定による無線業務日誌を備え付けておかなければならない。

(無線従事者選(解)任届の提出)

第18条 無線局管理責任者は、無線従事者に異動が生じたときは電波法第51条の規定により、すみやかに無線従事者選(解)任届を北海道電気通信管理局長へ提出するための手続きをとらなければならない。

(無線設備の点検及び設備)

第19条 無線局管理責任者は無線設備について、毎年2回以上定期的に点検を行い、その機能を確認しておかなければならない。

(通信の手続き)

第20条 通信の申し込み手続きは次の各号の定めるところによる。

(1) 各所属長等は、所管する事務等で住民に周知する必要があるものについては、無線通信依頼書(第1号様式)により、原則として通信日の3日前までに無線局管理責任者に提出しなければならない。

(2) 無線局管理責任者は、提出された通信依頼書の内容を検討し、通信の可否を決定するものとする。通信を否としたときはその旨を通信依頼者に通知するものとする。

(通信の方法)

第21条 通信の方法は、町長の定めるところによる。

#### 附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月24日規程第1号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月14日規程第1号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月5日規程第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月2日規程第1号)

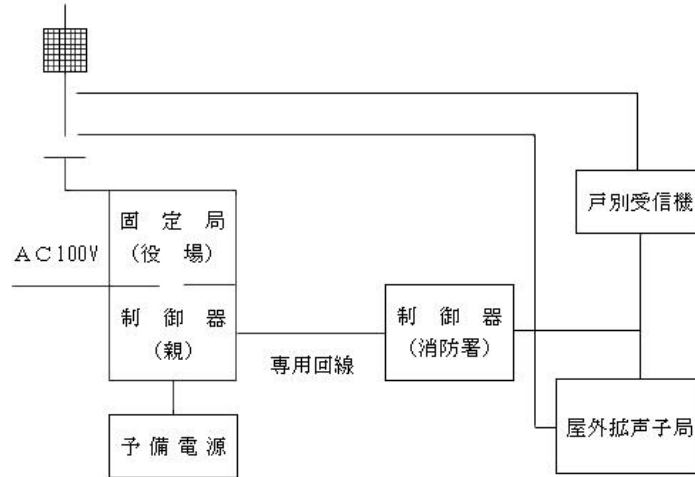
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月18日訓令第12号)

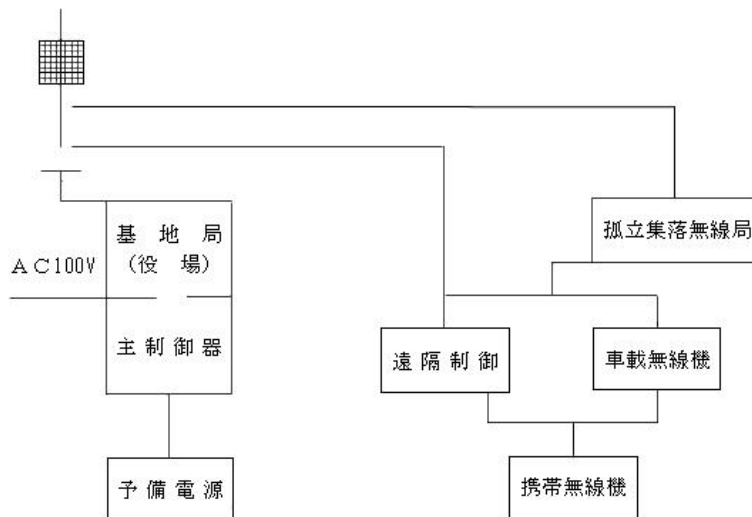
この訓令は、公布の日から施行し平成28年4月1日から適用する。

別図

通信系統図(固定系)  
福島町防災行政無線通信系統図



通信系統図(移動系)  
福島町防災行政無線通信系統図



資料9 通信に関する資料

第1号様式

町長	副町長	課長	参事	課長補佐 (次長、 主幹)	係長	合議	提議	通信決定

防災行政無線通信依頼書 下記のとおり放送してよろしいか伺います。					
課長 (参事)	総括主査	グループ合議	提議	所管課	係
				(職氏名)	
放送区分 一斉・限定( 地区)					
放送希望日時	定時	月 日 午前・午後	※決定	月 日 午前・午後	
		月 日 午前・午後		月 日 午前・午後	
		月 日 午前・午後		月 日 午前・午後	
		月 日 午前・午後		月 日 午前・午後	
		月 日 午前・午後		月 日 午前・午後	
	随時	月 日 午前・午後 時	月 日 午前・午後 時		
標 題					
放送文	.....				
放送文は簡潔に表現のこと	.....				

※記入不可

※整理No.

# 資料 10

## 災害救助法に関する資料



## 災害救助法に関する資料 1

## 災害救助法による救助の種類

別表 令和4年度災害救助基準（災害救助法の規定による）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 （法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置 （法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期エアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

資料10 災害救助法に関する資料

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3 日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
		全焼	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
		流失	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
		半壊	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
半焼	床上浸水								
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					



救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り  ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内  ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内  （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700円 中学生生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から  （教科書） 1ヵ月以内  （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

資料10 災害救助法に関する資料

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内  一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,400円以内  検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10            ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9            ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8            ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7            ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6            ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5            ト 5億円を超える部分の金額については100分の4         </div>		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 災害救助法に関する資料 2

### 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

#### 1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

#### 2 報告の種類及び内容

##### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

##### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

##### ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

##### イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

##### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

## 災害救助法の適用基準

(平成6年11月30日現在)

区分 町の人口	町単独の場合	被害が全道にわたり 2,500世帯以上の場合	被害が全道にわたり 12,000世帯以上の住 家が滅失した場合等
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
福島町 5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に救助 を必要とする状態にある と認められたとき
摘 要			
<p>1 住家被害の判定基準</p> <p>滅失………全壊、全焼、流失  損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。  半壊、半焼………2世帯で滅失1世帯に換算  住家の損壊部分とその住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。  床上浸水………3世帯で滅失1世帯に換算  床下浸水………土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>2 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。  (2) 寄宿舍、下宿等に宿泊するもので共同生活を営み、各個人の生計の独立性が認められないものはその寄宿舍等の全部をもって1世帯とする。  (3) 旅館の住込等単身で他の家族と同居し、その者の生計の独立性が認められない場合は、当該家族と同一の世帯とする。</p>			

別表 1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報			
報告日時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分
発信機関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		受信機関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)	
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)	
発生場所			
発生日時	月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況	雨 量		
	河川水位		
	潮位波高		
	風 速		
	その他		
ライフライン関係の状況	道 路		
	鉄 道		
	電 話		
	水 道 (飲料水)		
	電 気		
(1)災害対策本部等の設置状況	(名 称)		
	(設置日時)	月 日 時 分	設置
(2)災害救助法の適用状況	(名 称)		
	(設置日時)	月 日 時 分	設置
(2)災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	り災世帯
	(救助実施内容)		

応急措置の状況	(3) 避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時	
		自主避難				
		避難勧告				
	避難指示					
(6) 応急対策出動人員	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(7) 出動人員		(イ) 主な活動状況			
	市町村職員	名				
	消防職員	名				
	消防団員	名				
その他(住民等)	名					
計	名					
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。



別表2

被害状況報告(速報 中間 最終)

災害発生日時		月 日 時		災害の原因		月 日 時現在		
災害発生場所								
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名			
	職・氏名				職・氏名			
	発信日時				受信日時			
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)	
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、捕捉資料で報告	⑤ 土木被害	河川	箇所		
	うち災害関連死	人			海岸	箇所		
	行方不明	人			砂防設備	箇所		
	重傷	人			地すべり	箇所		
	軽傷	人			急傾斜地	箇所		
計	人		道路		箇所			
② 住家被害	全壊	棟			橋梁	箇所		
	半壊	棟			小計	箇所		
	一部損壊	棟			河川	箇所		
		人			道路	箇所		
	床上浸水	棟			橋梁	箇所		
		人			小計	箇所		
	床下浸水	棟			港湾	箇所		
		人			漁港	箇所		
	計	棟			下水道	箇所		
	人			公園	箇所			
	棟		崖くずれ	箇所				
	人		計	箇所				
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻	
	半壊	その他	棟		破損	隻		
		公共建物	棟		計	隻		
	計	その他	棟		漁港施設	箇所		
		公共建物	棟		共同利用施設	箇所		
	その他	棟	その他施設		箇所			
	その他	棟	漁具(網)		件			
			水産製品	件				
			その他	件				
			計					
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	⑦ 林業被害	林地	箇所		
			浸冠水		ha	治山施設	箇所	
		畑	流失・埋没等		ha	林道	箇所	
			浸冠水		ha	林産物	箇所	
	農作物	田	ha		その他	箇所		
		畑	ha		小計	箇所		
	農業用施設	箇所			一般民有林	林地	箇所	
	共同利用施設	箇所				治山施設	箇所	
	営農施設	箇所				林道	箇所	
	畜産被害	箇所				林産物	箇所	
その他	箇所		その他	箇所				
計			小計	箇所				
			計	箇所				

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	公 立	箇所			⑫社会福 祉施設等	公 立	箇所	
	個 人	箇所				法 人	箇所	
	一般廃棄物処理	箇所			被害計		箇所	
	し尿処理	箇所			⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	—
火 葬 場	箇所		鉄道施設	箇所				
計	箇所		被害船舶(漁船)	隻				
商 業	件		空 港	箇所				
工 業	件		水 道	戸		—		
⑨ 商 業 被害	その他	件		電 話	回線	—		
	計	件		電 気	戸	—		
				ガ ス	戸	—		
⑩ 公立 学校 施設 被害	小学校	箇所		ブロック塀等	箇所	—		
	中学校	箇所		都市施設	箇所			
	高 校	箇所						
	その他文教施設	箇所		被 害 総 額				
公共施設被害市町村数		団体		火災	建 物	件		
り災世帯数		世帯		発生	危 険 物	件		
り災者数		人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数		人		消防団員出動延人数		人		
災害対 策本部 の設置 状況	道（総合振興局又は振興局）							
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時		
災害救 助法適 用市町 村名								
補足資料（※別葉で報告）								
<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生場所</li> <li>○災害発生年月日</li> <li>○災害の種類概況</li> <li>○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意</li> <li>○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の発令状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul> </li> </ul>								

別表3

被害状況（中間・最終）報告集計表

災害・事故名		振興局		平成 年 月 日 時現在					
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、別紙で整理報告	⑤ 土木被害	河川	箇所			
	うち災害関連死者	人			海岸	箇所			
	行方不明	人			砂防設備	箇所			
	重傷	人			地すべり	箇所			
	軽傷	人			急傾斜地	箇所			
	計	人			道路	箇所			
② 住家被害	全壊	棟		⑥ 水産被害	橋梁	箇所			
		世帯							
	半壊	棟			小計	箇所			
		世帯							
	一部損壊	棟			河川	箇所			
		世帯							
	床上浸水	棟			道路	箇所			
		世帯							
	床下浸水	棟			橋梁	箇所			
		世帯							
計	棟	小計	箇所						
	世帯								
③ 非住家被害	全壊	公共建物		⑦ 林業被害	漁港	箇所			
		その他			棟	漁港施設	箇所		
	半壊	公共建物			共同利用施設	箇所			
		その他			棟	その他施設	箇所		
	計	公共建物			漁具(網)	件			
		その他			棟	水産製品	件		
			その他	件					
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没		⑧ 道有林	林地	箇所		
			冠水			ha	治山施設	箇所	
		畑	流出・埋没			ha	林道	箇所	
			冠水			ha	林産物	箇所	
	農作物	田	ha			その他	箇所		
		畑	ha			小計	箇所		
	農業用施設	共同利用施設	箇所			⑨ 一般民有林	林地	箇所	
		営農施設	箇所				治山施設	箇所	
		畜産被害	箇所				林道	箇所	
		その他	箇所				林産物	箇所	
							その他	箇所	
		計					小計	箇所	
			計	箇所					

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	公 立	箇所			⑫社会福 祉施設等 被 害	公 立	箇所	
	個 人	箇所				法 人	箇所	
	一般廃棄物処理	箇所				計	箇所	
	し尿処理	箇所				鉄道不通	箇所	
火 葬 場	箇所		鉄道施設	箇所				
	計	箇所		⑬そ の 他	被害船舶(漁船)	隻		
⑨ 商 工 業 被害	商 業	件			空 港	箇所		
	工 業	件			水 道	戸		—
	そ の 他	件			電 話	回線		—
	計	件			電 気	戸		—
⑩ 公 立 文 教 施 設 被 害	小 学 校	箇所			ガ ス	戸		—
	中 学 校	箇所			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		—
	高 校	箇所		都 市 施 設	箇所			
	その他文教施設	箇所						
	計	箇所		被 害 総 額				
公共施設被害市町村数		団体		火災 発 生	建 物	件		
り災世帯数		世帯			危 険 物	件		
り災者数		人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数		人		消防団員出動延人数		人		
災害対 策本部 の設置 状況	道（総合振興局又は振興局）							
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時	
災害救 助法適 用市町 村名								
補足資料（※別葉で報告）								
<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生場所</li> <li>○災害発生年月日</li> <li>○災害の種類概況</li> <li>○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意</li> <li>○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の発令状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況 ほか</li> </ul> </li> </ul>								

別表 4

## 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は、死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	災害関連死	<p>当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死亡欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
一部損壊	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破壊した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>	

被害区分		判定基準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が損壊した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分	判定基準
⑤ 土木被害	地すべり防止施設 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流出又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾 港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港 漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道 下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
公園 都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑥ 水産被害	漁船 動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
	漁港施設 外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設 水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設 上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網） 定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品 加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地 新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設 既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道 林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物 素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他 苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判定基準
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推被害定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立学校施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫ 社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。



# 資料 11

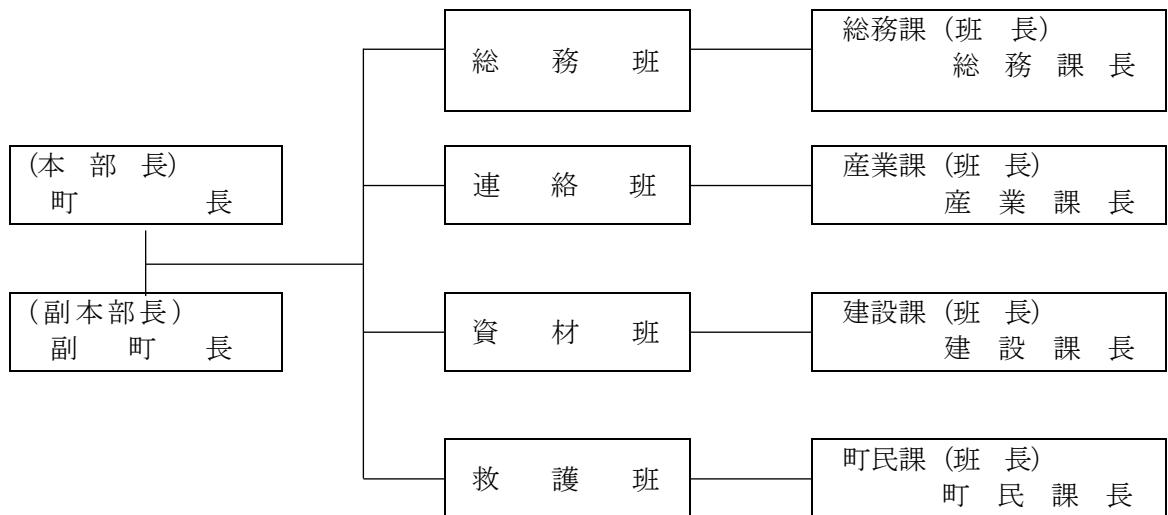
## 林野火災に関する資料



## 林野火災に関する資料 1

### 福島町林野火災消防対策本部系統図

【林野火災消防対策本部系統図】



#### 1 総務班

- (1) 愛護組合員及び地元民の協力出動に関すること。
- (2) 自衛隊の災害派遣出動要請に関すること。
- (3) 林野火災に伴う会計経理に関すること。
- (4) その他各班に属しないこと。

#### 2 連絡班

- (1) 林野火災の情報及び報告に関すること。
- (2) 林野火災の予防警報の連絡に関すること。
- (3) 現地消防隊との連絡に関すること。

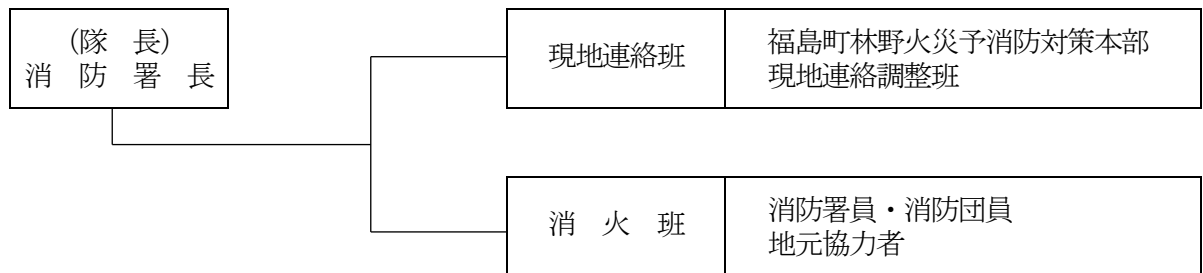
#### 3 資材班

- (1) 林野火災消火器具調達
- (2) 救急車の出動に関すること。

#### 4 救護班食糧調達班

- (1) 消火出動者の食糧調達に関すること。
- (2) 負傷者の救護に関すること。

山火事現地消火隊



**5 現地連絡調整班**

現地連絡調整班は、隊長の指揮下に入り、消火班との連絡調整を図る。

**6 消火班**

消火班は、隊長の指揮下に入り、現地連絡調整班と連絡をとり消火作業にあたる。

## 林野火災に関する資料 2

### 福島町火入れに関する条例

昭和59年6月25日

条例第8号

改正 令和4年3月8日 条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、福島町の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号)第21条の許可の手續その他必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の申請)

第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の3日前までに、別記様式第1号による申請書1通に次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(1) 火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図

(2) 火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書

(3) 申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第3条 町長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

(1) 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。

(2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第4条 町長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した別記様式第2号による許可証(以下「火入許可証」という。)を交付するものとする。

2 町長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第5条 町長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第21条の規定に基づき火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき7日以内とする。

(許可の対象面積)

第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、1ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を0.5ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、町長はこれを超えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を町長に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに町長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入れ責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

- 2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。
- 3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅7メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については10メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

- 2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によつて防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当つては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

- (1) 0.5ヘクタールまでは5人以上
- (2) 0.5ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.1ヘクタールにつき2人を前号の人数に加えて得た人数以上
- 2 火入者は、鋸、鎌、スコップ、バケツ等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。
- 3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向つて行わなければならない。

- 2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行つてはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当つては、町長及び消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。

(消防署長への通知等)

第16条 町長は、火入れの許可を行つた場合には、消防署長にその旨通知するものとする。

2 町長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実施調査をさせることができる。

3 町長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせることもできる。

4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(令和4年3月8日条例第2号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

資料 11 林野火災に関する資料

別記様式第1号

火 入 許 可 申 請 書		
昭和 年 月 日		
福島町長 殿		
住所 申請者 氏 名		
次のように火入れを行いたいので許可されたく「福島町火入れに関する条例」第2条の規定により申請します。		
火 入 地	所在地	
	所有者 (管理者)	
	地種区分	保安林( )・普通林・原野・その他( )
	所有区分	国有林( )・公有地( )・私有地( )
	面積	総面積           ヘクタール
火 入 れ 期 間	昭和 年 月 日～ 年 月 日( 日間)	
火 入 れ 目 的	1 地ごしらえ   2 開墾準備   3 害虫駆除 4 焼 畑       5 採草地改良	
火 入 れ 方 法		
防 火 体 制	火入従事者	男 人・女 人 計 人
	防 火 帯	延長           メートル、幅員           メートル
	器 具	
火 入 責 任 者		
備 考	(添付書類 通)	

- 1 保安林の( )の中には、保安林種を記入
- 2 その他の( )には、土地現況を記入
- 3 保有区分の( )には、所有形態の細分(部分林・部落有林・社寺有林等)を記入



## 別記様式第2号

火 入 許 可 証	
許可番号 申請者	号 殿
昭和 年 月 日	
福島町長 <span style="float: right;">印</span>	
月 日に申請のあつた火入れは、下記のとおり許可する。	
火 入 場 所	
面 積	総面積                      ヘクタール
目 的	
期 間	年 月 日～ 年 月 日( 日間)
火 入 責 任 者	
指 示 事 項	
備 考	



# 資料 12

## 自衛隊に関する資料



## 自衛隊に関する資料 1

### 自衛隊の災害派遣

様式1

(文書記号)

年 月 日

北海道知事（渡島総合振興局長） 様

福 島 町 長

#### 災害派遣要請の要求について

このことについて、次のとおり のため緊急措置が必要なので自衛隊法第83条の規定により、 年 月 日 時 分自衛隊の派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣の要請を要求する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

※ ヘリコプターの場合は、添乗者の職、氏名、年令、職業、続柄等を記入すること。

様式2

(文書番号)

年 月 日

北海道知事（渡島総合振興局長） 様

福 島 町 長

災 害 派 遣 撤 収 要 求 に つ い て

年 月 日付け福総務号をもって要請の要求をした災害派遣については下記の日時をもって撤収を要求します。

記

撤収要求日時 年 月 日 時 分

## 自衛隊に関する資料 2

### 大規模災害時等における連携に関する協定書

松前町、福島町、知内町及び木古内町の各町（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第11旅団第28普通科連隊（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。）に際し、連携し迅速かつ円滑な災害応急対策活動を行い、住民の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（情報連絡に係る手段の確保及び体制の充実）

第1条 甲及び乙は、災害に係る情報の連絡及び共有を円滑にするため、複数の情報連絡手段を確保するとともに、平素から情報連絡体制の充実を図るものとする。

（資料等の共有）

第2条 甲及び乙は、応急対策活動が円滑に行われるよう、災害に関する計画及び災害応急対策資機材保管状況等の関係資料を共有するとともに、関係資料の作成又は修正を行う場合には、意見を聴取するなど連携を図るものとする。

（防災訓練、会議等への参加等）

第3条 甲及び乙は、甲又は乙が主催する災害に関する防災訓練、会議等に積極的に参加するものとする。

2 甲及び乙は、防災訓練等の実施においては、効果的に行うとともに、訓練内容の検証により必要に応じ災害に関する計画の見直しを行い、災害応急対策体制の整備等を行うものとする。

（災害の発生する恐れがある場合の対応）

第4条 甲は、災害の発生する恐れがある場合は、災害の予測及び災害対応の態勢状況等の情報を乙に連絡するものとする。

2 前項の規定により情報を受けた乙は、必要に応じ甲の設置する警戒本部等に連絡幹部を派遣するものとする。

3 甲は、北海道に対し自衛隊の災害派遣要請の依頼を必要とする場合は、あらかじめ乙に対し災害派遣を必要とする情報等の提供を行うものとする。

4 前項の規定により情報を受けた乙は、円滑に災害応急対策を実施できるよう、災害派遣準備等を行うものとする。

5 何らかの理由により、第1項の規定による連絡を甲が行うことができない場合は、乙の判断により連絡幹部を派遣する等、速やかに甲との連絡手段を確保するものとする。

（災害発生時における連絡調整所）

第5条 甲は、災害発生により自衛隊による災害派遣が行われる場合は、情報等の共有を図るとともに、適切な災害応急対策を行うため、乙が設置する連絡調整所を甲の庁舎又は敷地内に設置できるよう配慮するものとする。

(活動拠点の設置)

第6条 甲は、乙が災害応急対策のために活動拠点を設置する必要がある場合は、場所、広さ等の調整を行い、甲が指定する場所を乙に提供するものとする。

(費用弁償等)

第7条 北海道の災害派遣要請により、乙が甲の地域において実施する災害応急対策活動に要する費用は、次項に規定するものを除き甲が負担するものとし、甲が負担する費用の項目等必要な事項については、別に定めるものとする。

2 災害応急対策活動を実施した場合の費用のうち、次に掲げるものは、乙の負担とする。

(1) 災害派遣部隊の糧食費、被服維持費、医療費並びに装備品等の燃料費及び修理費並びに記録に関する費用等

(2) 災害応急対策活動中に発生した賠償に係る費用

3 乙が甲に物品の無償貸与又は無償譲渡を行う場合は、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令によるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成26年7月2日

甲 松前町長 石山 英雄

甲 福島町長 佐藤 卓也

甲 知内町長 大野 幸孝

甲 木古内町長 大森 伊佐緒

乙 陸上自衛隊 第11旅団  
第28普通科連隊長  
一等陸佐 吉原 和宏



# 資料 13

## 防災組織に関する資料



## 防災組織に関する資料 1

## 住民組織一覧

番号	名 称	代表者	住 所	電 話	備考
1	福島町町内会連合会	会 長	事務局	事務局	28町内会
2	福島町赤十字奉仕団	会 長	事務局	事務局	
3	福島町女性の会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
4	松浦町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
5	吉野町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
6	館崎2・3町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
7	館崎1町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
8	吉岡3町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
9	吉岡1・2町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
10	豊浜町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
11	宮歌町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
12	白符町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
13	日向2町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
14	日向1町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
15	日向3町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
16	上町町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
17	本町町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
18	吉田町町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
19	川原町町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
20	館古町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
21	月崎1町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
22	月崎2町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
23	丸山団地町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
24	塩釜町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
25	浦和町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	

番号	名 称	代表者	住 所	電 話	備考
26	岩部町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
27	緑町町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
28	新栄町町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
29	三岳1町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
30	三岳2町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
31	千軒町内会	会 長	会 長 宅	会 長 宅	
32	白符婦人消防隊	隊 長	隊 長 宅	隊 長 宅	
33	宮歌自警団	団 長	団 長 宅	団 長 宅	
34	岩部自警団	団 長	団 長 宅	団 長 宅	
35	浦和自警団	団 長	団 長 宅	団 長 宅	

## 防災組織に関する資料 2

### 渡島沿岸排出油等防除協議会会則

(名称)

第1条 会の名称を「渡島沿岸排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6の協議会として、渡島沿岸海域において著しく大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）が排出された場合の防除に関し、あらかじめ必要な事項を協議するとともに、事故発生時において、それぞれの協議会会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、液体物質（以下「排出油等」という。）による被害の局限化を図ることを目的とする。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除指針の策定
- (2) 排出油等の防除に関する技術の調査及び周知
- (3) 排出油等の防除に関する研修及び訓練の実施
- (4) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

第4条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、函館海上保安部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会員は、渡島沿岸において排出油等防除に関係ある別紙に掲げる機関の長又は、その指名する職員をもって充てる。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

- 2 定例会議は、年1回開催する。
- 3 臨時会議は必要がある場合に開催する。

(連絡先及び資料の更新)

第6条 協議会は、排出油等防除に必要な連絡先及び資料の内容を毎年1回（4月1日現在）更新し、会員に周知するものとする。

- (1) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
- (2) 漁具定置箇所
- (3) 気象
- (4) その他必要な事項

(訓練)

第7条 排出油等事故発生時の防御体制を確認し、防除活動を演練するため毎年1回以上訓練を実施する。

(事故情報の提供)

第8条 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は海難等に伴って排出のおそれがある場合は、当該排出によって影響を受けるおそれのある地域の会員に対し、必要に応じ、速やかに事故に関する情報を提供する。

(活動の連絡又は調整)

第9条 会長は、必要に応じ、防除活動に関する連絡又は調整のための会議を開催することができる。

(協議)

第10条 この会則に記載されていない事項、または、疑義を生じた事項について協議の必要がある場合は、その都度協議し決定するものとする。

(庶務)

第11条 協議会の事務局は「函館海上保安部警備救難課」に置き、その庶務を行う。

附 則

この会則は、平成19年12月20日から施行する。

## 防災組織に関する資料 3 関係機関連絡先一覧

## 【町】

名 称	所 在 地	電 話・F A X
福島町	049-1392 松前郡福島町字福島820	TEL (0139) 47-3001 FAX (0139) 47-4504

## 【国、指定行政機関及び関係指定地方行政機関等】

名 称	所 在 地	電 話・F A X
総務省消防庁	100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2	TEL (03) 5253-5111 FAX (03) 5253-7531
函館開発建設部 江差道路事務所	043-0025 檜山郡江差町字泊町172	TEL (0139) 52-0107 FAX (0139) 52-5519
函館開発建設部 函館港湾事務所	040-0061 函館市海岸町25-7	TEL (0138) 41-4156 FAX (0138) 41-5211
北海道運輸局 函館運輸支局	041-0824 函館市西桔梗町555-24	TEL (0138) 49-8862 FAX (0138) 49-1042
北海道農政事務所 函館地域拠点	040-0032 函館市新川町25-18	TEL (0138) 26-7800 FAX (0138) 26-7744
函館海上保安部 警備救難課救難係	040-0061 函館市海岸町24-4	TEL (0138) 42-4312 FAX (0138) 44-2379
函館地方气象台	041-0806 函館市美原3-4-4	TEL (0138) 46-2212 FAX (0138) 46-3117
函館財務事務所	041-0806 函館市美原3-4-4	TEL (0138) 47-8445 FAX (0138) 47-5839
北海道労働局函館労働基準監督署 労働条件・解雇・賃金	040-0032 函館市新川町25-18	TEL (0138) 87-7605 FAX (0138) 23-9147
北海道総合通信局	060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	TEL (011) 709-2311 FAX (011) 709-2481
陸上自衛隊第28普通科連隊	042-0934 函館市広野町6-18	TEL (0138) 51-9171 FAX (0138) 51-9171
日本放送協会函館放送局 (NHK)	040-8680 函館市千歳町13-1	TEL (0138) 23-3784 FAX (0138) 23-4713

## 【道の機関】

名 称	所 在 地	電 話・F A X
北海道渡島総合振興局	041-8588 函館市美原4-6-16	TEL (0138) 47-9430 FAX (0138) 47-9203
北海道渡島総合振興局 函館建設管理部松前出張所	049-1501 松前郡松前町字建石52-2	TEL (0139) 42-2261 FAX (0139) 42-2181
北海道渡島総合振興局 西部森林室	049-1517 松前郡松前町字朝日495-9	TEL (0139) 42-2013 FAX (0139) 42-5016
北海道渡島総合振興局 保健環境部木古内地域保健支所	049-0431 上磯郡木古内町木古内214-5	TEL (01392) 2-2068 FAX (01392) 2-5653
北海道警察 松前警察署	049-1512 松前郡松前町字福山164	TEL (0139) 22-3110 FAX (0139) 22-5653
北海道渡島教育局	041-8557 函館市美原4-6-16	TEL (0138) 47-9583 FAX (0138) 47-9216

## 【関係市町】

名 称	所 在 地	電 話・F A X
渡島西部広域事務組合	049-1331 松前郡福島町字三岳45-1	TEL (0139) 47-4018 FAX (0139) 47-2496
渡島西部広域事務組合 福島消防署	049-1331 松前郡福島町字三岳45-1	TEL (0139) 47-2119 FAX (0139) 42-4649
松前町	049-1592 松前郡松前町字福山248	TEL (0139) 42-2275 FAX (0139) 46-2048

## 資料13 防災組織に関する資料

名 称	所 在 地	電 話・F A X
知内町	049-1103 上磯郡知内町字重内21-1	TEL(01392)5-6161 FAX(01392)5-7166
木古内町	049-0422 上磯郡木古内町字本町218番地	TEL(01392)2-3131 FAX(01392)2-3622
上ノ国町	049-0698 檜山郡上ノ国町字大留100番地	TEL(0139)55-2311 FAX(0139)55-2025

## 【指定公共機関、指定地方公共機関その他の機関】

名 称	所 在 地	電 話・F A X
日本郵便株式会社福島郵便局	松前郡福島町字三岳9-3	TEL(0139)47-3060
北海道電力ネットワーク株式会社 福島ネットワークセンター	松前郡福島町字三岳39-1	TEL(0139)47-2021
東日本電信電話株式会社北海道南支店	函館市東雲町14-8	TEL(0138)21-2011 FAX(0138)24-2342
日本赤十字社渡島支庁地区	函館市美原4-6-16	TEL(0138)47-9000 TEL(0138)27-1182
北海道旅客鉄道株式会社 函館支社	函館市若松町12-5	TEL(0138)23-3359 FAX(0138)26-6540
日本通運株式会社 函館支店	函館市若松町14-10	TEL(0138)27-1182
北海道エルピーガス協会 道南支部	函館市日吉町3丁目20-34	TEL(0138)51-3320 FAX(0138)51-3352
北海道テレビ放送株式会社函館支社 (HTB)	函館市本町6-5	TEL(0138)55-9700 FAX(0138)51-9510
北海道放送株式会社函館放送局 (HBC)	函館市梁川町9-5	TEL(0138)55-8121 FAX(0138)55-6615
札幌テレビ放送局株式会社 函館放送局(STV)	函館市美原1-48-5	TEL(0138)42-9562 FAX(0138)42-4175
北海道文化放送株式会社 函館支社(UHB)	函館市五稜郭町1-14	TEL(0138)55-9690 FAX(0138)55-8870
株式会社テレビ北海道函館支局 (TVH)	函館市若松町35-20	TEL(0138)32-7732 FAX(0138)55-8558
株式会社S T Vラジオ	札幌市中央区北1条西8-1-1	TEL(011)241-1181
函館山ロープウェイ株式会社 FMいるか	函館市元町19-7	TEL(0138)27-3700 FAX(0138)23-3100
株式会社エフエム北海道	札幌市中央区北1条西2-1 札幌時計台ビル	TEL(0139)47-2021
株式会社エフエム・ノースウェーブ	札幌市北区北7条西4 新北海道ビル	TEL(011)707-6502
一般社団法人北海道医師会	札幌市中央区大通西6札幌市中央 区北1条東9-11	TEL(011)231-1432 TEL(011)231-0945
一般社団法人渡島医師会事務局	函館市大森町21-12	TEL(0138)27-1246 FAX(0138)27-1247
一般社団法人函館歯科医師会	函館市大手町3-3	TEL(0138)23-3650 FAX(0138)23-4765
一般社団法人社団法人函館地区トラック協会	函館市西桔梗町555-32	TEL(0138)49-1777 FAX(0138)49-1659
一般社団法人北海道警備業協会	札幌市中央区南4条西6丁目8 晴ばれビル	TEL(011)242-8800 FAX(011)242-8822
一般社団法人函館薬剤師会	函館市富岡町3丁目1-17	TEL(0138)45-1572 FAX(0138)45-1570
一般社団法人北海道獣医師会道南支部	北斗市東前74-2	TEL(0138)77-2130 FAX(0138)77-2132
一般社団法人北海道バス協会	札幌市中央区北1条西19丁目2番 地	TEL(011)621-4161 FAX(011)621-1566



名 称	所 在 地	電 話・F A X
福島農業協同組合	松前郡福島町字福島820	TEL(0139)47-3001 FAX(0139)47-4504
福島吉岡漁業協同組合	松前郡福島町字館崎1番地先	TEL(0139)48-5311 FAX(0139)48-5208
福島町商工会	松前郡福島町字三岳32-3	TEL(0139)47-2272 FAX(0139)48-5208
福島町観光協会	松前郡福島町字福島820	TEL(0139)47-3004
福島町社会福祉協議会	松前郡福島町字三岳32-3	TEL(0139)47-2284 FAX(0139)47-5081
福島町森林組合	松前郡福島町字福島820	TEL(0139)47-4848
ヤマト運輸株式会社	松前郡松前町字建石57-1	TEL(0139)42-4141
函館バス株式会社 松前出張所	松前郡松前町字建石70-2	TEL(0139)42-2015



# 資料 14

## 融資に関する資料



## 融資に関する資料 1

## 応急金融の概要

(北海道地域防災計画資料編より)

(令和3年度)

融資の名称	内容・資格・条件等						
生活福祉資金	資金の種類	内容	貸付限度(円)	据置期間	償還期間	利子	
			貸付限度(円)	据置期間			
	総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内 (複数世帯) 月額200,000円以内	最終貸付日から6ヵ月以内	10年以内	無利子(連帯保証人を立てない場合:年1.5%)
		住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6ヵ月以内 (生活支援費と併せて貸付		
		一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用	600,000円以内	けの場合は、生活支援費の最終貸付日から6ヵ月以内)		
	福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的用途は別表参照)	5,800,000円以内 (ただし、使途目的に応じ別表を参照)	6ヵ月以内	20年以内(ただし、使途目的に応じ別表を参照)	無利子(連帯保証人を立てない場合:年1.5%)
		緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する費用	100,000円以内	2ヵ月以内	12ヵ月以内	無利子
	教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後6ヵ月以内	20年以内(貸付額により期間の目安あり)	無利子
		教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
				(高等専門学校) 月額60,000円以内			
				(短期大学) 月額60,000円以内			
	(大学) 月額65,000円以内						
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後3ヵ月以内	据置期間終了時	年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け	(土地と建物の評価額の7割) 月額生活扶助額の1.5倍以内	契約終了後3ヵ月以内			

※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。

資料14 融資に関する資料

融資の名称	内容・資格・条件等			
生活福祉資金	〈福祉資金福祉費別表〉			
	用途目的	呼 称	貸付限度目安	償還期間
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月程度 1,300,000円 ・1年程度 2,200,000円 ・2年程度 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内
	障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円  特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円  特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内
	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	災害経費	1,500,000円	7年以内
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内	

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子 寡婦福祉 資金	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	事業 開 始 資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦 母子・父 子福祉団 体	事業（例えば洋 裁、軽飲食、文 具販売、菓子小 売業等、母子・ 父子福祉団体に おいては政令で 定める事業）を 開始するのに必 要な設備費、什 器、機械等の購 入資金	3,030,000  団体 4,560,000		1年	7年以内	保証人 有：無利子  保証人 無：年1.0%
	事業 継 続 資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦 母子・父 子福祉団 体	現在営んでいる 事業（母子・父 子福祉団体に ついては政令で 定める事業）を 継続するために 必要な商品、材 料等を購入する 運転資金	1,520,000  団体 1,520,000		6か月	7年以内	保証人 有：無利子  保証人 無：年1.0%
修 学 資 金	母子家庭 の母が扶 養する児 童  父子家庭 の父が扶 養する児 童  父母のな い児童  寡婦が扶 養する子	高校、専修学校 (高等課程)  高等専門学校  短大、専修学校 (専門課程)  大学院  専修学校 (一般課程)  専修学校 (一般課程)	高等学校、専修学校 (高等課程) 公立（自宅） 27,000 （自宅外） 34,500 私立（自宅） 45,000 （自宅外） 52,500 高等専門学校 (1,2,3年) 公立（自宅） 31,500 （自宅外） 33,750 私立（自宅） 48,000 （自宅外） 52,500 高等専門学校(4,5年) 公立（自宅） 67,500 （自宅外） 76,500 私立（自宅） 98,500 （自宅外） 115,000 短大 公立（自宅） 67,500 （自宅外） 96,500 私立（自宅） 93,500 （自宅外） 131,000 専修学校(専門課程) 公立（自宅） 67,500 （自宅外） 78,000 私立（自宅） 89,000 （自宅外） 126,500 大学 公立（自宅） 71,000 （自宅外） 108,500 私立（自宅） 108,500 （自宅外） 146,000 大学院 修士課程 132,000 博士課程 183,000 専修学校(一般課程) 51,000	就学期間中	当該学 校卒業 後6か月	20年以 内専修 学校（一 般課程 は5年 以内）	無利子  ※親に貸付 ける場合児 童を連帯借 主とする（連 帯保証人は 不要）。  児童に貸付 ける場合親 等を連帯保 証人とする。	

資料14 融資に関する資料

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子 寡婦福祉 資金	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	技能習 得資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	自ら事業を開始 し又は会社等に 就職するために 必要な知識、技 能を習得するた めに必要な資金 (例 訪問介護員、 ワープロ、パソ コン、栄養士等)	(一般) 月額 68,000  (特別) 一括816,000 (12月分相当)  運転免許 460,000	知識技能を 習得する期 間中5年を こえない範 囲内	知識技 能習得 後1年	20年 以内	保証人 有：無利子  保証人 無：年1.0%
	修業 資金	母子家庭 の母が扶 養する児 童 父子家庭 の父が扶 養する児 童 父母のな い児童 寡婦が扶 養する子	事業を開始し又 は就職するた めに必要な知識、 技能を習得する ために必要な資 金	(一般) 月額 68,000  運転免許 460,000  (注) 修業施設で知識、 技能習得中の児童が 18歳に達したこと により児童扶養手当等 の給付を受けること ができなくなった場 合、上記の額に児童扶 養手当額を加算	知識技能を 習得する期 間中5年を こえない範 囲内	知識技 能習得 後1年	20年 以内	無利子
	就 職 支 度 資 金	母子家庭 の母又は 児童 父子家庭 の父又は 児童 父母のな い児童 寡婦	就職するために 直接必要な衣服、 履物等及び通動 用自動車等を購入 する資金	(一般) 100,000  (特別) 330,000		1年	6年 以内	親に係る貸 付の場合 保証人有： 無利子 保証人無： 年1.0%  児童に係る 貸付の場合 修学資金と 同じ
	医 療 介 護 資 金	母子家庭 の母又は 児童(介 護の場合 は児童を 除く) 父子家庭 の父又は 児童(介 護の場合 は児童を 除く) 寡婦	医療又は介護(当 該医療を受ける 期間が1年以内 の場合に限る) を受けるために 必要な資金	【医療】 340,000 (特別) 480,000  【介護】 500,000		医療介 護を受 ける期 間満了 から6 か月	5年 以内	保証人有： 無利子  保証人無： 年1.0%



融資の名称	内容・資格・条件等								
母子父子 寡婦福祉 資金	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率	
									生活 資金
			寡婦	医療若しくは介 護を受けている 間の生活資金	月額 105,000	医療又は介 護を受けて いる期間中 1年以内	医療若 しくは 介護終 了後6 か月	5年 以内	
				母子家庭又は父 子家庭になって 間もない(7年 未満)者の生活 を安定・維持す る間に必要な 生活資金	月額 105,000 一括 1,260,000	252万円を限 度	貸付期 間満了 後6か 月	8年 以内	
				失業中の生活を 安定・継続する のに必要な生活 資金	月額 105,000	離職した日 の翌日から 1年以内		5年 以内	
		住宅 資金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	住宅を補修し、 保全し、改築し、 増築し、建築し、 又は購入するの に必要な資金	1,500,000  (特別2,000,000)		6か月	6年以 内 特別は 7年以 内	保証人有： 無利子  保証人無： 年1.0%
		転 宅 資金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	住宅を転居する ため住宅の賃借 に際し必要な資 金	260,000		6か月	3年以 内	保証人有： 無利子  保証人無： 年1.0%

資料14 融資に関する資料

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子 寡婦福祉 資金	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	就学 支 度 資 金	母子家庭 の母が扶 養する児 童 父子家庭 の父が扶 養する児 童 父母のな い児童 寡婦が扶 養する子	就学、修業する ために必要な被 服等の購入に必 要な資金	小学校 64,300 中学校 81,000 高等学校等 公立(自 宅)150,000 (自宅外)160,000 私立(自 宅)410,000 (自宅外)420,000 大学・短大等 公立(自 宅)410,000 (自宅外)420,000 私立(自 宅)580,000 (自宅外)590,000 大学院 公立 380,000 私立 590,000 修業施設 ※中学校卒業者 (自 宅) 150,000 (自宅外) 160,000 ※高等学校卒業者 (自 宅) 272,000 (自宅外) 282,000		6か月	20年以 内 専修学 校(一 般課 程)、 就業施 設 修業 5年以 内	修学資金と 同様
結 婚 資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	母子家庭の母又 は父子家庭の父 が扶養する児童、 寡婦が扶養する 20歳以上の子の 婚姻に際し、必 要な資金	300,000		6か月	5年以 内	保証人有： 無利子 保証人無： 年1.0%	

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例に定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円	年3%以内で 条例で定める 率  〔据置期間 は無利子〕	3年  〔特別の事情 がある場合 は5年〕	10年  〔据置期間 を含む〕	半年賦 年賦 月賦	
② 家財等の損害					
ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円					
イ 住宅の半壊 1,700,000円					
ウ 住宅の全壊(1の場合を除く) 2,500,000円					
エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円					
③ ①と②とが重複した場合					
ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円					
イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円					
ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円					
④ 次のいずれかの事由の1に該当 する場合であって、被災した住居 を建て直すに際し、残存部分を取 り壊さざるを得ない場合等					
ア ②のイの場合 2,500,000円					
イ ②のウの場合 3,500,000円					
ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2補助 道 1/2補助
北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3貸付 道 1/3貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については 厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

資料14 融資に関する資料

融資の名称	内容・資格・条件等					
災害復興住宅融資	1 融資対象者 ・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方 (1)自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方 (2)ご自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する方 (3)年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が次の基準を満たす方					
			年 収	400万円未満	400万円以上	
			総返済負担率基準	30%以下	35%以下	
	(4)日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
		区分	建設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補修
	融資対象	住宅の規格等	居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等による現場審査を受けること			
		住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし	
		築年数		申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	
		その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	
融資限度額	基本融資額	建設資金 1,680万円 土地取得資金 970万円 整地資金 450万円	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	補修資金 740万円 整地資金 450万円 引当移転資金 450万円	
	特例加算額	建設資金 520万円	購入資金 520万円	購入資金 520万円	補修資金 230万円	
返済期間	耐火準耐火木造(耐久性) 木造(一般)	35年以内	35年以内	35年以内	20年以内	
	据置期間	3年以内			1年以内(返済期間に含む)	
	融資金利	建設・購入の場合	基本融資額 年0.45% 特例加算額 年1.35%			
		補修の場合	年0.45%			
		(令和2年9月1日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)				
	受付期間	り災日から2年間				

取扱機関等	関係法令等	備考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。〕
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、農林漁業経営開始後3年以内のもの ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること ②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
	貸付限度額	600万円 〔ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。〕
	償還期間	10年以内(うち据置き3年以内)
	貸付利率	年0.16% (R3.9.21現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

資料14 融資に関する資料

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によつて損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(ア) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ、損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。 ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家。 (イ) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000円 (法人) 25,000,000円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000円 (法人) 25,000,000円 漁具購入 50,000,000円 被害組合 25,000,000円 (連合会50,000,000円)
	償還期限	6年以内 (激甚災害法適用の場合7年以内)
	貸付利率	法発動の都度設定
	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	資金使途
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用
	貸付限度額	ア 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 イ 1施設当たり3,000,000円 (特認6,000,000円)
	償還期限	①15年(うち据置3年)以内 ②25年(うち据置10年)以内
	貸付利率	年0.16~0.20% (R3.8.19現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (水産施設、災害復旧))	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度	1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船 1,000万円 その他施設 300万円 1及び2のいずれか低い額
	貸付期間	15年以内(うち据置3年以内)
	貸付利率	0.16~0.20% (R3.8.19現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	30年以内(20年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.16～0.20% (R3. 8. 19現在) ※貸付区分等により異なる
樹苗養成施設資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内(5年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.16～0.20% (R3. 8. 19現在)
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む)又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 (林業集落排水施設は借入者の負担額)
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.16～0.20% (R3. 8. 19現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 林産業施設資金 (災害復旧)	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額
	償還期間	15年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.20%(R3. 8. 19現在)
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.16～0.30%(R2. 9. 18現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合。
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、但し、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6ヶ月
	融資利率	年利率3%

取扱機関等	関係法令等	備考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍(その額が2千万円に満たないときは2千万円)以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

資料14 融資に関する資料

融資の名称	内容・資格・条件等						
中小企業総合振興資金 「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」	<p>・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。</p> <p>・融資条件</p>						
	融資対象	<p>1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等</p> <p>2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの</p>					
	資金使途	<table border="1"> <tr> <td>設備資金</td> <td>運転資金</td> </tr> </table>	設備資金	運転資金			
	設備資金	運転資金					
	融資金額	<table border="1"> <tr> <td>8,000万円</td> <td>5,000万円</td> </tr> </table>	8,000万円	5,000万円			
	8,000万円	5,000万円					
	融資期間	10年以内（据置2年以内）					
	融資利率	<table border="1"> <tr> <td>[固定金利]</td> <td>[変動金利]</td> </tr> <tr> <td>5年以内 年1.0%</td> <td>年1.0%</td> </tr> <tr> <td>10年以内 年1.2%</td> <td>(融資期間が3年超の場合選択可)</td> </tr> </table>	[固定金利]	[変動金利]	5年以内 年1.0%	年1.0%	10年以内 年1.2%
[固定金利]	[変動金利]						
5年以内 年1.0%	年1.0%						
10年以内 年1.2%	(融資期間が3年超の場合選択可)						
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる						
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き						

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行 道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合、農林中央金庫、 北海道信用農業協同組合連合会	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等				
勤労者福祉資金	区 分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	<p>・育児・介護休業中の方も含む</p> <p>・前年の総所得が600万円以下 (所得控除後の金額)の方(ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が150万円以上の方)</p>		<p>・2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方</p> <p>・前年の総所得が600万円以下の方</p> <p>・前年の総収入が150万円以上の方</p>	<p>・企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方</p> <p>①雇用保険受給資格者</p> <p>②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方</p>
	資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、一般生活費
	融資金額	120万円以内			100万円以内
	融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)	8年以内		5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
	融資利率	年1.60%			年0.60%
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。		

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、 道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	



## 「被災者生活再建支援制度」に基づく支援

	内容・資格・条件等																		
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>上記の自然災害により</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる</p> <p>(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 (支給対象世帯 ①に該当)</th> <th>解体 (支給対象世帯 ②に該当)</th> <th>長期避難 (支給対象世帯 ③に該当)</th> <th>大規模半壊 (支給対象世帯 ④に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯 ①に該当)	解体 (支給対象世帯 ②に該当)	長期避難 (支給対象世帯 ③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯 ④に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯 ①に該当)	解体 (支給対象世帯 ②に該当)	長期避難 (支給対象世帯 ③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯 ④に該当)															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																

申請窓口	関係法令等	備考
市町村	被災者生活再建支援法	<p>(1) 申請時の添付書面</p> <p>①基礎支援金：罹災証明書、住民票等</p> <p>②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>①基礎支援金：災害発生日から13月以内</p> <p>②加算支援金：災害発生日から37月以内</p>



# 資料 15

## 国庫補助に関する資料



## 国庫補助に関する資料 1

## 事業別国庫負担補助率表

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業 国庫負担法	河川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行1ヵ所 500万円以上 道施行1ヵ所 120万円以上 市町村施行1ヵ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行1ヵ所 500万円以上 道施行1ヵ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤を含む）	道施行1ヵ所 120万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国施行1ヵ所 500万円以上 道施行1ヵ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効果を全うする施設又は工作物等	国施行1ヵ所 500万円以上 道施行1ヵ所 120万円以上 市町村施行1ヵ所 60万円以上	〃
	港湾	国、管理組合、市町村	水域施設（航路、泊地、船だまり） 外郭施設（防波堤、水門、堤防） 係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通施設等	国施行1ヵ所 500万円以上 管理組合施行1ヵ所 120万円以上 市町村施行1ヵ所 60万円以上	〃
	漁港	国、道、市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行1ヵ所 500万円以上 道施行1ヵ所 120万円以上 市町村施行1ヵ所 60万円以上	〃
下水道	道、市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施行1ヵ所 120万円以上 市町村施行1ヵ所 60万円以上	〃	
	公園等	〃	都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地の園路・広場、修景施設、休養施設、運動施設等	〃	〃
空港法	空港	国、道、市町村	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設）、排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く）	1施設 120万円以上	80/100
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道、市町村、土地改良区等	農地	1ヵ所 40万円以上	5/10（通常）、8/10、9/10（高率該当分）
	農業用施設	道、市町村、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	1ヵ所 40万円以上	6.5/10（通常）、9/10、10/10（高率該当分）
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	1ヵ所 40万円以上	5/10～6.5/10（通常）、7.5/10～10/10（高率後）
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）	1ヵ所 40万円以上	6.5/10（通常）、9/10、10/10（高率該当分）
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	一般災害：1ヵ所 40万円以上 激甚災害（告示地域に限る。）：1ヵ所 13万円以上	2/10（一般災害）、3/10、4/10、5/10、9/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
土地改良法	農業用施設	国	事業実施地区 土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの。	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
			北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所 75万円超	
			事業完了地区 基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の6の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	1カ所 75万円超	
			基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の6の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・1カ所 概ね2,000万円超 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行することが必要なとき	
公営住宅法	災害公営住宅整備事業	道、市町村	災害公営住宅の整備	・天然災害の場合 滅失戸数が被災地全域で500戸以上又は、一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内全住宅の1割以上 ・火災の場合 滅失戸数が被災地全域で200戸以上又は、一市町村全住宅の1割以上	建設又は買取り2/3（激甚災害の場合3/4） 借上げ2/5
			災害公営住宅の家賃低廉化	・近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額	2/3（激甚災害の場合、当初5年間は3/4）
	既設公営住宅復旧事業	道、市町村	既設公営住宅の再建設	再建設を行う年度の一般公営住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2（激甚災害の場合、標準税収入と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに嵩上げが行われる。）
			既設公営住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円（市町村の場合は190万円）	
改良住宅等改善事業制度要綱	災害復旧事業	道、市町村	既設改良住宅の再建設	再建設を行う年度の改良住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2
			既設改良住宅の補修	戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円（市町村の場合は190万円）	
生活保護法	保護施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等	救護施設、更正施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/2

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
老人福祉法・介護保険法	老人福祉施設	市町村(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人等	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等	〃	1/2 又は 1/3
障害者総合支援法	障害者支援施設等	市町村(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人等	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等	〃	1/2
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	〃	〃
児童福祉法	児童福祉施設等	道、市町村(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人等	助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、放課後等デイサービス事業所等	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上(保育所及び幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園については40万円以上)	1/2 又は 1/3
社会福祉法等	その他の社会福祉施設等	〃	社会事業授産施設、地域福祉センター、生活館、婦人保護施設等	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/2 又は 1/3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症法予防事業	市町村	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	1/2
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	市町村、一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業(原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。) ○応急的に施設を設置する事業(応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。)	○上水道事業または水道用水供給事業 本復旧費1,900千円(町村は1,000千円)を超え、かつ、現在給水人口×130円を超えるもの ○簡易水道事業 本復旧費1,000千円(町村は500千円)を超え、かつ、現在給水人口×110円を超えるもの	1/2～8/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上 設備整備 道 60万円以上 市町村 30万円以上	2/3 (離島 4/5)
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設、校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）に伴う応急仮設校舎等及び幼保連携型認定こども園の使用施設	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上	2/3 (離島 4/5)
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	道、市町村	○都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路(道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。)で道路法第18条の道路供用開始の告示がなされていないもの ○道路と鉄道の立体交差事業で鉄道事業法第12条の検査を終了していないもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設。都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万㎡以上であるもの、又は2千㎡以上の一団をなす堆積土砂又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千㎡以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害等廃棄物処理	市町村（一部事務組合、広域連合含む）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市：80万円以上 市町村：40万円以上	1/2
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1) 下水道	市町村	公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
	2) 都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		1/2
	3) 公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		〃
	4) 宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む）に堆積した降灰を運搬し及び処分する事業とする		〃



# 資料 16

## 危険度判定に関する資料



## 危険度判定に関する資料 1

### 北海道震災建築物応急危険度判定要綱

#### 第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める、「被災建築物応急危険度判定要綱」及び「北海道地域防災計画（地震防災計画編）」に基づき、被災建築物の応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

#### 第2 定義

この要綱において、次の各校に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

##### 1 応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

##### 2 応急危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として知事が定める者をいう。

##### 3 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、実施本部、支援地方本部、支援本部等と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

#### 第3 判定実施の決定

市町村の災害対策本部長（市町村長）は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、判定実施の要否を判断し、判定を要すると判断したときは判定実施を宣言するとともに、応急危険度判定実施本部（以下、「実施本部」という。）の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。

#### 第4 実施本部の設置

1 災害対策本部長が判定の実施宣言を行ったときは、実施本部長は、直ちに支援地方本部長（第5第1項参照）に実施本部の設置と判定実施の決定について通知するものとする。

2 実施本部長は、指揮監督する職員の決定、判定実施計画の策定、応急危険度判定士等の受け入れ、判定資機材の配布、現地への輸送などを行うものとする。

3 実施本部長は、判定の実施にあたり、必要であると判断する場合は、支援地方本部長に

応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーター（以下「応急危険度判定士等」という。）の支援を要請することができる。

- 4 実施本部の具体的な活動等については、全道的な相互支援体制を考慮し別に市町村が作成する、「応急危険度判定実施本部業務マニュアル」（以下、「実施本部業務マニュアル」という。）による。

#### 第5 支援地方本部の設置と役割

- 1 地震の発生によって道災害対策地方本部が設置されたとき又は（総合）振興局長が必要と判断したときは、同地方本部の下に震災建築物応急危険度判定支援地方本部（以下「支援地方本部」という。）を設置するものとする。
- 2 支援地方本部長は、実施本部長からの支援要請を受けて、（総合）振興局支援実施計画の作成及び支援の実施を行うものとする。
- 3 支援地方本部長は、実施本部長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、必要に応じ、関係者に対し次により支援を要請するものとする。
  - （1）支援本部長に対する第一次派遣の要請（第6第3項（1）参照）
  - （2）管内の市町村長に対する支援要請及び民間判定士に対する参集要請
    - ア 管内の市町村長に対する所属判定士派遣等の支援要請
    - イ 北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会（以下「地区協議会」という。）の会員である建築関係団体（以下「地域建築関係団体」という。）に対する会員判定士の参集についての協力要請
    - ウ 地域建築関係団体に所属しない管内民間判定士に対する参集要請
- 4 支援地方本部長は、被害が大規模で広範囲にわたること等により、応援が必要であると判断した場合は、支援本部長に応急危険度判定士等の支援を要請するものとする。
- 5 支援地方本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援地方本部業務マニュアル」（以下「支援地方本部業務マニュアル」）による。

#### 第6 支援本部の設置と役割

- 1 地震の発生によって北海道災害対策本部が設置されたとき又は知事が必要と判断したときは、同本部の下に応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置するものとする。
- 2 支援本部長は、支援地方本部長からの支援要請を受けて、本庁支援実施計画の作成及び支援の実施を行うものとする。
- 3 支援本部長は、支援地方本部長から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、必要に応じ、関係者に対し次により支援を要請するものとする。
  - （1）「北海道震災建築物応急危険度判定士派遣候補者名簿作成要領」による派遣候補者

名簿登載の特定行政庁等に対する判定士の第一次派遣の要請

(2) 被災していない（総合）振興局管内市町村長に対する所属判定士派遣等の支援要請

(3) 北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会（以下「全道連絡協議会」という。）

の会員である建築関係団体（以下「全道建築関係団体」という。）に対する会員判定士の参集についての協力要請。

(4) 全道建築関係団体に所属しない道内民間判定士に対する参集要請。

(5) 道・東北ブロック会長県を通じての他の都府県等に対する支援要請及び国土交通省に対する支援要請。

4 支援本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定支援本部業務マニュアル」（以下「支援本部業務マニュアル」という。）による。

#### 第7 支援地方本部を設置しない（総合）振興局の役割

支援地方本部を設置しない（総合）振興局は、支援本部長から応急危険度判定の実施に関する情報を受けた時は、速やかに管内市町村及び地域建築関係団体に対し情報提供するとともに、支援本部長から支援要請に対し必要な対応を行うものとする。

#### 第8 実施本部を設置しない市町村の役割

実施本部を設置しない市町村は、支援本部長又は支援地方本部長からの要請に対し、所属判定士の派遣等について支援するものとする。

#### 第9 全道建築関係団体、地域建築関係団体の役割

全道建築関係団体、地域建築関係団体は、支援本部長又は支援地方本部長からの要請に対し、会員判定士の参集について協力するものとする

#### 第10 判定の基準及び震前計画の作成等

1 判定の基準は、全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下、「全国協議会」という。）が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」によるほか、「実施本部業務マニュアル」による。

2 市町村は、想定される建築物の被害、実施可能な判定の内容、必要となる人員、資機材の量等を検討し、それと対応した震前判定計画を作成し、地震発生から応急危険度判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。

3 道は、市町村長が地域防災計画等を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。

4 道は、市町村長が定める震前判定計画に対応できる震前支援計画を作成し、地震発生から判定の完了までの一連の業務を把握するよう努めるものとする。

#### 第11 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

市町村は、判定が必要となった場合に応急危険度判定士等を確保できるよう必要な措置を講じるものとする。

具体的な実施体制等については、「実施本部業務マニュアル」による。

#### 第12 判定の方法、判定結果の表示等

判定は、被災者等への一次的な情報提供であり、判定の方法、判定結果の表示等は全国協議会が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」による。

#### 第13 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等

応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等は、「実施本部業務マニュアル」、「支援地方本部業務マニュアル」及び「支援本部業務マニュアル」による。

#### 第14 応急危険度判定士の養成、登録

道は、「北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱」に基づき、応急危険度判定士の養成及び登録を行うものとする。

#### 第15 判定資機材の調達、備蓄

1 市町村は、判定実施のため、次に示す判定資機材等を備え、あらかじめ市町村内の複数の箇所への備蓄に努めるものとする。

(1) 判定街区マップ、判定調査表、判定ステッカー、腕章、ヘルメットシール等

(2) ヘルメット、クラックスケール、傾斜計、油性ペン、蛍光ペン、バインダー、ガムテープ、マスク等

(3) 被災街区までの移動車両、自転車等

2 道は、市町村と協力して判定資機材の備蓄に努めるものとする。

#### 第16 他の被災都府県に対する支援に関する事項

1 道は、北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づく支援要請のほか、国土交通省又は他都府県から応急危険度判定士等の支援の要請を受けた場合は、応急危険度判定応援本部（以下「応援本部」という。）を設置するとともに、市町村や全道建築関係団体等と協力し、必要な支援を行うものとする。

2 応援本部の具体的活動については、別に道が作成する「応急危険度判定応援本部業務マニュアル」による。

### 第17 応急危険度判定活動等における補償

道は、民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

ただし、この補償制度の適用を受けるために必要な判定士等の保険加入料は、原則として訓練及び判定活動の実施主体が負担するものとする。

### 第18 全道連絡協議会及び地区協議会による支援体制の確保

全道連絡協議会及び地区協議会は、道内外で実施される応急危険度判定に際し、迅速かつ的確な支援を行うことができる体制を確保するために必要な業務を行う。

### 第19 その他

1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制その他所用の措置を講じるものとする。

2 道及び市町村は、地域の建築関係団体等と連携して、判定の意義、目的について住民に普及、啓発をはかるとともに、その的確な実施のため模擬訓練の計画・実施、相互の連絡網の整備等を協力して実施するものとする。

訓練の実施にあたっては、道、市町村等が実施する他の防災訓練等との連携をはかるものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、判定に関し必要な事項は別に定める。

4 この要綱は、全国的な判定体制の整備状況等を勘案し、必要があれば随時改正するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成11年3月24日から施行する

#### 附 則

この要綱は、平成18年2月15日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

## 危険度判定に関する資料 2

### 北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するため、被災建築物の危険度の判定を行う北海道震災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

- 1 この要綱において「応急危険度判定」とは、地震により被害を受けた建築物が余震等に対し引き続き安全に使用できるかを判定することをいう。
- 2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

#### 第3 応急危険度判定士の任務

- 1 応急危険度判定士は、地方公共団体の依頼により応急危険度判定を行うものとする。
- 2 応急危険度判定士は、判定作業中、常時認定証を携帯するものとする。

#### 第4 認定等

- 1 応急危険度判定士は、道内に在住し、次の各号のいずれかに該当する者で、第5の講習を修了した者の中から知事が認定するものとする。
  - (1) 別表に定める事項のいずれかに該当する者
  - (2) 前号に規定する者のほか、知事が認めた者
- 2 第1項の規定により認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定申請書により知事に申請しなければならない。

#### 第4の2 他都府県の認定者等

他の都府県等で応急危険度判定士と同等の認定を受けていた者は、第5の講習会を終了した者とみなして第4の規定を適用することができる。この場合において、その認定を受けていたことを証する書類の写しを添付し、応急危険度判定士認定申請書により知事に申請するものとする。

#### 第5 認定講習

- 1 応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、知事が行う北海道震災建築物応急危険度判定士認定講習（以下「講習」という。）を受けなければならない。
- 2 講習は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を行うものとする。



- (1) 総論
- (2) 応急危険度判定制度
- (3) 応急危険度判定技術
  - ア 共通の事項
  - イ 建築構造ごとの判定技術

3 講習には、建築関係団体等が主催する講習等で、第2項に定める内容を行うものとして知事があらかじめ認定したものを含むものとする。

## 第6 認定証の交付

- 1 知事は、申請者が応急危険度判定士として適格と認めたときは、応急危険度判定士台帳（以下「台帳」という。）に登録し、応急危険度判定士認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。
- 2 知事は、申請者が応急危険度判定士として適格でないと認めたときは、認定しないことができる。  
この場合において知事は、申請者に認定しない旨を通知しなければならない。
- 3 知事は応急危険度判定の実施及び支援が円滑にできるよう、市町村又は北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会若しくは北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会の会員建築関係団体に対し台帳登録者の情報について提供することができる。

## 第7 認定の更新と再認定

- 1 認定の有効期間は、認定日から講習を受講した日の5年後の年度の末日までとする。ただし、第2項による更新を受ける場合の有効期間については、当該更新に係る更新前の認定の期間満了日から5年後の年度の末日までとする。
- 2 認定期間の更新を受けようとする者は、有効期間満了までに応急危険度判定士認定更新申請書により知事に申請しなければならない。この場合において、第5による講習を有効期間満了年度の前年度から申請する日までに受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に更新した旨を記載し、すでに交付した認定証の第二面に有効期間の満了日を記載するものとする。
- 4 第2項の更新を受けなかった者で希望する者は、応急危険度判定士再認定申請書により知事に再認定を申請することができる。この場合において、第5による講習を、申請する年度の前年度から申請する日までに受けなければならない。
- 5 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に再認定した旨を記載し、すでに交付した認定証の第二面に有効期間を記載するものとする。

## 第8 認定事項等の変更

- 1 応急危険度判定士は、第6第1項の規定により交付した認定証の事項に変更が生じた場合は、その変更を生じた日から30日以内に認定証を添え、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正し、かつ、認定証を書き換えて、申請者に交付するものとする。ただし、氏名以外の事項の変更については、認定証の第二面に変更事項を記載して申請者に交付するものとする。
- 3 応急危険度判定士は、第1項に掲げる事項以外で次の各号に該当する事項に変更があったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。
  - (1) 住 所 (電話番号)
  - (2) 勤 務 先
  - (3) 緊急連絡先
- 4 知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正するものとする。

## 第9 認定証の再交付

- 1 応急危険度判定士は、認定証を紛失又は汚損したときは、遅滞なく応急危険度判定士認定証再交付申請書にその事由を記載し、知事に申請しなければならない。
- 2 第7第4項の規定による申請をした者で、すでに交付した認定証がない場合は、応急危険度判定証再交付申請書により、知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前2項の規定による申請があったときは、台帳にその旨を記載し、申請者に認定証を再交付するものとする。
- 4 応急危険度判定士は、認定証の再交付を受けた後、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納しなければならない。

## 第10 認定の辞退

- 1 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、認定証を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、台帳から抹消し、認定の取消しを通知するものとする。

## 第11 認定の取消し

- 1 知事は、応急危険度判定士が次の各号に該当した場合においては、認定の取消しを行うことができる。
  - (1) 別表に定める事項に該当しなくなった者
  - (2) 前号に規定するもののほか、知事が認定の取消しを必要と認めた者

2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、台帳から抹消し、応急危険度判定士から認定証を返納させるものとする。

## 第12 その他

この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年9月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年1月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年1月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年8月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年8月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年12月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年6月18日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

## 別表

区分	実務経験年数
(1) 建築士法(昭和25年法律第202号) 第2条1項の建築士	問わない
(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号) 第77条の58の登録を受けた者	問わない
(3) 建築基準法施行規則第6条の19の特定建築物調査員 資格証の交付を受けた者	問わない
(4) 建設業法第27条第3項の規定により建築施工管理に 係る技術検定の合格証明書の交付を受けた者	問わない
(5) 実務経験者 i 官公庁の建築技術職員若しくは職にあった者で、 建築行政等の実務経験者 ii 地方独立行政法人の建築に係る研究職員若しくは 職にあった者で、震災建築物調査等の実務経験者	5年以上

# 資料 17

## 町内に関する資料



## 町内に関する資料 1

## 過去の主な災害による被害発生状況

発生年月日	種別	地域	被害状況
H20.7.14	地すべり		林業1件
H20.8.3	大雨	町内全域	土木1件
H21.7.8	大雨		林業1件
H21.7.11	落石		道々岩部線通行止
H22.7.28	大雨		土木1箇所、水産1件
H22.8.16	大雨		林業10件
H23.3.11	東日本大震災		被害なし
H24.3.31	がけ崩れ	字日出	道々岩部線通行止
H24.4.4	大雨	町内全域	水産47件、公共施設破損1件
H24.9.25	大雨	町内全域	床下浸水2棟
H24.12.6	暴風雪	町内全域	停電49世帯、非住家半壊1棟
H25.8.9	大雨	字松浦 松浦～白神間 浦和～岩部間	非住家全壊1棟 国道通行止 道道岩部線通行止
H25.8.23	大雨	字宮歌 浦和～岩部間  町道吉野館崎線 字岩部地区	床下浸水2棟 道道岩部線通行止 土砂流出6箇所 一部冠水 土砂崩れ1件 土砂堆積2棟 護岸被害1箇所
H26.1.25	がけ崩れ	字岩部	道道岩部線通行止
H28.4.17	低気圧	字千軒 字福島・吉岡地区	住家一部破損1棟、農業施設被害2棟 水産施設損壊1,989箇所、水産4件
H28.8.30	台風10号	町内全域	住家破損22棟、停電107戸、土木2箇所 農業施設損壊10棟、水産1件
H28.11.12	がけ崩れ	字岩部	道々岩部線通行止
H28.12.22	大雨	字宮歌	床下浸水1棟
H29.9.17	台風18号	字宮歌	床下浸水1棟
H30.8.24	台風20号	町内全域	床下浸水1棟、道道岩部線通行止
H30.9.5	台風21号	町内全域	住家破損3棟、非住家破損2棟 農業施設損壊1棟、公共施設破損2件
H30.9.6	北海道胆振 地方東部地震	町内全域	停電
R1.9.23	台風17号	町道福島月崎幹線	一部冠水
R3.1.29	低気圧	町内全域	住家一部破損1棟
R3.4.24	がけ崩れ	字岩部	道道岩部線通行止
R4.2.10	大雪	町内全域	公共施設全壊1件

## 町内に関する資料 2

## 福島町の文化財

	名称	指定内容	指定年月日
1	松前神楽	国の重要無形民俗文化財	H30. 3. 8
2	宮歌村文書	北海道有形文化財	H16. 9. 22
3	円空作観世音菩薩像	福島町有形文化財	H2. 7. 13
4	神楽用獅子頭	福島町有形民俗文化財	H7. 11. 3
5	福島大神宮祭礼行列	福島町無形民俗文化財	S43. 11. 3
6	白符荒馬踊	福島町無形民俗文化財	S43. 11. 3



## 町内に関する資料 3

## 福島町備蓄倉庫備蓄品

(令和4年12月1日現在)

品目	数量	品目	数量	品目	数量
保存水(500ml)	1,224(本)	大人用おむつ	30(パック)	軍手	1,080(双)
給水タンク	100(個)	使い捨て歯ブラシ	4,500(本)	非常用飲料水袋	500(個)
保存食(パン)	1,060(個)	使い捨て紙皿	6,000(枚)	LED懐中電灯	6(個)
保存食(ビスケット)	1,008(個)	紙コップ	6,000(個)	ヘッドライト	4(個)
保存食(アルファ米)	34(箱)	プラスチックスプーン	6,000(本)	ロープ	10(個)
保存食(栄養機能食品)	1,440(袋)	土嚢袋	260(個)	LED チャージライト	9(個)
保存食(カレーライス)	600(袋)	吸水性土のう	500(個)	ストッカー	16(個)
保存食(液体ミルク)	120(本)	作業用雨具	148(着)	寝袋	41(個)
毛布	170(枚)	長靴	18(足)	中型ハシゴ	1(脚)
アルミマット	400(枚)	ウェーダー(胴付)	5(着)	小型救助工具セット	1(個)
大型救急箱	4(台)	担架	3(台)	ヘルメット	82(個)
マスク	12,000(枚)	懐中電灯	46(個)	段ボールベッド	28(個)
消毒液(一斗缶)	5(個)	非常用ライト(ランタン)	50(個)	エアーテント	1(張)
非接触型体温計	10(本)	乾電池	714(個)	折畳ベット	10(台)
避難所用テント	56(張)	車椅子	2(台)		
ジェットヒーター	2(台)	メガホン	8(個)		
気化式冷風機	1(台)	ガソリン携行缶	2(個)		
LED バルーンライト	2(台)	石油ストーブ	14(台)		
災害用ウェットタオル	400(袋)	発電機(ガソリン)	4(台)		
ほ乳ボトル	90(本)	水中ポンプ	1(台)		
生理用品	52(袋)	リヤカー	5(台)		
子供用おむつ	8(パック)	ポータブルトイレ	400(個)		